

# 第五次 大阪狭山市 総合計画

改訂版

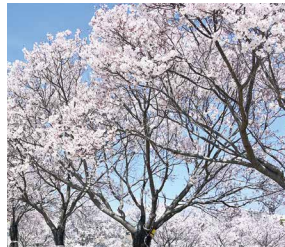
2021-2030

大阪狭山市  
OSAKASAYAMA

水・ひと・まちが輝き  
みんなの笑顔を未来へつなぐまち

～みんなで作る おおさかさやま～

さくら



つつじ



大阪狭山市「市の木・市の花」



大阪狭山市

大阪狭山市 政策推進部 企画・情報政策グループ

〒589-8501大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384-1

TEL072-366-0011(代)

<https://www.city.osakasayama.osaka.jp>



第五次  
大阪狭山市  
総合計画

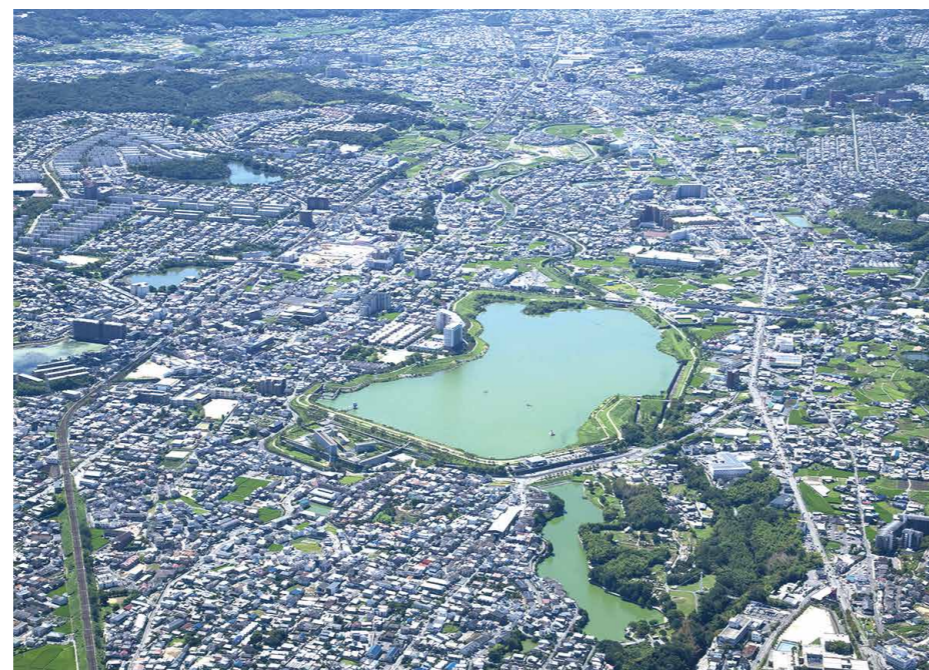
改訂版

第3期大阪狭山市総合戦略

2021-2030

水・ひと・まちが輝き  
みんなの笑顔を未来へつなぐまち  
～みんなでつくる おおさかさやま～

大阪狭山市  
OSAKASAYAMA



水・ひと・まちが輝き  
みんなの笑顔を  
未来へつなぐまち  
～みんなでつくる  
おおさかさやま～



本市では、令和3年3月に、向こう10年間のまちづくりの基本方向とめざすべき姿を示す指針となる「第五次大阪狭山市総合計画」を策定し、市の将来像「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち」の実現に向け、魅力と活力あふれるまちづくりを進めてきました。

この間、国や地方を取り巻く環境は大きく変化しており、全国的に直面している人口減少は依然として続いていることから、本市においても緩やかな減少が進みつつあります。グローバル化や生成AIなどのデジタル技術が急速に進展し、従来のライフスタイルの変容が市民生活のみならず社会経済状況にも大きな影響を与えています。さらに本市においては、近畿大学病院等跡地の活用をはじめ、今熊地区周辺エリア複合施設や子ども子育て複合施設の整備などの大きなプロジェクトが動き出しており、まちのリメイクに向けた具体的な取組みが重要な局面に達しております。

このような状況のもと、現行計画が中間年度を迎え、また第2期大阪狭山市総合戦略の計画期間の最終年度が令和7年度であることから、本市がこれまで取り組んできた施策の進捗状況等を踏まえ、地方創生の一層の充実・強化を図ることを目的に「第3期大阪狭山市総合戦略」と一体化するとともに、今後5年間に取り組むべき施策を反映し、「第五次大阪狭山市総合計画」を改訂しました。

本計画では、これまでの基本構想や施策の大綱といった基本的な方向性を継承しつつ、加速する人口減少社会への対応をはじめ持続可能な行財政運営の構築等、デジタルの力を活用した取組みを推進し、市の将来像の実現をめざします。

引き続き、「みんなでつくる おおさかさやま」を合言葉に、市民と行政との協働はもとより、民間企業や大学等、多様な主体と手を携え、まちづくりに取り組んでまいります。

結びに、計画の見直しにあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市議会並びに市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

大阪狭山市長 古川 照人

<b>基本構想</b>	<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	6
		1 計画策定の趣旨	6
		2 計画の役割と構成	7
		3 各中学校区のまちづくりの方向性	9
	<b>第2章</b>	<b>計画策定の背景及び地域特性</b>	10
		1 本市を取り巻く情勢	10
		2 本市の現状と特性	13
		3 市民意識	24
	<b>第3章</b>	<b>まちづくりの課題</b>	26
	<b>第4章</b>	<b>まちづくりの基本方向</b>	28
		1 まちづくりの基本理念	28
		2 市の将来像	28
		3 将来人口推計	29
	4 都市構造と土地利用	31	
	5 施策の大綱	35	

<b>基本計画</b>	<b>序章</b>	<b>基本計画の内容</b>	38
		1 後期基本計画の目的と位置づけ	38
		2 後期基本計画の期間	38
		3 施策体系と施策の見方	39
		4 地方創生に向けた取組み(第3期大阪狭山市総合戦略)	42
	<b>第1章</b>	<b>子どもや若者の未来が輝くまちづくり</b>	47
	<b>第2章</b>	<b>健康でいきいきと暮らせるまちづくり</b>	55
	<b>第3章</b>	<b>自然と調和した活力のある快適なまちづくり</b>	67
	<b>第4章</b>	<b>豊かな心と文化を育むまちづくり</b>	81
	<b>第5章</b>	<b>安全で安心できるまちづくり</b>	89
	<b>第6章</b>	<b>施策の推進に向けて</b>	97

<b>資料編</b>	中間見直し等方針	106	大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会委員	112
	市民参画による計画づくり	107	大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会規程	113
	審議会への諮問	108	市民意識調査結果の概要	116
	審議会からの答申	108	SDGsの17のゴール	118
	審議経過	109	総合計画の施策とSDGsの17のゴール	120
	大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員	109	用語解説	121
	大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会規則	110	市民憲章／市歌	127
	大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会経過	111		

## 基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

総合計画は、市町村が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るため、まちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものです。本市においては、これまで四次にわたる総合計画を策定し、その計画に基づき各種施策・事業を推進してきました。

平成23年(2011年)に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分となる基本構想的な法的な策定義務がなくなりましたが、本市では、大阪狭山市自治基本条例第22条第1項において、「市長は、市政運営の指針となる総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。」と規定しています。また、同条第2項において、「市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、広く市民が参画できるよう努めるものとする。」と規定するなど、市民参画の重要性を明示しています。市民参画について本市の総合計画を振り返ると、第三次総合計画では人づくりをテーマに、第四次総合計画では人を活かしてまちづくりを実践することをテーマに施策・事業を展開してきました。

この間、本市を取り巻く環境は、社会経済情勢の変動、地方自治に関連する法制度の改定など、大きく変化しています。少子高齢化・人口減少社会の到来をはじめ、大規模自然災害の発生による安全・安心な暮らしに対する意識の高まり、環境負荷のない暮らしへの転換など、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、さまざまな課題があります。本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、大阪狭山市自治基本条例の趣旨に則り、第五次大阪狭山市総合計画を策定するものです。

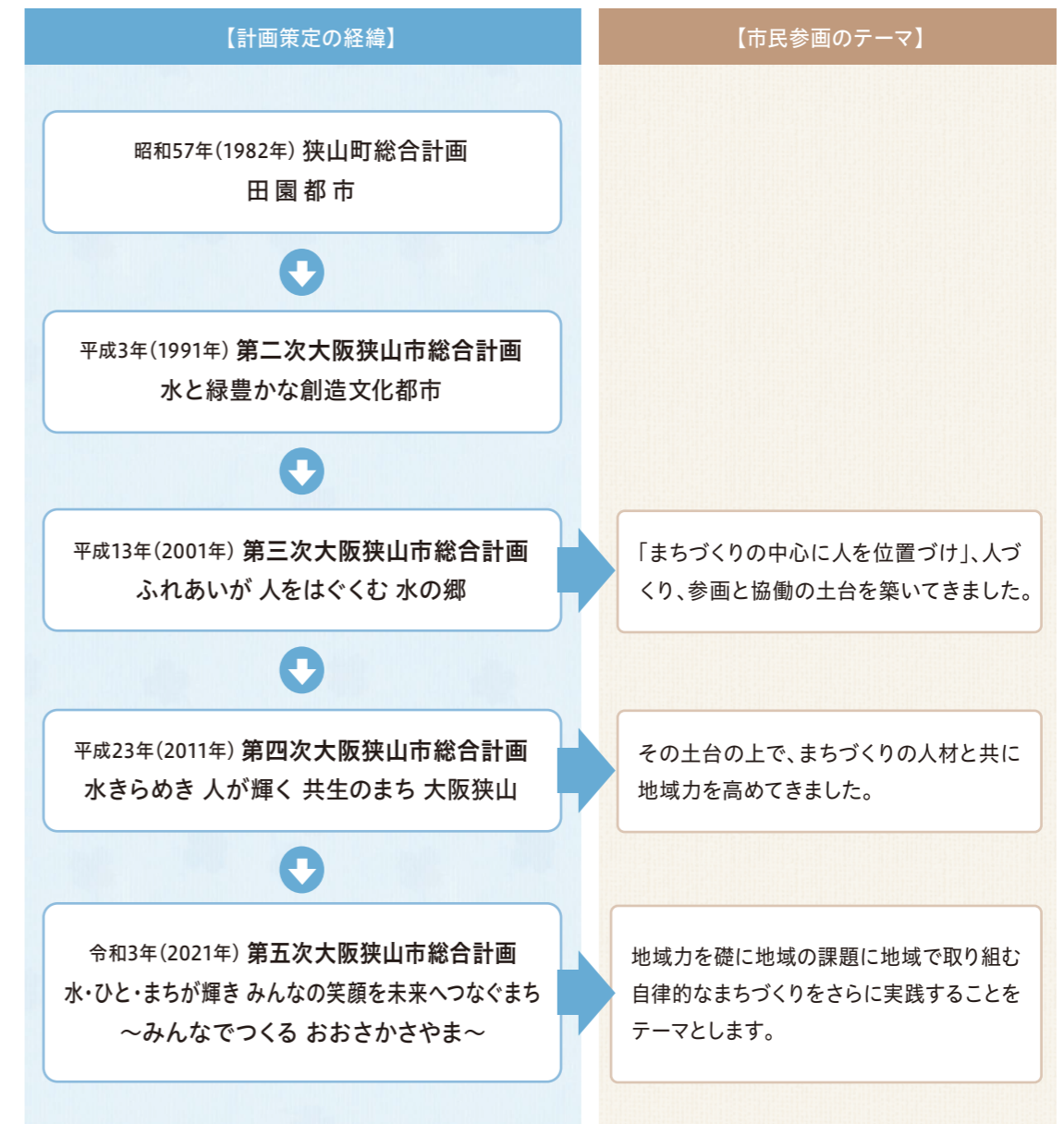


2 計画の役割と構成

(1) 計画の役割と位置づけ

総合計画は、本市自治基本条例に基づき策定します。長期的な展望に立ち、本市の将来像の実現に向けた取組みを市民や事業者、行政が協働して進めるための指針とします。

■総合計画策定の経緯と市民参画のテーマ



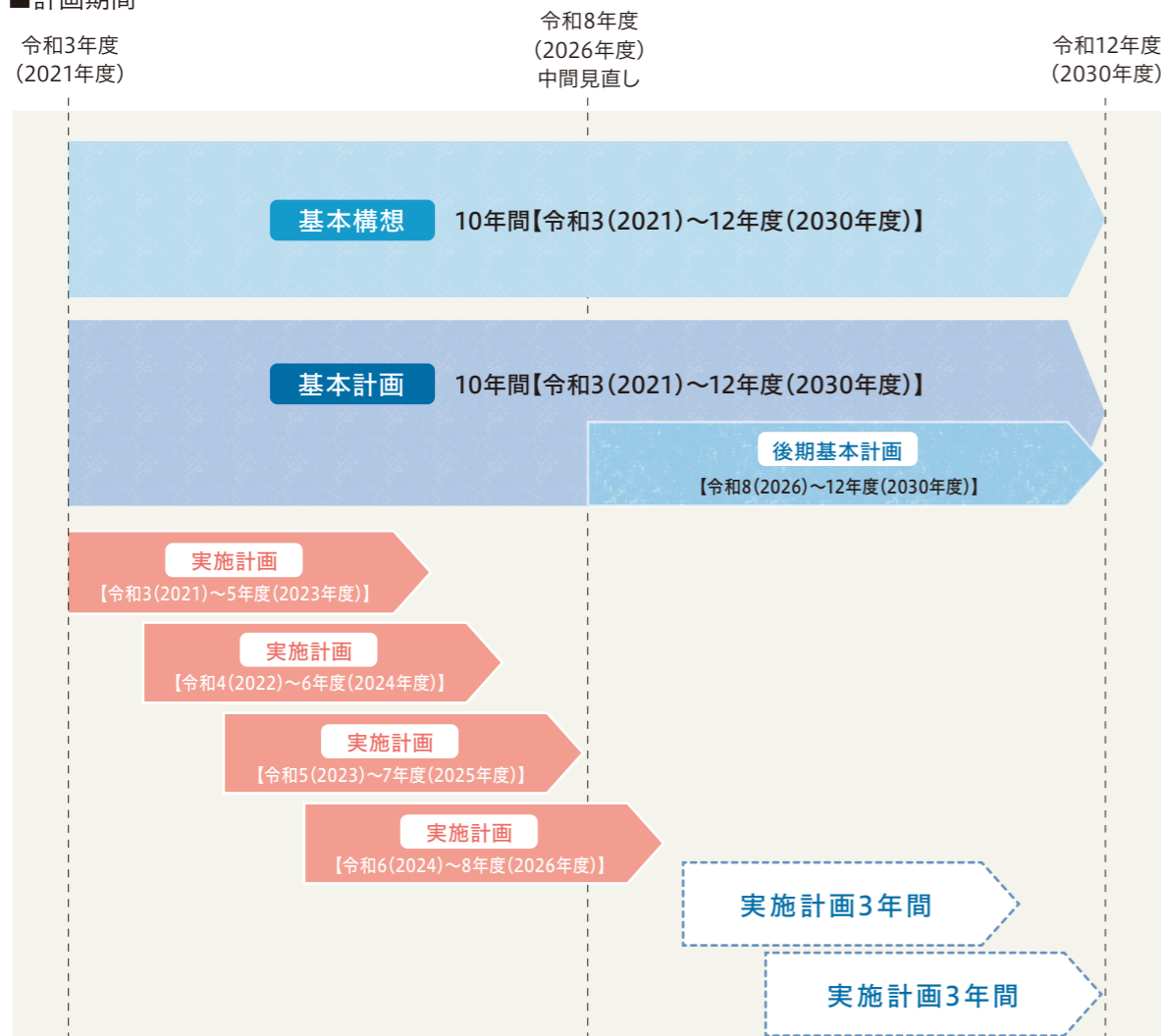
(2) 計画期間

令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標年度とする10か年計画とします。

(3) 計画の構成

基本構想	基本構想は、本市の長期的なまちづくりの基本方向を示すもので、まちづくりの基本理念や市の将来像のほか、その実現に向けた施策の大綱を示します。
基本計画	基本計画は、基本構想に示す市の将来像を実現するための施策を体系的に示し、その取組内容を記載します。
実施計画	<p>実施計画は、基本計画において定めた施策の優先度や財源との整合を勘案し、具体的で、実効性のある計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となるものです。</p> <p>なお、実施計画の期間は、概ね3年とし、ローリング方式で毎年度見直しを行うため、別途策定するものとします。</p>

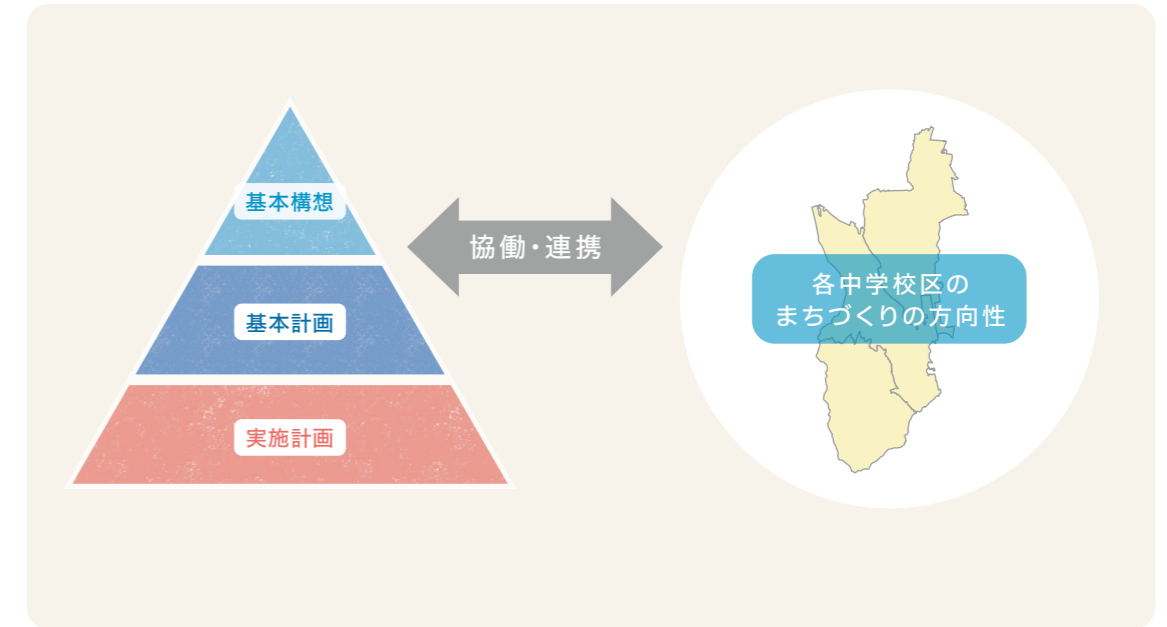
■ 計画期間



3 各中学校区のまちづくりの方向性

市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」の策定にあわせ、より地域の実情に沿ったまちづくりを進めるため、新たに「各中学校区のまちづくりの方向性」を示します。

■ 体系別計画の構成と各中学校区のまちづくりの方向性のイメージ



各中学校区のまちづくりの方向性は、第五次総合計画によるまちづくりを進める中で、市民、事業者、行政、地域で活動している自治会等やまちづくり円卓会議<sup>※</sup>などの多様な地域主体が連携・協働し、各中学校区における個性のある魅力的なまちづくりへの指針(道しるべ)です。

各中学校区の将来のあるべき姿の実現のため、自治会等をはじめ、校区内で活動する団体や市民と行政が協働しながら、この指針(道しるべ)を参考に、まちづくり円卓会議による地域ビジョン<sup>※</sup>の策定をめざします。

「※印」を付けている用語は、121ページ以降で解説を掲載しています。

## 第2章 計画策定の背景及び地域特性

## 1 本市を取り巻く情勢

## (1) 人口減少社会と地方創生への対応

わが国の人口は、平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)時点では1億2,615万人と、ピーク時から比較すると193万人(約1.5%)減少しました。令和6年(2024年)の国全体の合計特殊出生率は1.15で過去最低を更新し、平成28年(2016年)から9年連続で低下する一方で、死亡数は増加傾向にあります。また、令和7年(2025年)には、「団塊の世代」のすべてが75歳以上の後期高齢者になるなど、さらなる人口減少や少子高齢化の進行により、このまま推移すれば、医療や社会保障、介護、地域コミュニティへの一層の影響が懸念されます。

国は、令和5年(2023年)にこども基本法を施行し、こども家庭庁を軸に、少子化対策やこどもの貧困対策、児童虐待対策等のこども政策を進め、「すべてのこどもが、家庭など置かれている環境にかかわらず等しく健やかに成長でき、こどもの権利が守られ、幸福な生活を送れる社会を実現するために、こども施策を総合的に進めること」をめざしています。

地方創生に係る動きとして、国は、令和3年(2021年)に、東京一極集中の是正と地方創生・人口減少克服に向け、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という政策を打ち出しました。その後、令和6年(2024年)には、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、新たに「地方創生2.0」を起動して、「令和の日本列島改造」を力強く推進することとしました。さらに、令和7年(2025年)には、「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、「強い」経済と「豊かな」生活環境をさらに発展させ、その基盤の上に、地域や人々の多様性が、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していくこととしています。

## (2) 社会経済情勢の変化

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>の感染拡大の影響により、令和2年(2020年)を底として大幅に落ち込んだ後、徐々に社会経済活動の正常化が進みました。しかしながら、コロナ禍からの経済回復等に伴う世界的な需要の拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景に、国際的な資源価格や物流コストの上昇、供給力不足による世界的な物価上昇が生じています。わが国においても令和6年(2024年)の消費者物価上昇率は2.5%で、令和4年(2022年)以降、3年連続の2%超えとなり、企業活動だけでなく家計にも大きな影響を及ぼしています。一方で、令和7年(2025年)の春闘における平均の賃上げ率は5.25%と2年連続で5%を超え、賃上げに向けた動きもみられています。

訪日外国人旅行者数は、令和4年(2022年)10月に政府の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が緩和されて以降、大幅に増加しました。令和6年(2024年)には3,600万人に達するとともに、訪日外国人消費額は8兆円を超え過去最高となり、インバウンドの経済効果は順調に回復しています。

また、国は、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs<sup>\*</sup>: Sustainable Development Goals)」の実施指針を平成28年(2016年)に決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」というビジョンのもと、17の目標と169のターゲットにより、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしています。

## (3) 安全・安心がより重視される時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の後、国は「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ国土、経済社会システムづくりを進めてきました。しかし、平成28年(2016年)の熊本地震、平成30年(2018年)の大阪北部地震、令和6年(2024年)の能登半島地震などの発生や、東海・東南海・南海地震等、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性の高まりなどから、大規模地震に対する関心は一層高まっています。

気象においても、近年の気候変動に伴い、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、平成30年(2018年)の台風や豪雨の被害、令和3年(2021年)の伊豆山土砂災害など全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、自然現象における脅威に加え、近年では、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪の被害拡大など、市民生活を脅かす不安が広がっているほか、高齢ドライバーによる交通事故や自転車運転による人身事故なども多く発生しています。

このため、地域コミュニティの主体的な活動を含め、ソフト・ハードを組み合わせた安全・安心なまちづくりの重要性がますます高まっています。

さらに、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種や感染防止対策の徹底等により、令和5年(2023年)5月に感染症法上の5類に移行しましたが、重症化リスクを伴う感染症であることに変わりはなく、引き続き基本的な感染予防対策が必要です。今後も、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症による脅威に備え、市民の安全・安心な生活を守る体制の整備が求められます。

#### (4) 情報化の進展と生活の変化

ICT<sup>\*</sup>（情報通信技術：Information and Communication Technology）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。これにより、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進されるとともに、社会を大きく動かす力となっています。今後は、AI<sup>\*</sup>（人工知能：Artificial Intelligence）や、情報家電からさまざまなセンサーまであらゆるものがインターネットにつながるIoT<sup>\*</sup>（Internet of Things）の技術がさらに高度化し、移動体通信において5G<sup>\*</sup>（次世代無線通信規格）が普及し、データ通信の高速化・大容量化が進むなど情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして市民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくと考えられます。しかし、一方で、デジタルデバイド<sup>\*</sup>の発生、運用コストの増加、人間関係の希薄化、インターネットによる犯罪の増加などの課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>の感染拡大防止の観点から、外出行動の抑制や3密（密閉・密集・密接）を避けた行動が奨励されたことで、市民生活においては、オンラインショッピングや電子マネー等の利用拡大、企業等では、テレワーク<sup>\*</sup>やオンライン会議等の促進など、デジタル技術の活用が急速に加速しました。

#### (5) ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や市民ニーズも多種多様になっています。共働き世帯数の推移をみると、全国では平成4年（1992年）に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大傾向にあります。個人の意識についても、「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>」の考え方が定着しつつあります。

また、個人の価値観としては、物質的な豊かさだけでなく心の豊かさが重要な価値基準となりつつあり、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態を示すウェルビーイング（Well-being）<sup>\*</sup>の概念が広がっています。

若者から高齢者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要となっています。

#### (6) 人と人とのつながりを大切にする社会

核家族や単身者等向け生活サービスの浸透や近隣コミュニケーションの減少、プライバシー保護の厳格化などさまざまな要因が重なり合い、「無縁社会」と言われる人と人との関係の希薄化が深刻化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的な孤立・孤独の問題を一層顕在化させました。地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会等の地縁組織も、加入率の低下や役員の高齢化・固定化、新たな担い手不足といった課題を抱えており、環境美化や防犯活動、災害時の支援活動など、市民同士が支えあう地域社会の構築が求められています。

このため、多様な意見や考え方を尊重するだけでなく、人と人とのつながりを大切にする温もりのあるコミュニティの創造が求められています。

## 2 本市の現状と特性

### (1) 自然及び歴史の特性

#### ① 位置

本市は、大阪平野の東南部に位置し、東は富田林市、西及び北は堺市、南は河内長野市に接しています。市域の広がり方は、東西最大幅2.4km、南北7.0km、面積11.92km<sup>2</sup>です。

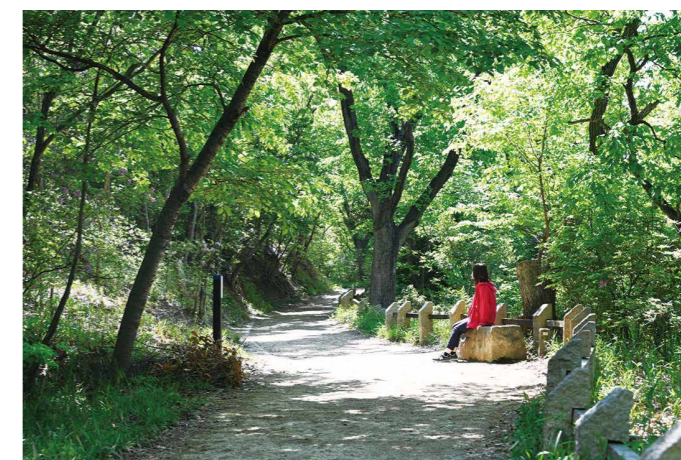
また、大阪市中心部から直線距離で20km圏に位置し、市内を縦貫している南海電気鉄道高野線の3つの駅があり、大阪市中心部とは約25分で結ばれています。

#### ② 地 勢

「狭山」という地名は、東の羽曳野丘陵と西の陶器山山系にはさまれた地として、こう名付けられたといわれています。地勢は大別すると北東部の平地部と南西部の丘陵部に二分され、南から北へなだらかに傾斜した地形で、平地部は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵部は南西の泉北丘陵へと連なっています。

また、ほぼ市の中央部に位置する狭山池には、南から西除川（天野川）と三津屋川が流入し、狭山池からは西除川、東除川が北流し大和川に注いでいます。市内には、狭山池をはじめ、ため池が約120箇所所在しており、これらの周囲には良好な水辺環境や、まとまりのある農地などが形成されています。

さらに、都市における農地や河川、ため池などのみどりは農産物供給機能、防災機能、良好な景観形成機能など、多様な機能を有しています。



## ③歴史的特性

明治2年(1869年)、狭山藩が廃止され、本市域は堺県に編入されました。明治14年(1881年)の堺県廃止で大阪府に編入されました。明治22年(1889年)、市制・町村制施行により、狭山村と三都村となり、昭和6年(1931年)6月、狭山村と三都村が合併して狭山村になり、昭和26年(1951年)4月1日、町制の施行により狭山町となりました。

昭和30年代以降の大阪都市圏への急激な人口集中に伴って、本市も狭山ニュータウンをはじめ大小の住宅開発が進み、それまでの農村集落から大都市近郊の住宅都市へと大きく変貌しました。昭和60年(1985年)には人口が5万人を超え、昭和62年(1987年)10月1日に市制を施行、全国で654番目(特別区を除く)、大阪府内で32番目の市として大阪狭山市が誕生しました。

市制施行以後、文化会館の建設をはじめ、市民ふれあいの里、市民総合グラウンドなどのスポーツ・レクリエーション施設の充実を図り、幹線道路沿道を中心とした商業施設などの立地が進みました。

平成12年(2000年)には、長い間多くの人々に愛されてきた「さやま遊園」が閉園しました。

平成13年(2001年)には、市民の心のよりどころである狭山池が、平成の大改修(昭和63年(1988年)12月着工、平成13年(2001年)3月完了)として大阪府の事業により治水ダムという新しい機能を付加されて生まれ変わり、あわせて公園や博物館の建設が進められ、狭山池周辺が市民の憩いの場として整備されました。

平成14年(2002年)には、狭山池の改修工事の完成を機に、市民が主体となった狭山池まつりがはじまりました。

平成19年(2007年)に、市制施行20周年を迎えました。

同じ年には、市民活動支援センター<sup>※</sup>によるまちづくり大学が開講し、平成21年(2009年)から平成22年(2010年)にかけて、大阪狭山市自治基本条例の制定や南中学校区、第三中学校区、狭山中学校区でまちづくり円卓会議<sup>※</sup>が設立されるなど、市民と行政の協働によるまちづくりが着実に進展してきました。

平成29年(2017年)に、市制施行30周年を迎えました。



## (2)社会的特性

## ①人口・世帯

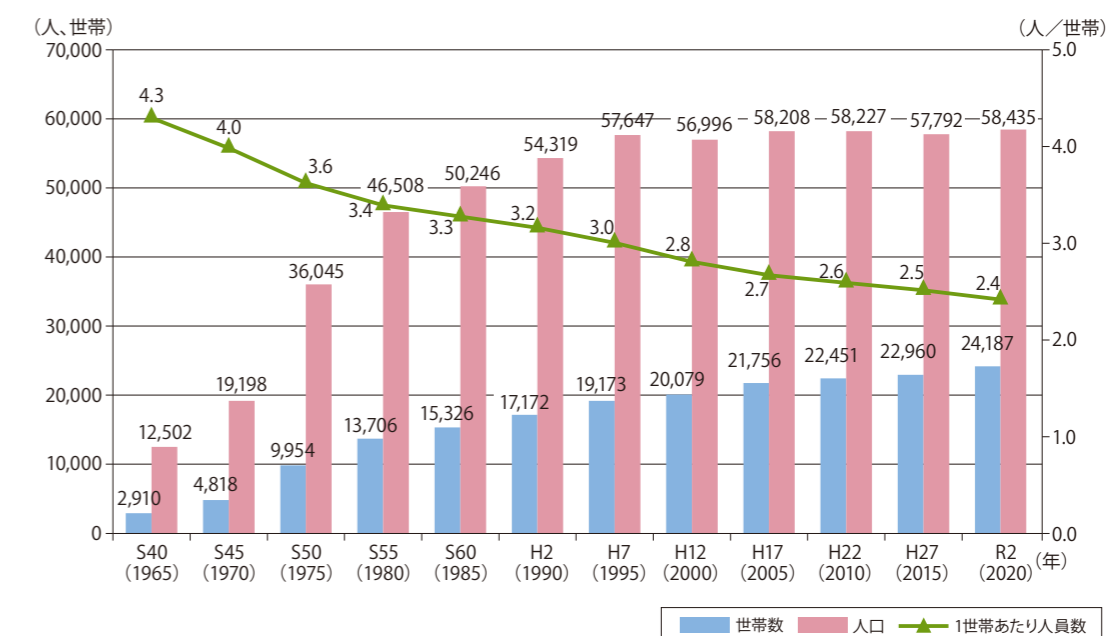
本市の人口は、昭和26年(1951年)4月1日の町制施行時9,000人あまりで、昭和40年(1965年)頃まではほぼ横ばいで推移しました。

高度経済成長のはじまりとともに、人口は増加しはじめ、昭和42年(1967年)から南西部の丘陵地帯において狭山ニュータウンの大規模な開発が行われ、入居が開始された昭和44年(1969年)6月以降は急激に増加しました。特に、昭和45年(1970年)から昭和50年(1975年)の5年間には187.8%と大阪府内随一の人口増加率を呈しました。

狭山ニュータウンへの入居がほぼ完了したとみられる昭和55年(1980年)以降も、以前よりは増加のペースが落ちたものの、ほぼ直線的に増加を続けてきました。その後も、さやま遊園跡地や、狭山駅に隣接した工場跡地等が住宅地として開発されたほか、東池尻や今熊、茱萸木地区など、比較的農地が多く残っていた地区においても、農地が宅地に転用され、住宅開発が進むなど、周辺都市の人口が減少する中、令和元年(2019年)8月末の人口が58,769人(住民基本台帳人口:住民票に記載されている人の数)と過去最高となりましたが、近年では微減の傾向を示しています。

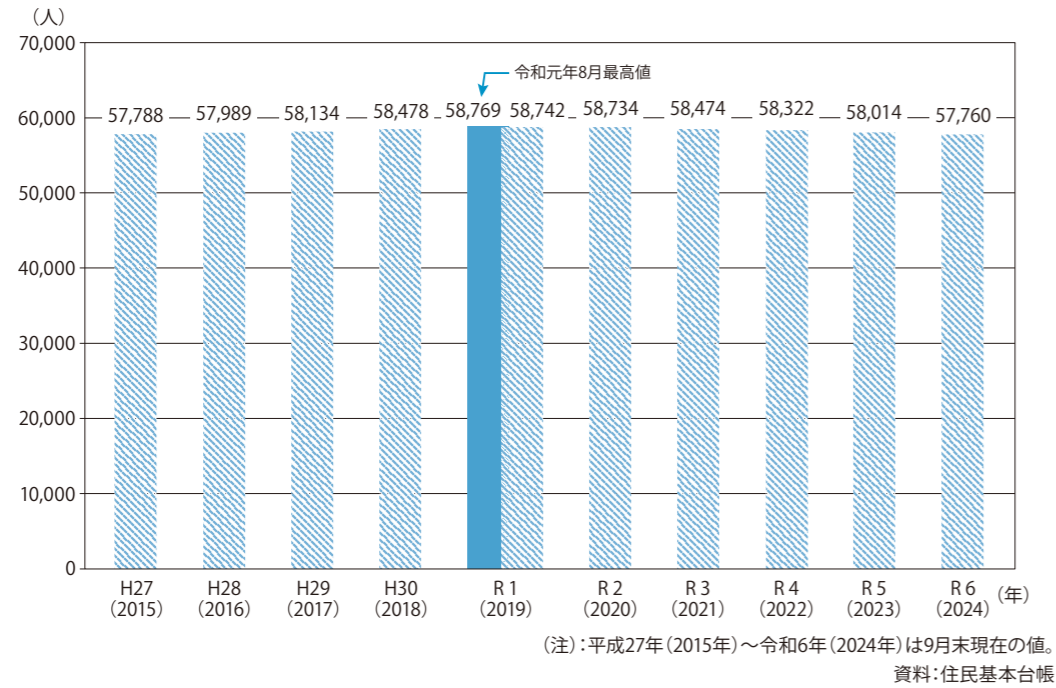
また、世帯数については、これまでも増加しているものの、増加率は鈍化しています。1世帯あたり人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化、特に世帯人員が1人の世帯(単独世帯)が増加しています。

## ■国勢調査に基づく世帯数、人口、1世帯あたり人員の推移



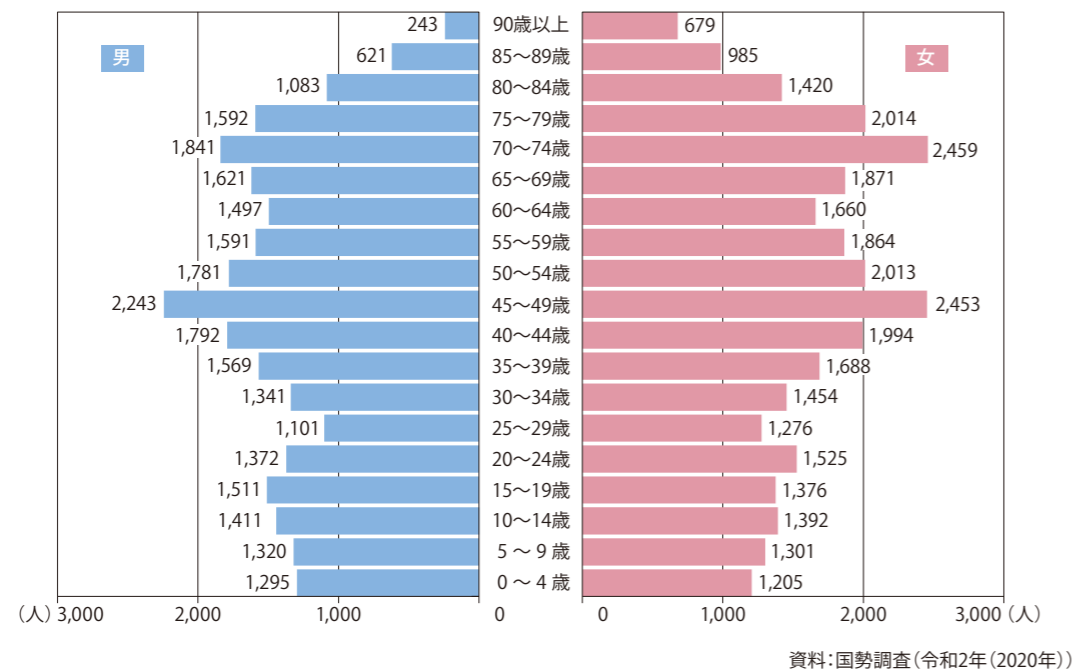
資料：大阪府統計年鑑(S40年(1965年)～S50年(1975年))、国勢調査(S55年(1980年)～)

■住民基本台帳に基づく人口の推移



令和2年(2020年)の年齢階層別人口をみると、団塊の世代(70～74歳)、団塊ジュニア世代(45～49歳)が他の年代に比べて多く、令和7年(2025年)には、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になっています。

■年齢階層別人口



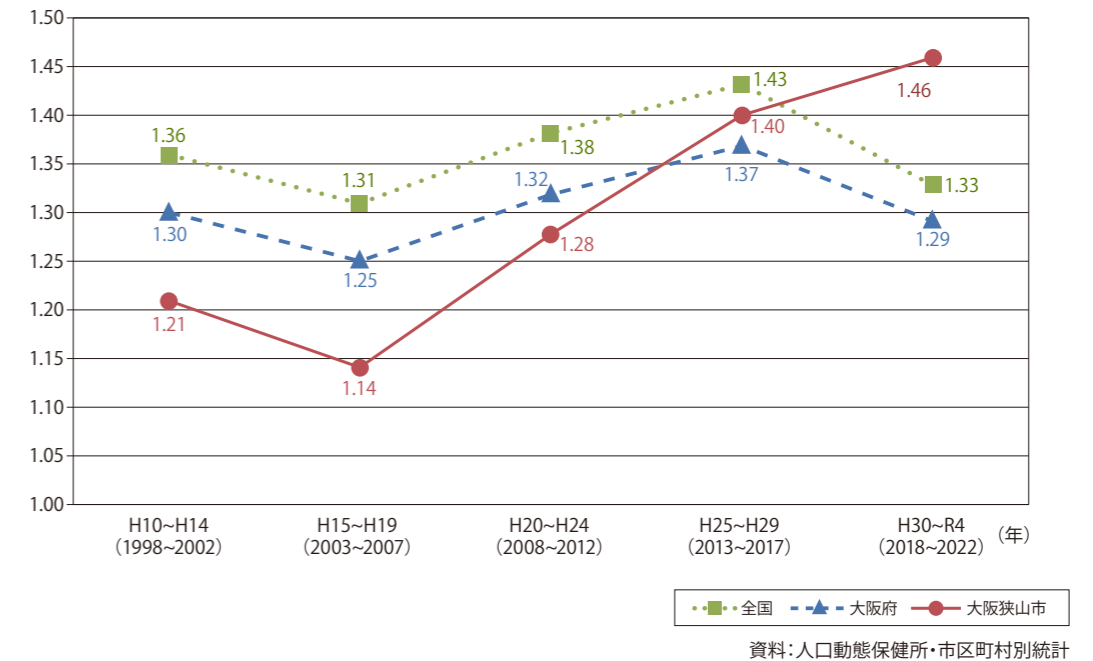
総人口に占める65歳以上の老年人口率は、平成27年(2015年)には26.7%であったものが、令和2年(2020年)には28.1%となっており、高齢化が進んでいます。

■年齢4階層別人口割合の推移



合計特殊出生率は、人口を維持していくために必要な2.07に対し1.46と下回っていますが、上昇傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移

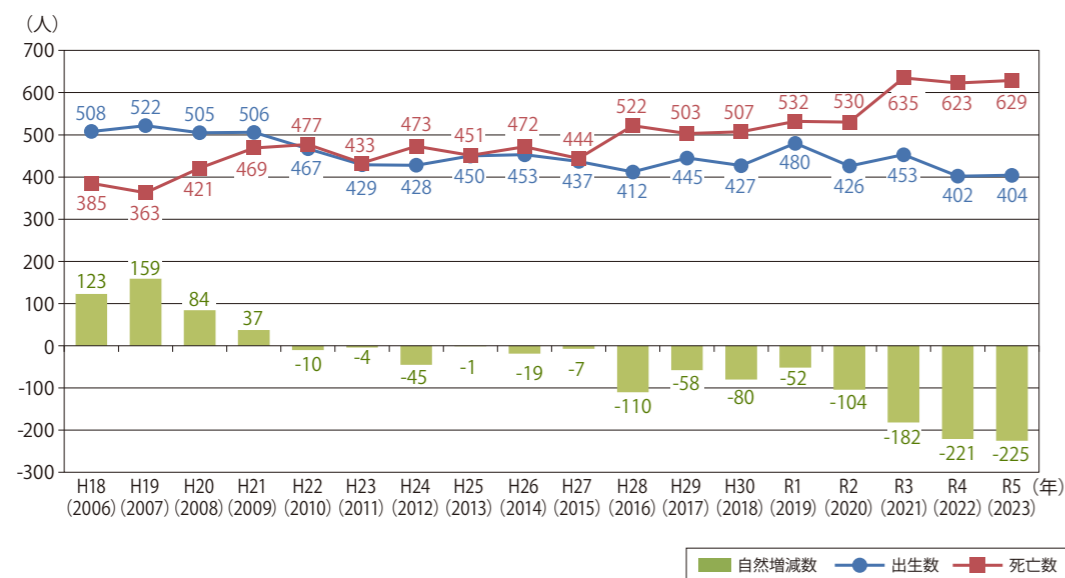


②人口動態

人口動態についてみると、平成21年(2009年)までは、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成22年(2010年)以降、自然減が続いています。

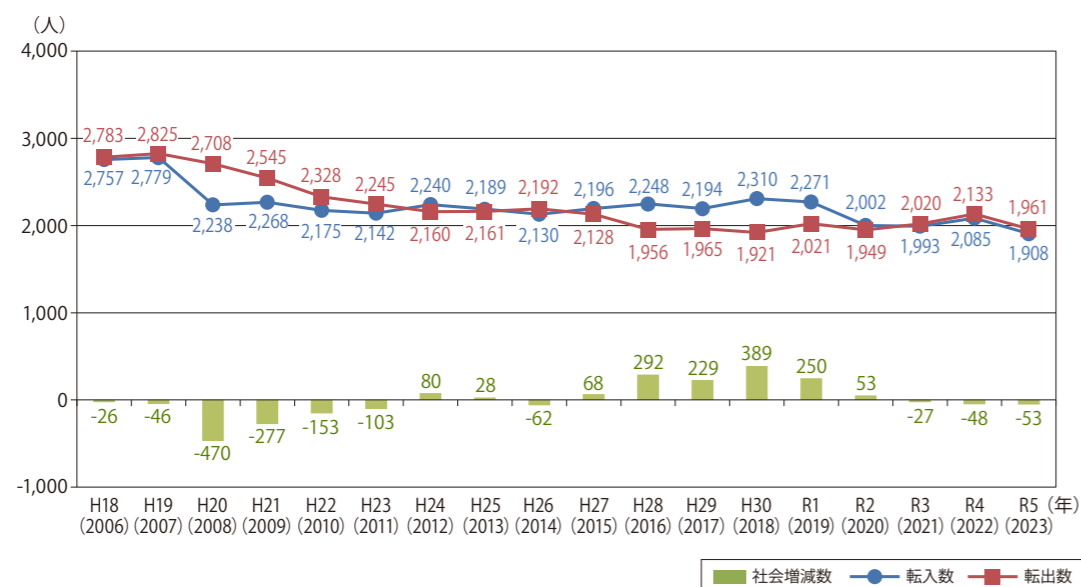
社会動態についてみると、転入数、転出数は減少しつつ、社会増、社会減を繰り返しており、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までは社会増を維持し、令和2年(2020年)以降はほぼ均衡を維持しています。

■自然動態の推移



資料：総務省「市区町村のすがた」、人口動態調査

■社会動態の推移

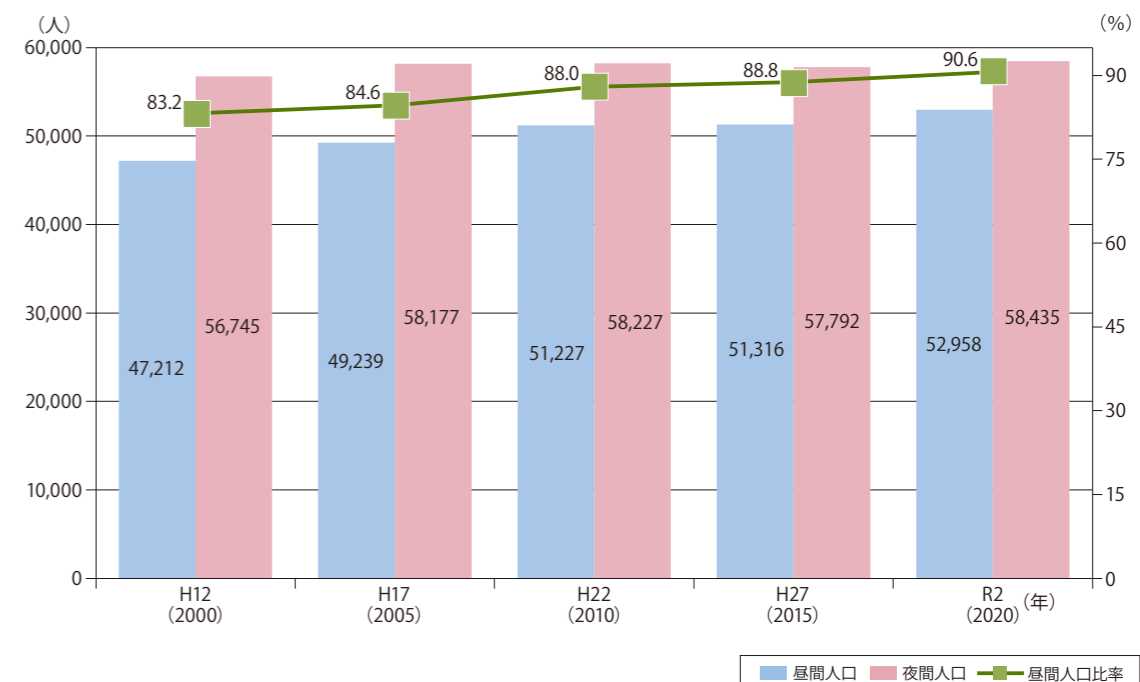


資料：総務省「市区町村のすがた」、住民基本台帳人口移動報告

③昼夜間人口

令和2年(2020年)の通勤・通学による流動人口をみると、夜間人口58,435人に対して昼間人口は52,958人で、昼間人口比率は90.6%となっています。

■大阪狭山市の昼夜間人口



資料：国勢調査

④産業構造

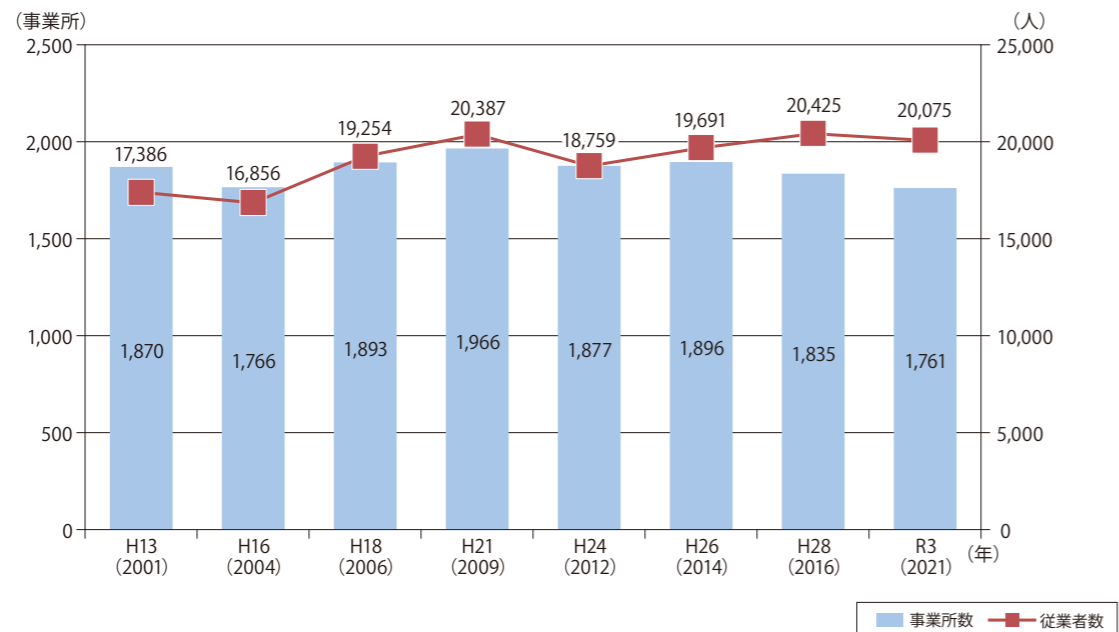
令和3年(2021年)の経済センサス活動調査によると、本市の主要産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、製造業であり、この4部門で市内の全事業所数の54.2%、全従業者数の71.1%を占めています。また、前回の経済センサス活動調査(平成28年(2016年))に比べて、事業所数、従業者数は減少しています。

■産業大分類別事業所数・従業者数(令和3年(2021年))

	事業所数		従業者数	
	実数(事業所)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
全産業	1,761	100.0	20,075	100.0
農林漁業	4	0.2	89	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.0	-	0.0
建設業	138	7.8	697	3.5
製造業	117	6.6	2,095	10.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2	47	0.2
情報通信業	6	0.3	20	0.1
運輸業、郵便業	22	1.2	373	1.9
卸売業、小売業	386	21.9	3,366	16.8
金融業、保険業	15	0.9	236	1.2
不動産業、物品賃貸業	181	10.3	553	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	59	3.4	204	1.0
宿泊業、飲食サービス業	191	10.8	1,814	9.0
生活関連サービス業、娯楽業	183	10.4	809	4.0
教育、学習支援業	97	5.5	1,751	8.7
医療、福祉	263	14.9	7,015	34.9
複合サービス事業	8	0.5	162	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	88	5.0	844	4.2

(注)：網掛けはそれぞれ上位3位の産業区分  
資料：経済センサス活動調査

■事業所数(民間)・従業者数

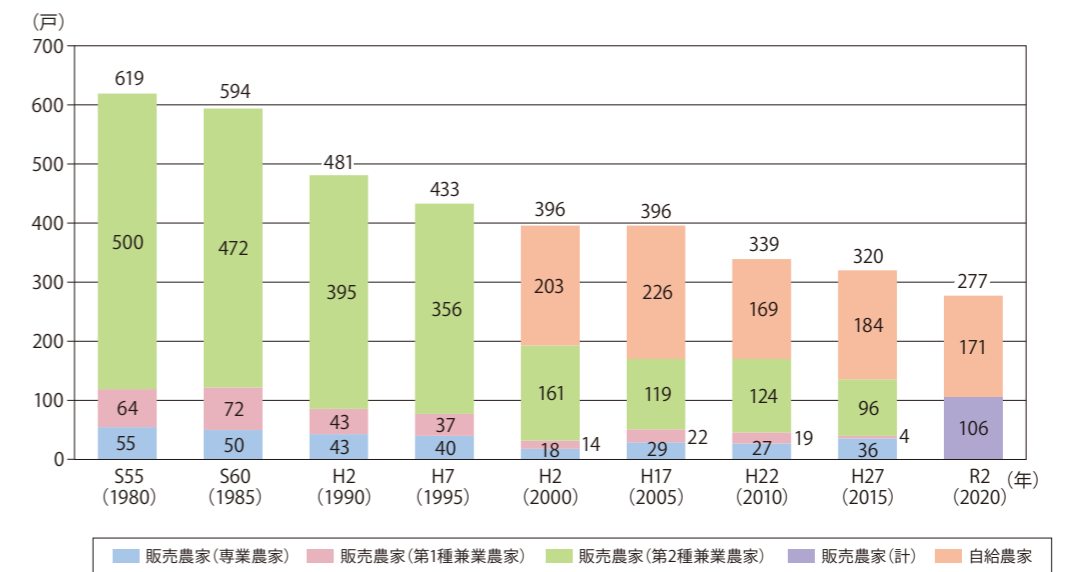


(注)：平成13年(2001年)～平成18年(2006年)は事業所・企業統計調査、平成21年(2009年)と平成26年(2014年)は経済センサス基礎調査、平成24年(2012年)と平成28年(2016年)、令和3年(2021年)は経済センサス活動調査  
資料：事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査

農業については、農家数は減少しており、農家の種類別の内訳では、令和2年(2020年)の自給農家が171戸、販売農家が106戸で、全農家数277戸の約6割が自給農家となっています。

また、経営耕地面積は減少を続けており、令和2年(2020年)は59haで平成12年(2000年)から6割減少しています。

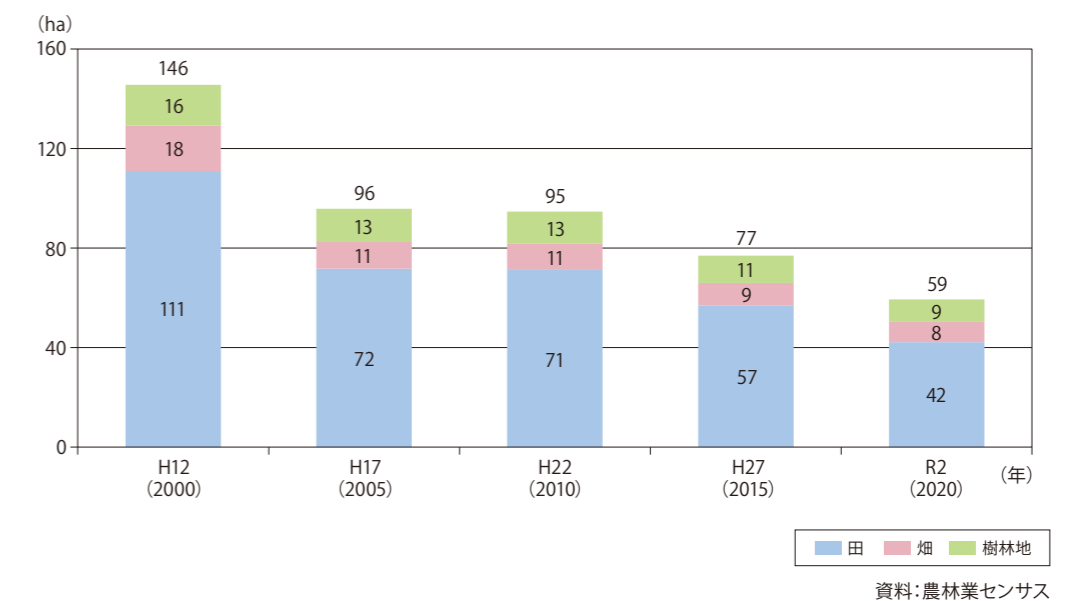
■農家数の状況



(注1)：平成12年(2000年)以降の販売農家については、経営耕地面積30a以上で、農産物販売が50万円以上の販売農家に限っているため、ここではそれ以外の農家を「自給農家」として記載。  
(注2)：令和2年(2020年)の販売農家(計)については、販売農家(専業農家)と販売農家(第1種兼業農家)、販売農家(第2種兼業農家)の戸数の計。

資料：大阪狭山市統計書、農林業センサス

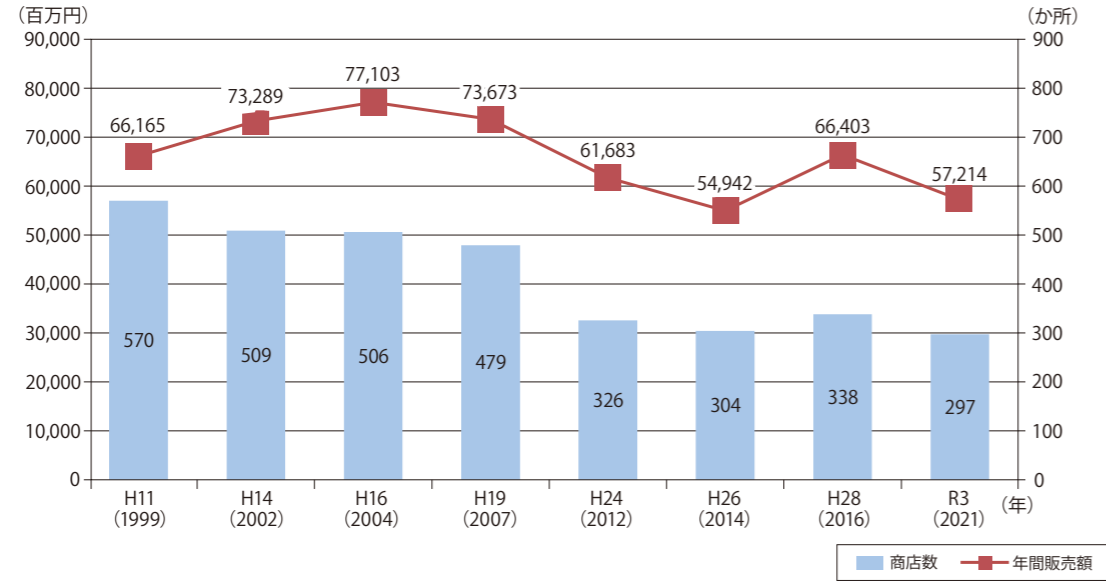
■経営耕地面積の状況



資料：農林業センサス

商業については、年間販売額は平成16年(2004年)をピークに減少し、平成28年(2016年)に増加に転じたものの、令和3年(2021年)に再び減少しています。商店数は平成11年(1999年)以降、ゆるやかな減少傾向にあり、平成24年(2012年)以降は小さな増減を繰り返しながら推移しています。

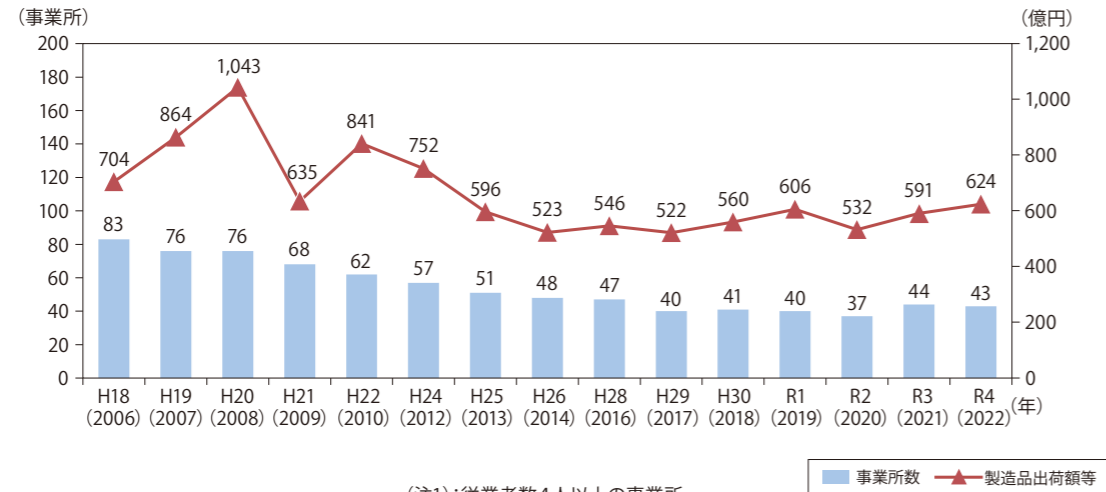
■商店数、年間販売額の状況



資料：大阪狭山市統計書、経済センサス活動調査(平成28年(2016年)、令和3年(2021年))

工業については、製造品出荷額等が平成22年(2010年)以降、減少傾向となっていました。平成25年(2013年)以降はほぼ横ばいとなっています。事業所数も平成18年(2006年)以降、平成26年(2014年)まで減少傾向にあり、それ以降は横ばいで推移しています。

■事業所、製造出荷額の状況



(注1)：従業者数4人以上の事業所  
 (注2)：平成23年(2011年)、平成27年(2015年)は経済センサス活動調査の実施に伴い、工業統計調査が中止されたためグラフには値を表示していない。  
 資料：大阪狭山市統計書、経済センサス活動調査(令和3年(2021年))、経済構造実態調査－製造業事業所調査(令和4年(2022年)、令和5年(2023年))

⑤土地利用

令和2年度(2020年度)の土地利用現況調査によると、市街地が653haと最も多く、次いで農地が226ha、水面は83haとなっています。山林はわずかに46haにすぎず、農地のみどりと水面がオープンスペースの役割を担っていることがわかります。

市内には狭山池を中心に西除川、東除川、三津屋川が四方に広がり、公園や緑道、あまの街道をはじめとする利用可能なみどりの空間が続いています。また、市内には大小さまざまなため池が点在しています。ため池は、泉州地域を含めた大阪府南部の地域的な特徴であり、中でも本市は、市域面積に占める水面面積の比率が特に高いことが特徴となっています。

本市は、市域全域が都市計画区域であり、そのおよそ6割が市街化区域\*、4割が市街化調整区域\*になっています。

市街化区域については、概ね既成市街地と市街化形成途上の市街地に二分されます。既成市街地には、面整備済市街地とそれ以外の旧集落や小規模な開発が連担して形成された市街地が存在します。市街化形成途上の市街地では旧集落に加え、農地等での開発による市街地が形成されつつあります。

市街化調整区域では、東野・大野地区等において集落地、農地、ため池、樹林が一体となった田園的な環境が形成されています。しかし近年では、農業経営環境の変化等に伴い、休耕地や耕作放棄地が増加する傾向にあります。

■土地利用現況(令和2年度)

土地利用分類		市街化区域		市街化調整区域		合計	
市街地	一般市街地	413	550	30	104	443	653
	集落地	79		48		127	
	商業業務地	33		12		45	
	官公署	8		0		8	
	工場地	17		14		30	
普通緑地	公園・緑地	12	120	3	188	16	308
	運動場・遊園地	2		9		11	
	学校	46		3		49	
	社寺敷地・公園庭園	1		0		1	
	墓地	5		1		5	
農地	田・休耕地	46	55	98	171	144	226
	畑	9		74		83	
山林		38		8		46	
原野・牧野		0		0		0	
水面		24		59		83	
低湿地・荒無地		13		32		45	
公共施設		13		23		37	
道路・鉄軌道敷		9		3		12	
その他空地		0		3		3	
合計		768		420		1,187	

(注)：土地利用現況調査による合計値は土地利用分類ごとの数値集計の関係上、都市計画決定による各面積と差が生じている。  
 資料：令和2年(2020年)土地利用現況調査

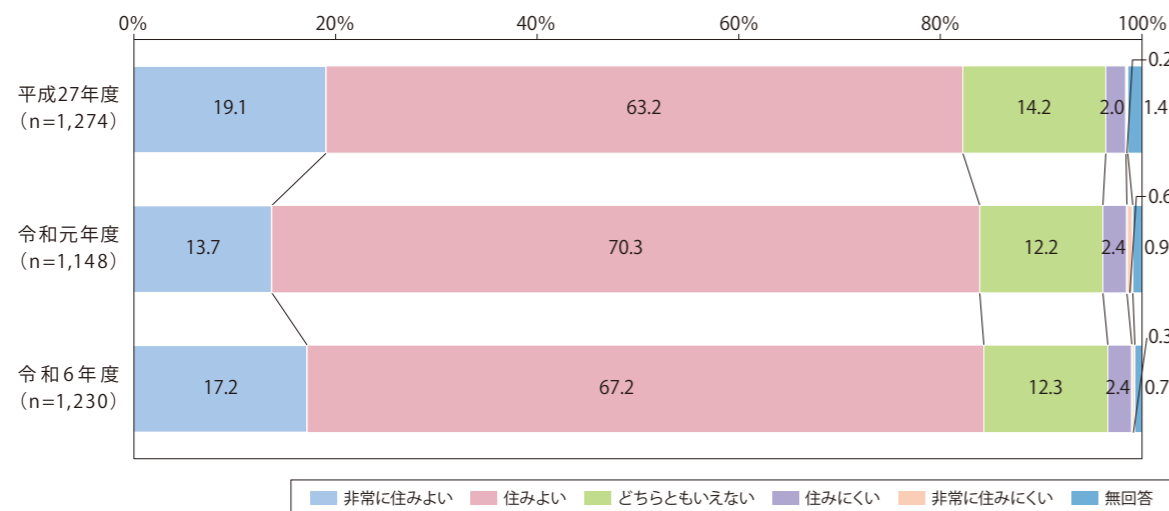
### 3 市民意識

#### (1) 市民意識調査

16歳以上を対象とした市民意識調査では、住みよという評価と定住意向は増加傾向にあります。

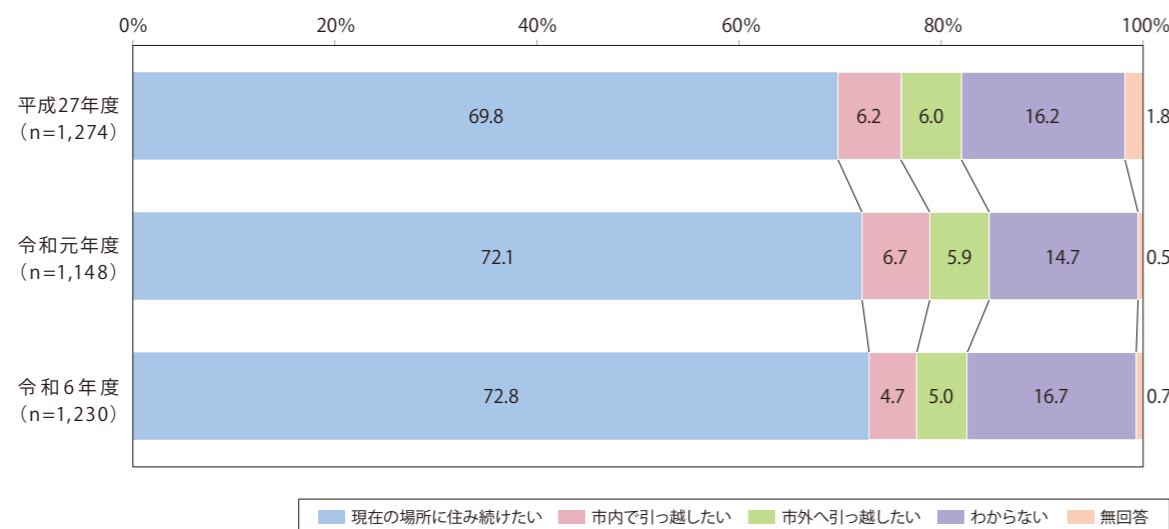
##### 【住みよさの評価】

市民意識調査によれば、本市の住みよさに対する評価は高く、令和元年度(2019年度)、令和6年度(2024年度)調査を比較すると、「非常に住みよい」と「住みよい」の合計は増えており、特に「非常に住みよい」が大幅に増えています。



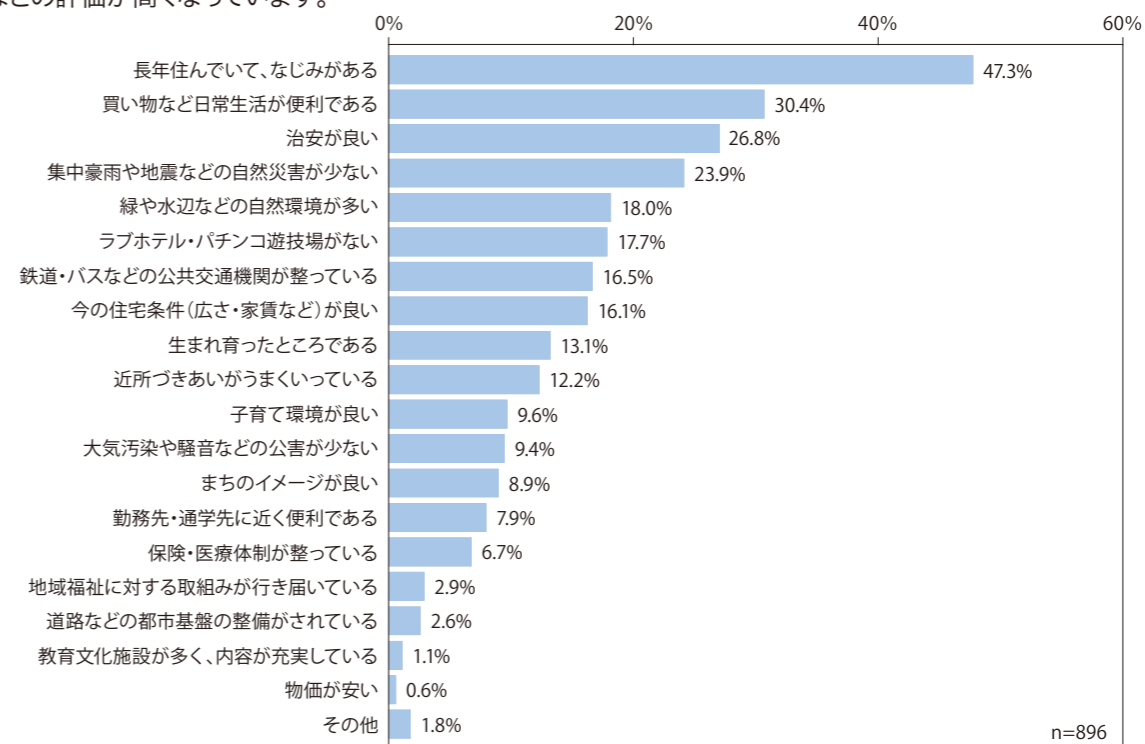
##### 【定住意向】

また、「現在の場所に住み続けたい」とする定住意向も増えています。



#### 【住み続けたい理由】(令和6年度実施)

住み続けたい理由としては、「長年住んでいて、なじみがある」が最も多く、次いで、「買い物など日常生活が便利である」、「治安が良い」、「集中豪雨や地震などの自然災害が少ない」、「緑や水辺などの自然環境が多い」などの評価が高くなっています。



#### (2) まちづくり市民会議(平成30年度実施)

第五次大阪狭山市総合計画「まちづくり市民会議」は、第五次大阪狭山市総合計画を策定するにあたり、市民協働・市民参画を基本とした取組みを進めるため、まちづくりへの提言を行う目的で設置されました。

まちづくり市民会議では、大阪狭山市の魅力の洗い出しや、将来像のイメージや取組みの検討のほか、地域(中学校区)ごとの現状(課題)の把握や将来像を検討するとともに、自分たちが地域で取り組みたいことについて議論しました。

##### 【まちづくり市民会議メンバーで議論いただいた地域の将来像及び地域での取組み】

中学校区	将来像	地域での取組み
狭山中学校区	活気があり、安全・安心な、世代間交流がある住みたいまち!	高野線3駅周辺を元気にしよう! 歩行者にやさしい安全なまちにしよう! 団体間・世代間の交流を活発にして地域の担い手をつくろう!
南中学校区	若い力を呼び込むまち!	花いっぱい!安心の住環境づくり 挨拶・声かけ!地域の仲間の交流づくり 自然の魅力!歩いて楽しいまちづくり
第三中学校区	ほっこり校区!	歴史魅力UP再発見<西高野街道> 世代間交流<子育てが軸> 産直で交流<都市・農村>

#### (3) 次代を担う子どもたちや若者の意識把握(平成30年度実施)

次代を担う子どもたちや若者の意識把握のため、市内の小学生や中学生が対象のアンケート調査や、高校生ワークショップを実施しました。

## 第3章 まちづくりの課題

本市を取り巻く情勢、地域特性、市民意識などを踏まえた第五次総合計画におけるまちづくりの主な課題を整理すると以下のとおりです。

**(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応**

全国的に少子高齢化の進展と人口減少が加速することにより、社会情勢が大きく変化することが見込まれます。特に、生産年齢人口の減少は、地域経済の減退だけではなく、教育環境、福祉環境、地域コミュニティなどの身近な生活環境まで、市民生活に大きな影響を及ぼす要因であるため、あらゆる施策分野において、人口減少を前提とした長期的な対策が必要です。

**(2) ライフスタイルや価値観の多様化への対応**

少子高齢化や人口減少による世帯構成の変化、情報化社会の進展によるライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域や家庭における支え合いの基盤や、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まりつつあります。また、自治会等に参加しない、地域の行事に参加しないなど、地域活動が希薄となっています。より多くの人が地域に関心を持ち、人と人とのつながりをつくることができるよう、社会情勢の変化に対応した、地域のまちづくりやコミュニティのあり方等について検討する必要があります。

さらに、障がい者の社会参加や多様な性(LGBT<sup>※</sup>)の尊重、外国人労働者の受け入れといった、人権や共生の課題にも注目が集まっています。本市においても、地域・家庭・職場などさまざまな場におけるつながりや交流を促進し、互いの個性や生き方を尊重し合える共生社会を構築する必要があります。

**(3) 安全・安心社会への対応**

多発する自然災害に対し、市民の防災・減災の知識及び意識を育み、地域における自助・共助の取組みを充実する必要があります。また、手口が巧妙化する特殊詐欺やサイバー犯罪のほか、近年では、高齢ドライバーによる交通事故なども頻繁に起こっていることから、大阪府や黒山警察などの関係機関と協力し、多面的な視点から、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の脅威に備え、予防対策や拡大防止に向けた取組みを進めるとともに、新たな生活様式に対応した安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

**(4) 地球環境への対応**

地球温暖化や大気・海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化する中で、本市においても、再生可能エネルギー<sup>※</sup>の普及や省エネルギー活動の実践などの低炭素社会の実現が求められます。また、循環型社会への転換を図るため、環境保全に向けたごみの減量や再資源化など、地域から取り組んでいく必要があります。

**(5) デジタル社会への対応**

デジタル技術が新たな社会インフラとして市民生活に一層浸透し、経済や社会、暮らしの基盤となっていくなか、行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進が求められており、とりわけ、地方自治体においては、行政手続のオンライン化や公金収納のキャッシュレス化へのニーズが増大しています。また、国では、「全国どこでも誰でも便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組みを加速化・深化することとしています。このような状況を踏まえ、本市においても、誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざし、デジタル技術を活用することにより、地域の社会課題の解決や魅力向上に向け、情報セキュリティや個人情報の保護に配慮した上で、さらなる取組みを進めていく必要があります。

**(6) 持続可能なまちづくり**

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された「持続可能な開発目標(SDGs<sup>※</sup>)」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす国際社会の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。本市においても、地域の活性化を図るため、創意工夫のある地方創生の取組みと重ねあわせながら、「持続可能」という世界の大きな潮流を視野に入れて、個性を活かした自律したまちづくりを進めていく必要があります。



第4章 まちづくりの基本方向

1 まちづくりの基本理念

本市では、これまでまちづくりの中心に「人」を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、互いの人権を尊重しあいながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくりを基本理念として掲げてきました。

また、平成22年(2010年)4月に大阪狭山市自治基本条例を施行し、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、大阪狭山市にかかわるすべての人が、それぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治によるまちづくりを進めてきました。

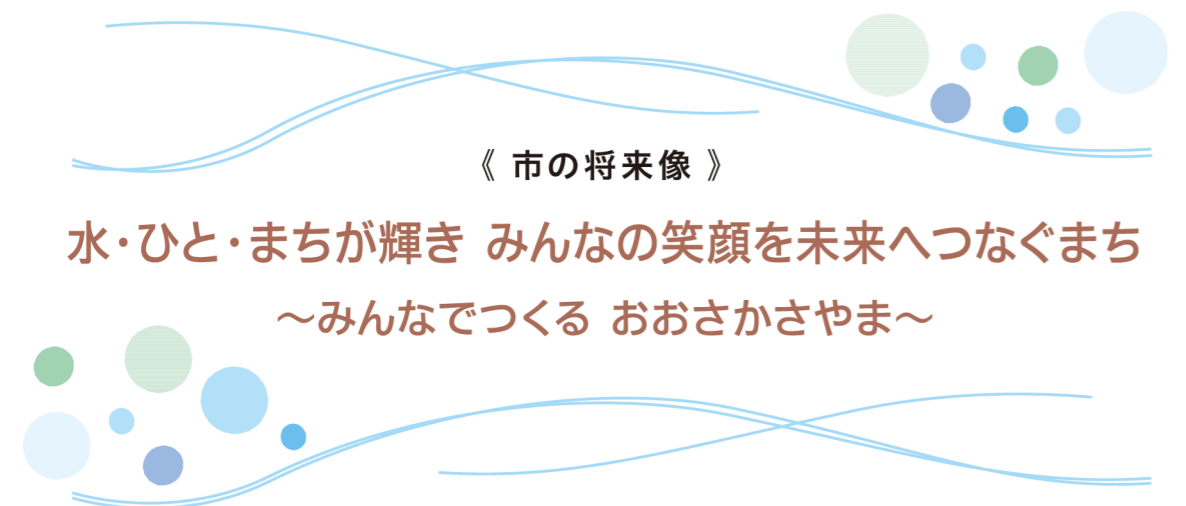
令和2年度(2020年度)を目標年次とする第四次総合計画では、市民の心のよりどころであり、本市のシンボルである狭山池の水がきらめくように人が輝き、人と自然との共生、さらには人と人との共生をめざしたまちづくりを進めていくこととしました。その上で、地域への愛着や誇りを醸成し、まちづくりの活動を次世代に継承していくために、「水きらめき 人が輝く 共生のまち 大阪狭山」を将来像として設定しました。

本計画では、こうした考え方を引き継ぐとともに、これまでのまちづくりの成果を踏まえ、人と人、人と地域がつながり、誰もが居場所や役割を持つことができるすべての人にやさしいまちづくりを基本理念として掲げます。

2 市の将来像

本市のシンボルである狭山池の「水」というキーワードを受け継ぎ、第四次総合計画の「水のきらめき」、「人の輝き」に加え、さらにその輝きがまち(地域)全体へと広がりを見せながら、子どもから高齢者まで、さまざまな世代がつながり、このまちで生活する喜びや楽しさを実感することで、すべての人の笑顔があふれ、その笑顔が未来へつながっていくまちをめざして、新たなまちの将来像を「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち」と設定します。

「みんなでつくる おおさかさやま」を合言葉に、市民や行政だけでなく、事業者や大学など、市に関係する多様な主体が力をあわせてまちづくりを進めていきます。



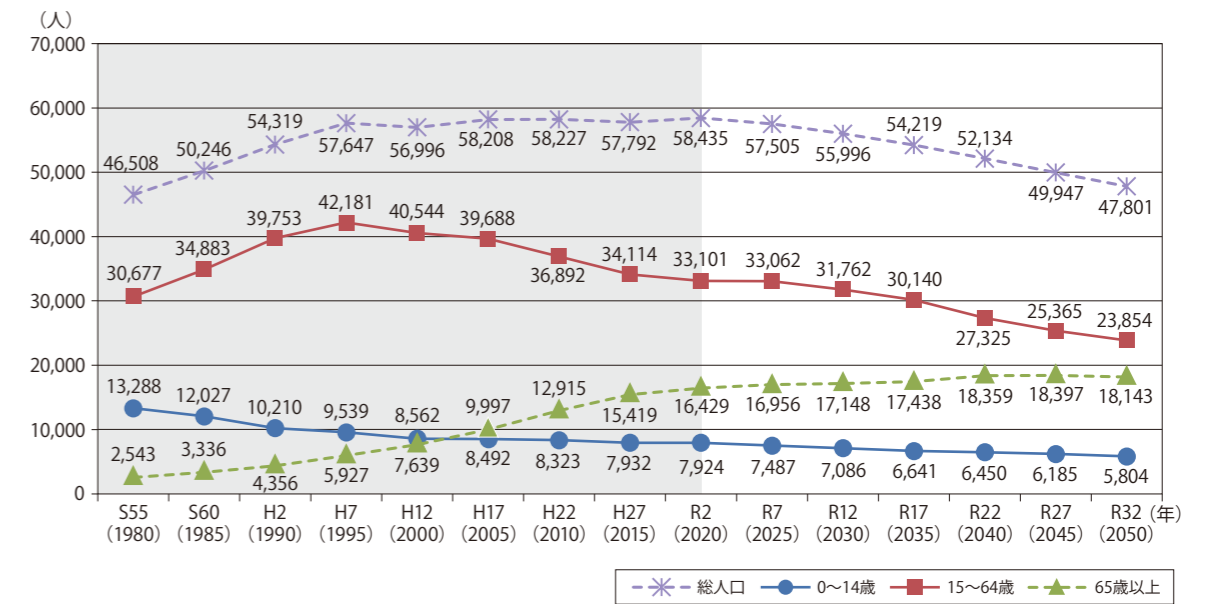
3 将来人口推計

(1)人口の推移

本市の総人口は、平成7年(1995年)頃からほぼ横ばいとなっており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の『日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)』では、令和32年(2050年)に47,801人まで減少、令和2年(2020年)からの人口減少率は18.2%となります。

生産年齢人口(15~64歳)は近年減少傾向にあります。また、平成17年(2005年)には老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)が逆転しました。今後、老年人口は増加を続ける見込みで、令和32年(2050年)には、市全体の約4割が65歳以上となり、1人の老年人口を生産年齢人口約1.31人で支えることとなります。

大阪狭山市の年齢3区分別人口の推移



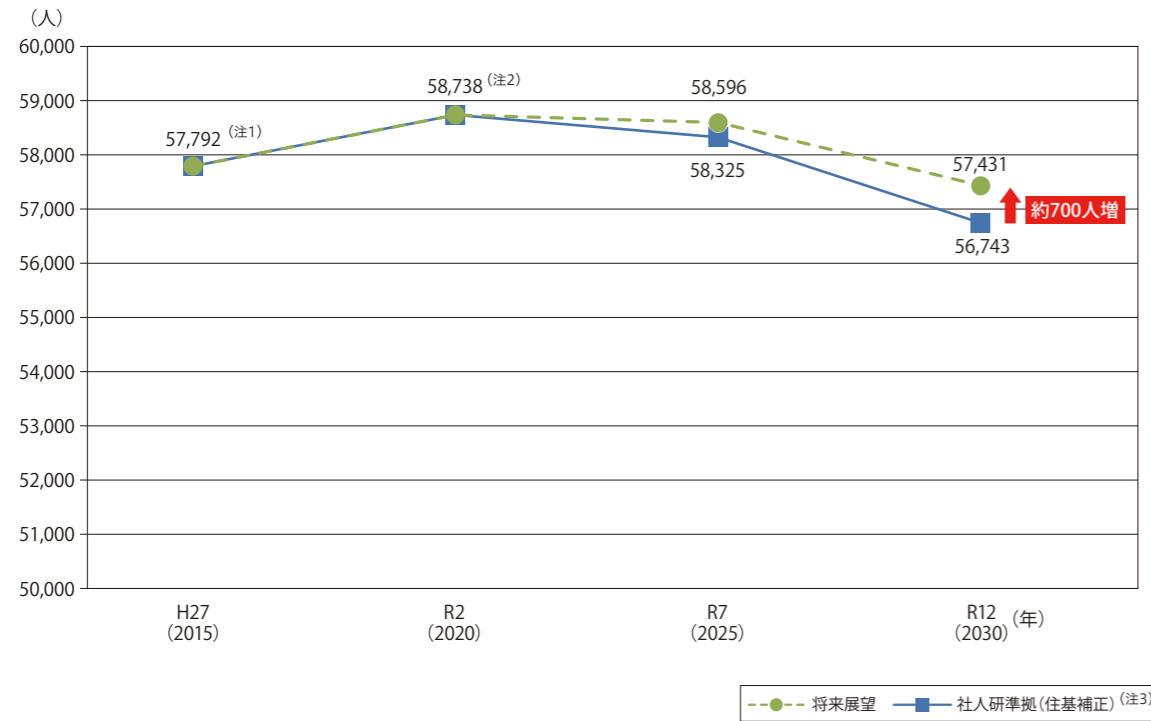
資料：令和2年(2020年)までは国勢調査、令和7年(2025年)以降は、社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」

(2)人口の将来展望

人口の現状や将来人口推計の分析等を踏まえ、本市がめざすべき将来人口を展望します。

■人口の将来展望

令和12年 (2030年)	定住人口57,400人
	令和12年(2030年)に合計特殊出生率1.74をめざします。 (令和22年(2040年)に合計特殊出生率2.07をめざします。)
	転出入人口の均衡をめざします。 (社人研準拠(住基補正) <sup>(注3)</sup> 推計に対し約700人増)



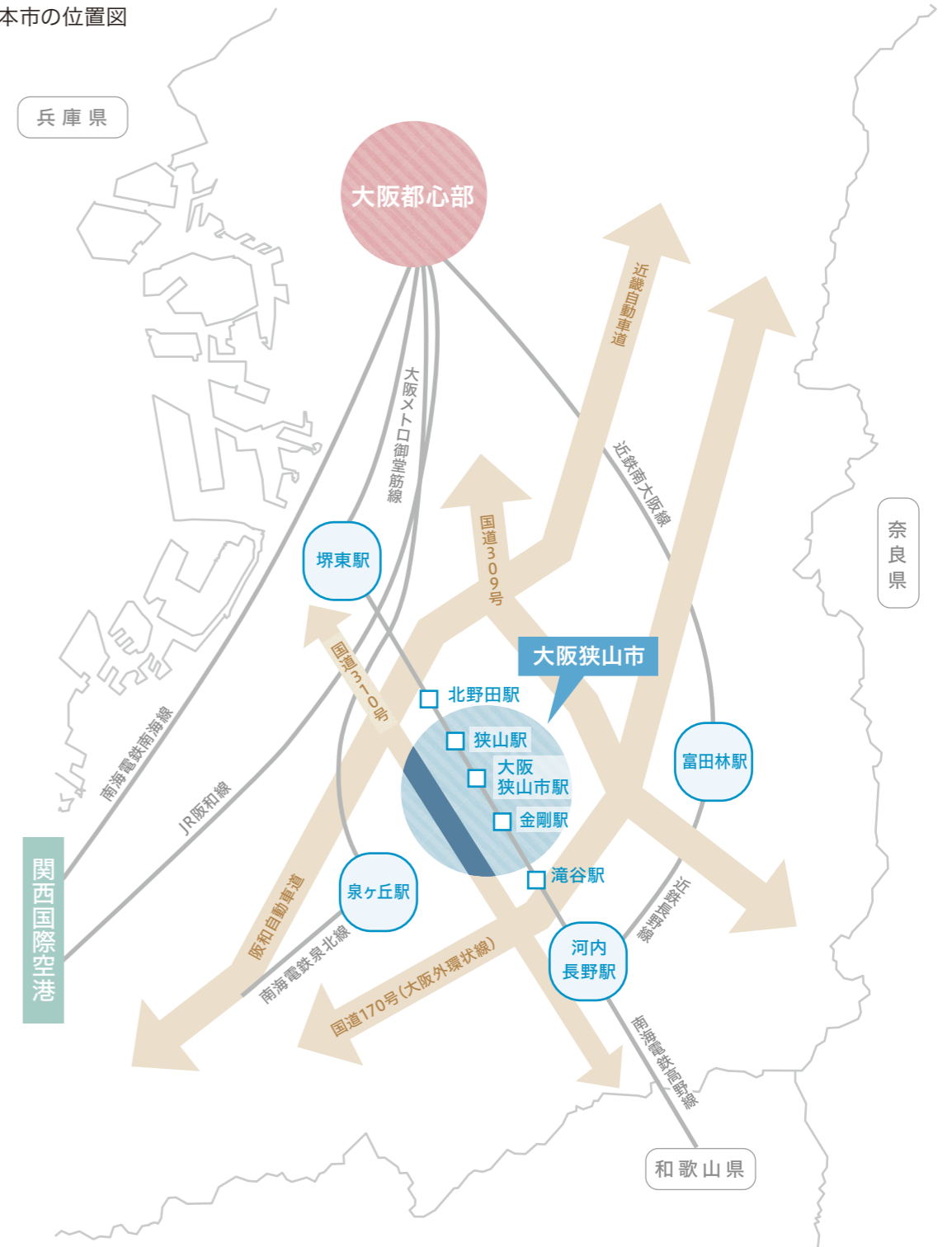
(注1):平成27年(2015年)人口は、国勢調査  
(注2):令和2年(2020年)人口は、住民基本台帳(R2.10.1)  
(注3):社人研準拠(住基補正)は、社人研の「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」に準拠し、住民基本台帳の人口動向を用いて人口移動率を補正した市独自の推計

4 都市構造と土地利用

本市周辺には、国道309号や国道170号、阪和自動車道等の交通網が整備されており、本市から大阪都心部や堺東のほか、広域的な交通アクセスが可能となっています。また、南海電鉄高野線の利用により大阪都心部へのアクセスが可能となるなど、本市は広域的な移動が容易であり、利便性の高い場所に位置しています。

また、主要道路を軸に道路ネットワークが形成されていることにより、隣接地の泉ヶ丘駅周辺、富田林市及び河内長野市といった日常生活圏における移動などアクセス等も容易です。

■本市の位置図



(1)都市構造

本市のシンボルである狭山池を中心に据え、幹線道路や鉄道などの交通の骨格と、河川や緑地など自然の骨格を軸に、都市の魅力を高める都市拠点を適地に配置することにより、まとまりのある都市構造の形成を図ります。

①都市拠点の設定

種類	内容
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティセンター、金融機関、商業施設等が集積する地区を「地域拠点」として設定し、地域の生活利便性を高め、活性化を図ります。</li> </ul>
福祉・文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉センター、保健センター、公民館、図書館等が集積する地区を「福祉・文化拠点」として設定し、市民が利用しやすく集まりやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合体育館や野球場等のスポーツ施設が集積する地区を「スポーツ・レクリエーション拠点」として設定し、市民が利用しやすく憩える環境づくりを進めます。</li> </ul>
にぎわい・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>水とみどりのネットワーク上の拠点となり得るみどり空間として、市民ふれあいの里、青少年野外活動広場が集積する地区を「にぎわい・レクリエーション拠点」として設定し、市民が交流できる環境づくりを進めます。</li> </ul>
にぎわい・健康拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿大学病院等の移転によって生まれる跡地を含め、大野テニスコートや第三青少年運動広場が集積する地区を「にぎわい・健康拠点」として設定し、周辺の自然環境を活かし、市民の健康を支える環境づくりを進めます。</li> </ul>

②都市軸の設定

種類	内容
交通軸	<p><b>[骨格道路]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堺市、富田林市及び河内長野市等をつなぐ国道310号や府道森屋狭山線などの主要な幹線道路を「交通軸」として設定し、他市へのアクセスなど道路ネットワークを形成しています。また、市外への幹線道路の整備など他市へ容易にアクセスが行えるよう、都市計画道路大阪河内長野線や府道河内長野美原線など、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、幹線道路の整備を推進し、道路沿道の利用など利便性を高める取組みを進めます。</li> </ul> <p><b>[鉄道]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南海電鉄高野線は大阪市中心部や和歌山方面への通勤・通学等日常の主要な移動手段として利用されており、広域的なアクセスが容易に行えます。</li> </ul>
水とみどりのネットワーク軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川、あまの街道・公園・緑地、市民ふれあいの里などを一体的に連続したネットワークでつなぎ、歩行者の移動や利便性を高めるウォークアブル<sup>※</sup>な都市空間の形成を図ります。</li> <li>また、それぞれの地域の特色を活かしながら、計画的かつ効果的な都市空間の形成を図ります。</li> </ul>

(2)土地利用

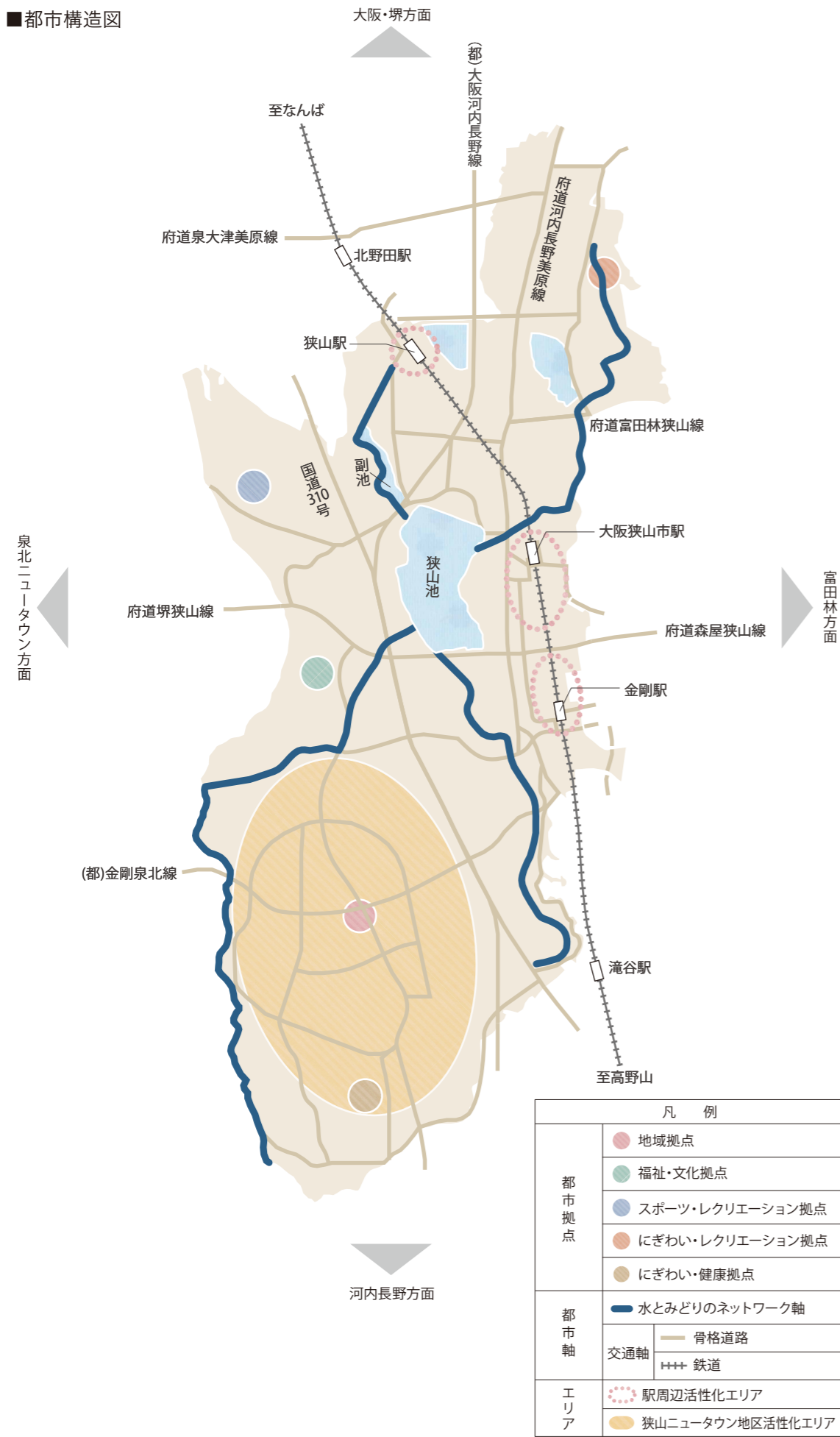
本市では、自然環境を保全しつつ、良好な住環境と都市的な魅力をあわせもったまちづくりをめざし、各地域の特性と課題に応じた地域を設定し、計画的な土地利用を進めてきました。第五次総合計画においても、現在の土地利用を継承しつつ、総合的な土地利用を図ります。また、新たに、第五次総合計画では、地域の活性化に取り組むエリアを設定し、都市としての魅力を高めるとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応した規制緩和を検討するなど、柔軟かつ魅力ある土地利用を図ります。

■エリアの設定

種類	内容
駅周辺活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭山駅、大阪狭山市駅及び金剛駅周辺を「駅周辺活性化エリア」として設定します。</li> <li>狭山駅周辺は、地域のにぎわいや生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。</li> <li>大阪狭山市駅周辺は、市役所や文化会館等の公共施設が集積する地域として、人々が親しみ集える場となるよう、整備を進めるとともに、金剛駅周辺は、都市のにぎわいと魅力あふれる場となるよう、商業・サービス業の集積を図り、連続した市の中心市街地の形成を図ります。</li> </ul>
狭山ニュータウン地区活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭山ニュータウン及びその周辺を「狭山ニュータウン地区活性化エリア」として設定し、狭山ニュータウン地区活性化指針に基づいた取組みを進めます。また、市全体に比べ、高齢化率が高いことから、若年層の流入を促す視点で、住宅や土地の流動性を高める取組みを進めます。</li> <li>近畿大学病院等の移転や帝塚山学院大学狭山キャンパスの泉ヶ丘キャンパスへの統合によって生まれる跡地やその周辺について、本市と地権者にとって望ましい土地利用をめざします。</li> </ul>



■都市構造図



5 施策の大綱

本市の将来像の実現に向けて、5つのまちづくりの目標と、このまちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支える横断的な目標をあわせ、6つの施策の大綱を定めます。

施策の推進に向けては、市政推進の両輪である市民と行政の役割として、市民参画(協働)の推進やコミュニティ活動の促進といった「市民とともに作る参画と協働のまちづくり」と、広報の充実、都市魅力の発信などの「情報共有と発信の充実」や、公共施設マネジメントの推進、人材の育成と活用、広域連携の推進などの「持続可能な行財政運営」を取組みとして掲げています。

《 市の将来像 》

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち  
～みんなで作る おおさかさやま～

《 施策の大綱 》

- 1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり
- 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり
- 4 豊かな心と文化を育むまちづくり
- 5 安全で安心できるまちづくり

6 施策の推進に向けて

市民とともに  
作る参画と協働  
のまちづくり

情報共有と  
発信の充実

持続可能な  
行財政運営

## 1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現に向け、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努め、切れ目なく支援するとともに、夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を育む教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による地域ぐるみの子育て・教育に取り組むことによって、次代を担う人材が育つまちをめざします。

また、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添い、健全な成長を地域で支えるまちをめざします。

## 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、福祉、医療の連携を図るとともに、重層的支援体制<sup>※</sup>のもと、誰もが支え合い、助け合う地域共生社会<sup>※</sup>の実現に向け、総合的に施策を展開します。また、人々が互いを認め合い、つながり、支え合うことで、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

## 3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備や維持管理、長寿命化を計画的に進め、快適で魅力ある住環境を形成するとともに、狭山池を中心とした水とみどりのネットワークの形成を図り、人と自然が共生するまちをめざします。また、市民や事業者と行政が協働し、環境負荷の低減に取り組み、低炭素社会・循環型社会の構築をめざします。

さらに、地域社会を支える産業の活性化を図り、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

## 4 豊かな心と文化を育むまちづくり

心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりを進めるとともに、市民文化の振興や、歴史文化遺産の保存・活用を図ることで、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。

また、一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、障がいの有無、人種、民族などの違いにとらわれず、共に生きる平和なまちをめざします。

## 5 安全で安心できるまちづくり

防災、防犯、救急救命などの「公助」を充実するとともに、自分の命は自分で守る「自助」と地域で支え合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、さまざまな危機に対する知識と備えを身に付けるための支援を進めることにより、安全で安心に暮らせるまちをめざします。

## 6 施策の推進に向けて

自治基本条例に掲げる市民自治の基本原則である「人権の尊重」、「情報共有」、「市民参画」、「協働」に基づき、市政運営を進め、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

また、持続可能な行財政運営を推進していくため、限られた経営資源を最大限に活用して、都市魅力の発信、広域連携の推進などの施策を推進します。さらに、さまざまな行政課題に的確に対応できるよう、組織機構の見直しと適正な定員管理に努めるとともに、人材の育成と活用を図ります。

## 基本計画

第3期大阪狭山市総合戦略

## 序章 基本計画の内容

## 1 後期基本計画の目的と位置づけ

本市では、令和12年度(2030年度)を目標年度とした第五次大阪狭山市総合計画を令和3年(2021年)3月に策定しました。この総合計画は、「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち～みんなで作る おおさかさやま～」を市の将来像として、まちづくりの基本方向と目標達成のための施策の大綱を示す基本構想と、目標達成のために必要となる施策を体系的に示す基本計画で構成しています。

今般、第五次総合計画の計画期間が中間年度を迎えたことから、基本構想で示した目標の達成に向けた取組みをさらに推進していくために後期基本計画を策定しました。

後期基本計画では、基本計画の進捗状況を踏まえ、これまで5年間の社会・経済状況等の変化を基に、施策の背景や取組内容などを見直すとともに、新たに取り組むべき施策の充実を図りました。

また、本市では、これまで長期的な課題である人口減少の克服を見据えて、地方創生の一層の充実・強化を図るために、令和7年度(2025年度)を目標年度とした第2期大阪狭山市総合戦略に基づき、取組みを推進してきましたが、地方創生を成し遂げるための取組みは、まちづくり全体を考えると欠かすことのできないものであるため、後期基本計画にはその考え方や要素等を盛り込むことで、後期基本計画と第3期大阪狭山市総合戦略を一体化して、取組みを一層推進していきます。

## 2 後期基本計画の期間

基本構想の計画期間である令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までのうち、後期基本計画の期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。



## 3 施策体系と施策の見方

## (1) 施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの施策の大綱と22の施策で構成します。

施策の大綱(まちづくりの目標)	施策
1 子どもや若者の未来が 輝くまちづくり	①安心して子育てができる環境づくり
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり
	③子どもや若者の健全育成
2 健康でいきいきと暮らせる まちづくり	④地域福祉の推進
	⑤健康づくりや医療体制の充実
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進
	⑧社会保障制度の安定的な運営
3 自然と調和した活力のある 快適なまちづくり	⑨快適で魅力ある都市空間の形成
	⑩便利で快適な道路交通環境の形成
	⑪水とみどり豊かなうらおいのある環境づくり
	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出
4 豊かな心と文化を育む まちづくり	⑭生涯学べる環境づくり
	⑮市民文化・歴史文化の振興
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり
5 安全で安心できる まちづくり	⑰防災・防犯対策の強化
	⑱消防・救急体制の強化
	⑲安心できる消費生活の支援

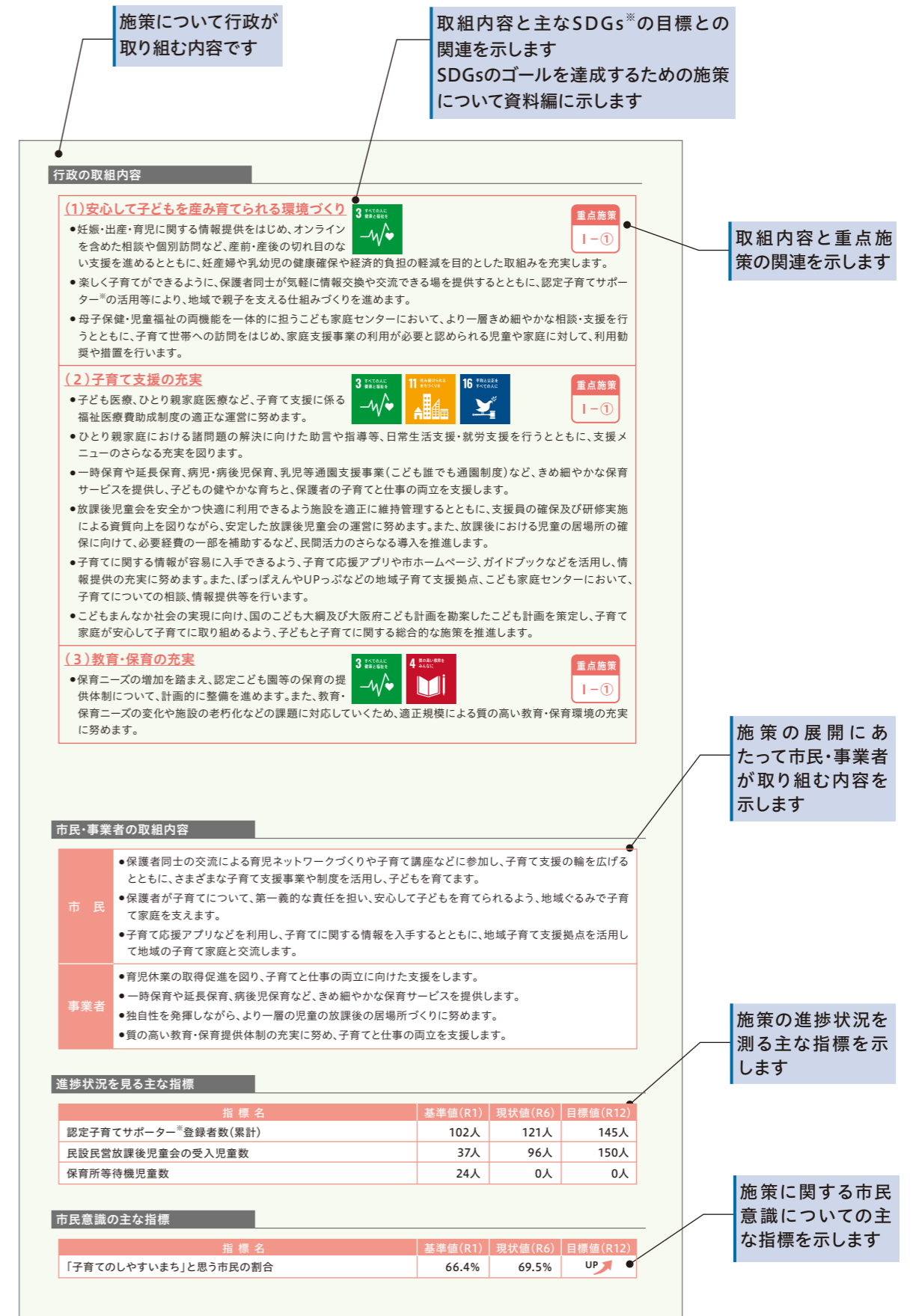
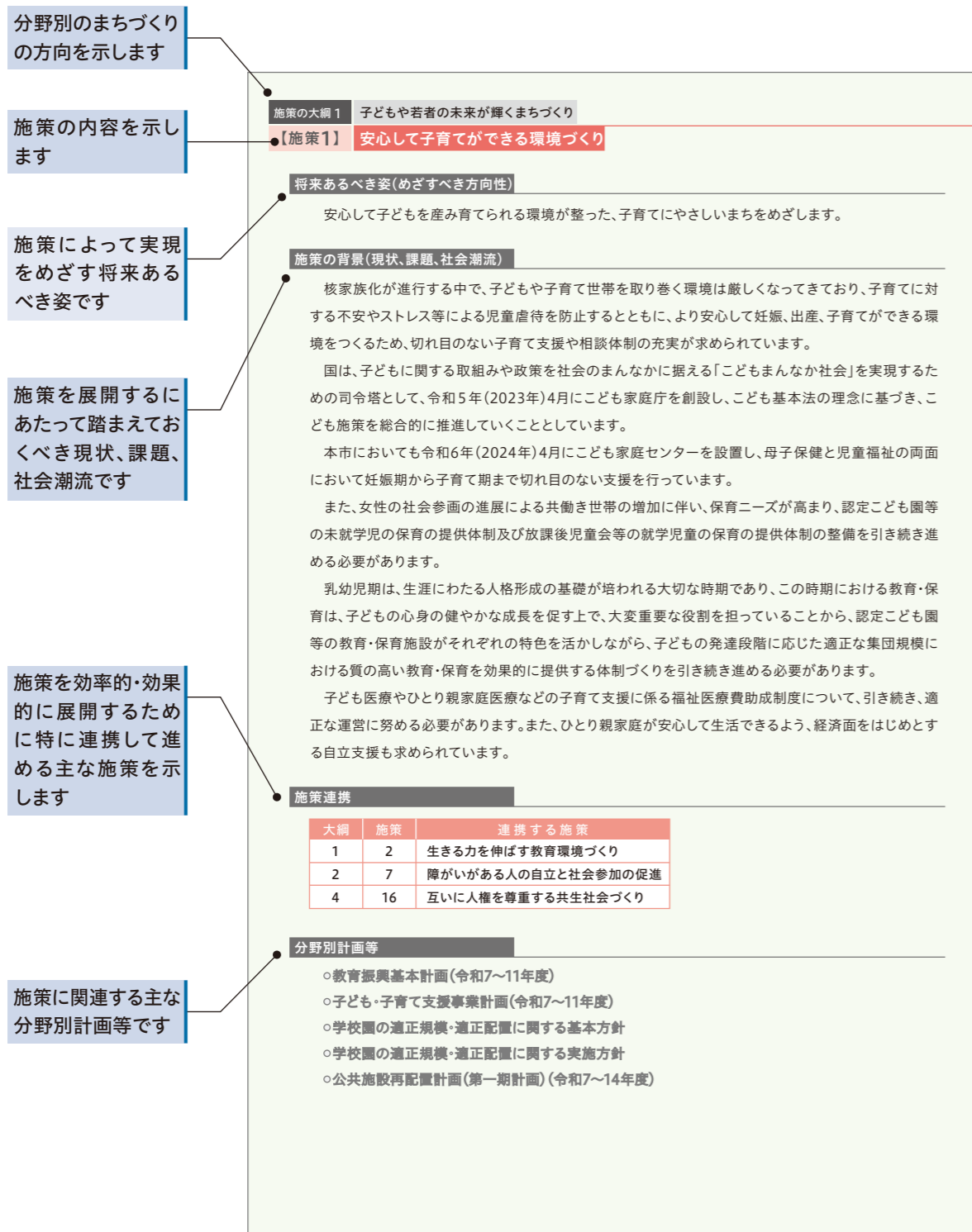


まちづくりの目標を実現するための施策の推進を下支え

施策の大綱(横断的な目標)	施策
6 施策の推進に向けて	⑳市民とともにつくる参画と協働のまちづくり
	㉑情報共有と発信の充実
	㉒持続可能な行財政運営

## (2) 施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。



### 行政の取組内容

- (1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり**
- 妊娠・出産・育児に関する情報提供をはじめ、オンラインを含めた相談や個別訪問など、産前・産後の切れ目のない支援を進めるとともに、妊産婦や乳幼児の健康確保や経済的負担の軽減を目的とした取組を充実します。
  - 楽しく子育てができるように、保護者同士が気軽に情報交換や交流できる場を提供するとともに、認定子育てサポートの活用等により、地域で親子を支える仕組みづくりを進めます。
  - 母子保健・児童福祉の両機能を一体的に担うこども家庭センターにおいて、より一層きめやかな相談・支援を行うとともに、子育て世帯への訪問をはじめ、家庭支援事業の利用が必要と認められる児童や家庭に対して、利用勧奨や措置を行います。
- (2) 子育て支援の充実**
- 子ども医療、ひとり親家庭医療など、子育て支援に係る福祉医療費助成制度の適正な運営に努めます。
  - ひとり親家庭における諸問題の解決に向けた助言や指導等、日常生活支援・就労支援を行うとともに、支援メニューのさらなる充実を図ります。
  - 一時保育や延長保育、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)など、きめ細やかな保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
  - 放課後児童会を安全かつ快適に利用できるような施設を適正に維持管理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りながら、安定した放課後児童会の運営に努めます。また、放課後における児童の居場所の確保に向けて、必要経費の一部を補助するなど、民間活力のさらなる導入を推進します。
  - 子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育て応援アプリや市ホームページ、ガイドブックなどを活用し、情報提供の充実を図ります。また、ぽっぽえんやUPぶぶなどの地域子育て支援拠点、こども家庭センターにおいて、子育てについての相談、情報提供等を行います。
  - こどもまんなか社会の実現に向け、国のこども大綱及び大阪府こども計画を勘案したこども計画を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進します。
- (3) 教育・保育の充実**
- 保育ニーズの増加を踏まえ、認定こども園等の保育の提供体制について、計画的に整備を進めます。また、教育・保育ニーズの変化や施設の老朽化などの課題に対応していくため、適正規模による質の高い教育・保育環境の充実に努めます。

### 市民・事業者の取組内容

- 市民**
- 保護者同士の交流による育児ネットワークづくりや子育て講座などに参加し、子育て支援の輪を広げるとともに、さまざまな子育て支援事業や制度を活用し、子どもを育てます。
  - 保護者が子育てについて、第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支えます。
  - 子育て応援アプリなどを利用し、子育てに関する情報を入手するとともに、地域子育て支援拠点を活用して地域の子育て家庭と交流します。
- 事業者**
- 育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。
  - 一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供します。
  - 独自性を発揮しながら、より一層の児童の放課後の居場所づくりに努めます。
  - 質の高い教育・保育提供体制の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

### 進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
認定子育てサポート <sup>※</sup> 登録者数(累計)	102人	121人	145人
民設民営放課後児童会の受入児童数	37人	96人	150人
保育所等待機児童数	24人	0人	0人

### 市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	66.4%	69.5%	UP

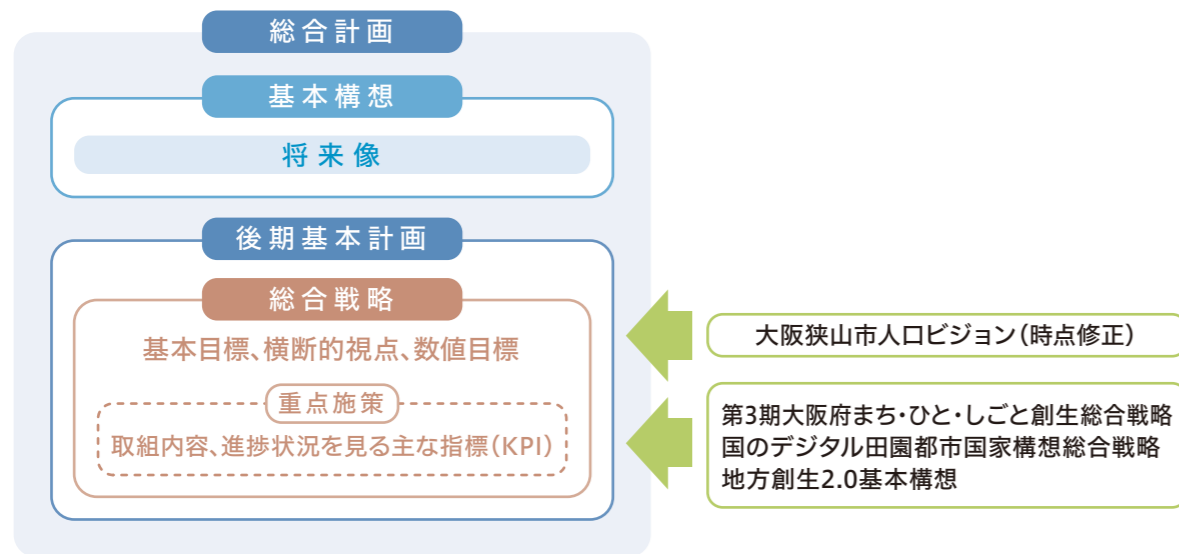
## 4 地方創生に向けた取組み(第3期大阪狭山市総合戦略)

### (1) 総合戦略の趣旨・位置づけ

本市では、まちの魅力を高め、誰もが「生涯住み続けたいまち」と思える環境を創出し、多くの人々に愛されるまちをめざして、平成28年(2016年)に「大阪狭山市総合戦略」を策定し、長期的な課題である人口減少の克服を見据えて、地方創生を成し遂げていくための施策に取り組んできました。また、令和3年(2021年)に策定した「第2期大阪狭山市総合戦略」では、地方創生の一層の充実・強化のため、第五次総合計画と一体的に検討し、基本計画に掲げる22の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくための施策を重点施策として位置づけて、それらの施策を重点的に推進してきました。

全国的な人口減少が進むなか、本市においても近年では減少傾向にあり、基本構想で掲げた市の将来像「水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち～みんなで作る おおさかさやま～」を実現するためには、人口減少の克服に向けた取組みをより一層推進していく必要があります。そのため、後期基本計画では、引き続き、地方創生を成し遂げていくための施策を重点施策として位置づけるとともに、新たに基本目標や横断的視点、数値目標を盛り込むことで、総合戦略との一体化を図り、これまでの地方創生に向けた基本的な考え方を継承・発展させつつ、より総合的かつ効率的に施策を推進していきます。

なお、総合戦略の内容は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や地方創生2.0基本構想、第3期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案するとともに、第2期大阪狭山市総合戦略で定めた「大阪狭山市人口ビジョン(時点修正)」における人口の将来見通しを踏まえて策定しています。



### (2) 基本目標と横断的視点

本総合戦略は、「第2期大阪狭山市総合戦略」の方向性を継承し、次の4つの基本目標と2つの横断的視点を設定します。なお、本総合戦略の推進にあたっては、地域の多様なステークホルダーや市民を巻き込むことをより重視することで、これまで取り組んできた地方創生を成し遂げていくための取組みをより一層深化・加速化させていきます。

#### 【基本目標】

##### 基本目標Ⅰ「出産・子育てを支援して若い世代の定住を促す」

若い世代が安心して働き、出産、子育てができるまちをめざします。また、子育て・教育のまちとしてのブランド力を磨き、子育て世代が定住するまちをめざします。

##### 《重点的に取り組むべき内容》

- ① 出産・子育ての支援
- ② 教育環境の充実

数値目標	基準値(令和6年度(2024年度))	目標値(令和12年度(2030年度))
合計特殊出生率(注)	1.46	1.74
0-4歳人口	2,200人	2,523人
出生数	330人	499人

(注)：人口動態保健所・市区町村別統計(厚生労働省)より

##### 基本目標Ⅱ「安心して暮らし続けられる環境を整える」

地域力や市民力を活かし、人口減少や高齢化の進展に伴う地域の変化によって生じる課題の解決に取り組むとともに、市民ニーズの変化に対応した都市機能の維持と向上を図り、誰もが安全で安心して豊かに暮らすことができるまちをめざします。

##### 《重点的に取り組むべき内容》

- ① 地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり
- ② 誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり
- ③ 誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり

数値目標	基準値(令和6年度(2024年度))	目標値(令和12年度(2030年度))
市民の定住意向(アンケート)	77.5%	80%

**基本目標III「まちの魅力を高めて人を呼び込む」**

観光資源の効果的な活用や自然環境との調和、歴史・文化芸術環境の醸成など、本市の都市魅力を強化するとともに、良好な住環境などについて、積極的な情報発信を行うことにより、関係人口や交流人口の増加及び本市への転入・定住の促進を図ります。

《重点的に取り組むべき内容》

- ①地域資源を生かしたまちの魅力強化
- ②地域の活力を活かした安心して転入できる環境の整備

数値目標	基準値(令和6年度(2024年度))	目標値(令和12年度(2030年度))
市民の定住意向(アンケート)(再掲)	77.5%	80%
社会増減(転入者数・転出者数)	転入超過	転出入均衡または転入超過

■重点施策

【重点施策】 総合戦略基本目標	【重点取組】	【横断的視点】 総合戦略横断的視点	
<b>I</b> 重点施策 出産・子育てを支援して若い世代の定住を促す	①出産・子育ての支援 ②教育環境の充実	横断的視点I 多様な人々・主体の活躍を推進する	横断的視点II 時代の流れを力にする
<b>II</b> 重点施策 安心して暮らし続けられる環境を整える	①地域コミュニティの強化による安全・安心のまちづくり ②誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり ③誰もが安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり		
<b>III</b> 重点施策 まちの魅力を高めて人を呼び込む	①地域資源を活かしたまちの魅力強化 ②地域の活力を活かした安心して転入できる環境の整備		
<b>IV</b> 重点施策 地域経済を活性化して雇用を確保する	①地域産業の活性化 ②若者や女性などへの就労支援 ③地域産業の魅力向上		

■総合計画の施策と重点施策の関係(連携する主な施策)

第五次総合計画後期基本計画		重点施策											
【施策の大綱】	【施策】	I		II			III		IV				
		①	②	①	②	③	①	②	①	②	③		
<b>1</b> 子どもや若者の未来が輝くまちづくり	①安心して子育てができる環境づくり	●											
	②生きる力を伸ばす教育環境づくり		●										
	③子どもや若者の健全育成											●	
<b>2</b> 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	④地域福祉の推進				●								
	⑤健康づくりや医療体制の充実				●								
	⑥高齢者が安心して暮らせる地域づくり				●								
	⑦障がいがある人の自立と社会参加の促進				●								
<b>3</b> 自然と調和した活力のある快適なまちづくり	⑧社会福祉の推進												
	⑨快適で魅力ある都市空間の形成					●							
	⑩便利で快適な道路環境の形成					●							
	⑪水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり	●						●					
<b>4</b> 豊かな心と文化を育むまちづくり	⑫地域から始める地球にやさしい環境づくり												
	⑬産業の振興によるにぎわいの創出							●		●	●	●	
	⑭生涯学べる環境づくり				●								
<b>5</b> 安全で安心できるまちづくり	⑮市民文化・歴史文化の振興							●					
	⑯互いに人権を尊重する共生社会づくり												
	⑰防災・防犯対策の強化			●									
<b>6</b> 施策の推進に向けて	⑱消防・救急体制の強化												
	⑲安心できる消費生活の支援												
	⑳市民とともに作る参画と協働のまちづくり			●									
	㉑情報共有と発信の充実								●				
	㉒持続可能な行財政運営					●							

【横断的視点】

横断的視点I「多様な人々・主体の活躍を推進する」

多様な人々が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため、地域の住民のみならず、団体や事業者等の域内外の多様な主体を地域に関わる担い手として位置づけ、地方創生につなげていきます。

横断的視点II「時代の流れを力にする」

Society5.0<sup>\*</sup>の具体化による「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」に向け、未来技術をあらゆる分野において積極的に活用し、市民の生活の利便性と満足度を高め、地域の魅力を一層向上させ、地方創生につなげていきます。

第1章

子どもや若者の未来が  
輝くまちづくり

【施策1】 安心して子育てができる環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

安心して子どもを産み育てられる環境が整った、子育てにやさしいまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化が進行する中で、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しくなっており、子育てに対する不安やストレス等による児童虐待を防止するとともに、より安心して妊娠、出産、子育てができる環境をつくるため、切れ目のない子育て支援や相談体制の充実が求められています。

国は、子どもに関する取り組みや政策を社会のまんやかに据える「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔として、令和5年(2023年)4月にこども家庭庁を創設し、こども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進していくこととしています。

本市においても令和6年(2024年)4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両面において妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

また、女性の社会参画の進展による共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まり、認定こども園等の未就学児の保育の提供体制及び放課後児童会等の就学児童の保育の提供体制の整備を引き続き進める必要があります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、大変重要な役割を担っていることから、認定こども園等の教育・保育施設がそれぞれの特色を活かしながら、子どもの発達段階に応じた適正な集団規模における質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりを引き続き進める必要があります。

子ども医療やひとり親家庭医療などの子育て支援に係る福祉医療費助成制度について、引き続き、適正な運営に努める必要があります。また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済面をはじめとする自立支援も求められています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	16	互いに人権を尊重する共生社会づくり

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7～11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)
- 学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針
- 学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7～14年度)

行政の取組内容

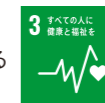
(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり



重点施策  
I-①

- 妊娠・出産・育児に関する情報提供をはじめ、オンラインを含めた相談や個別訪問など、産前・産後の切れ目のない支援を進めるとともに、妊産婦や乳幼児の健康確保や経済的負担の軽減を目的とした取組みを充実します。
- 楽しく子育てができるように、保護者同士が気軽に情報交換や交流できる場を提供するとともに、認定子育てサポーター\*の活用等により、地域で親子を支える仕組みづくりを進めます。
- 母子保健・児童福祉の両機能を一体的に担うこども家庭センターにおいて、より一層きめ細やかな相談・支援を行うとともに、子育て世帯への訪問をはじめ、家庭支援事業の利用が必要と認められる児童や家庭に対して、利用勧奨や措置を行います。

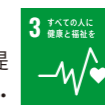
(2) 子育て支援の充実



重点施策  
I-①

- 子ども医療、ひとり親家庭医療など、子育て支援に係る福祉医療費助成制度の適正な運営に努めます。
- ひとり親家庭における諸問題の解決に向けた助言や指導等、日常生活支援・就労支援を行うとともに、支援メニューのさらなる充実を図ります。
- 一時保育や延長保育、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)など、きめ細やかな保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童会を安全かつ快適に利用できるよう施設を適正に維持管理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りながら、安定した放課後児童会の運営に努めます。また、放課後における児童の居場所の確保に向けて、必要経費の一部を補助するなど、民間活力のさらなる導入を推進します。
- 子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育て応援アプリや市ホームページ、ガイドブックなどを活用し、情報提供の充実に努めます。また、ぽっぽえんやUPっぶなどの地域子育て支援拠点、こども家庭センターにおいて、子育てについての相談、情報提供等を行います。
- こどもまんなか社会の実現に向け、国のこども大綱及び大阪府こども計画を勘案したこども計画を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進します。

(3) 教育・保育の充実



重点施策  
I-①

- 保育ニーズの増加を踏まえ、認定こども園等の保育の提供体制について、計画的に整備を進めます。また、教育・保育ニーズの変化や施設の老朽化などの課題に対応していくため、適正規模による質の高い教育・保育環境の充実に努めます。



【施策1】 安心して子育てができる環境づくり

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者同士の交流による育児ネットワークづくりや子育て講座などに参加し、子育て支援の輪を広げるとともに、さまざまな子育て支援事業や制度を活用し、子どもを育てます。</li> <li>保護者が子育てについて、第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支えます。</li> <li>子育て応援アプリなどを利用し、子育てに関する情報を入手するとともに、地域子育て支援拠点を活用して地域の子育て家庭と交流します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。</li> <li>一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供します。</li> <li>独自性を発揮しながら、より一層の児童の放課後の居場所づくりに努めます。</li> <li>質の高い教育・保育提供体制の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
認定子育てサポーター <sup>*</sup> 登録者数(累計)	102人	121人	145人
民設民営放課後児童会の受入児童数	37人	96人	150人
保育所等待機児童数	24人	0人	0人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	64.4%	69.5%	UP 

【施策2】 生きる力を伸ばす教育環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を身につけられる教育を推進するとともにコミュニティ・スクール<sup>\*</sup>と地域学校協働活動<sup>\*</sup>を一体的に進め、次代を担う人材が育つまちをめざします。学校園施設の整備や児童生徒への安全で安心な学校給食の提供、地域による見守り活動への支援などにより、教育環境が充実したまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これからの社会は、グローバル化の進展やデジタル化などの技術革新により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。このような社会を子どもたちが生き抜くには、社会がどのように変化しようとも自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要です。また、教育課題の複雑化・困難化により、教育の直接の担い手である教職員に求められる業務内容も多様化しています。さらに、小中学校の35人学級編制の導入や、学校規模の大規模化又は小規模化の進行など教育環境も変化しています。

子どもたちが夢や希望を持って生き生きと学ぶためには、安全で安心して学習できることを前提に、一人ひとりに個別最適化された学びの実現に向けたICT<sup>\*</sup>教育の推進や、よりきめ細やかな質の高い教育をめざした少人数学級制の導入、学校規模の適正化など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化や安全で安心な学校給食の提供、新しい時代に求められる学習に必要な教材の整備等が必要です。

さらに、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、社会の教育力は低下し、子育て家庭の孤立化、学校が抱える課題の困難化が進んでいます。子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがより一層必要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7~11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)
- 学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針
- 学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7~14年度)

【施策2】 生きる力を伸ばす教育環境づくり

行政の取組内容

(1) 学ぶ力・生きる力を育む教育の推進



- 子ども自らが意見を主張できる場を設けるなど、学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくりや人権教育の充実を通して、自ら学び、ともに育つ教育を推進します。子どもの学力向上や現代的な課題への対応に係る教職員研修の実施を通して、教職員の資質向上を図ります。また、専門的な人材の活用を進め、子どもの成長を、組織的に支援できる体制を整えます。さらに1人1台のタブレット端末を活用し、学校・家庭における児童生徒の主体的・対話的で深い学びを推進します。
- 教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」の環境整備を図り、不登校児童生徒の教育機会を確保します。
- 自分の住む地域を知り、表現できる力を育てるため、小中学校の全学年で「地域未来の学習」を行い、地域学習の充実を図ります。
- 市内すべての小中学校が施設分離型小中一貫校という特性を活かし、各段階に応じて一貫性のある、質の高い教育を実施します。

重点施策  
1-②

(2) 教育環境の整備・充実



- 少人数学級制度の導入も踏まえた学校規模の適正化や防災面に配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い、良好な教育環境の提供に努めます。また、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図り、快適な学習・生活空間の確保に努めます。
- 発達段階に応じた食生活は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与するため、栄養バランスの取れた学校給食の充実を図ります。また、食物アレルギー対応など、安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- 学校給食費を無償化し、教育に要する保護者の経済的な負担を軽減します。

重点施策  
1-②

(3) 学校園・家庭・地域の連携の推進



- 学校園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支えるという観点から、学校運営協議会での協議や、地域学校協働活動<sup>\*</sup>を推進し、地域とともにある学校園づくりを進めます。

重点施策  
1-②

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育の第一義的責任者は保護者であるという自覚と責任を持ち、子どもを育てます。</li> <li>PTA活動、学校行事など学校園のさまざまな活動に積極的に参加します。</li> <li>地域全体で子どもや子育てを見守り支援します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の一員として、良好な教育環境づくりに参加します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
地域学校協働活動参加者数(学校園の授業等への外部人材参加者数)	517人	480人	540人
地域や社会(大阪狭山市)をよくするために、何かしてみたいと思う児童生徒の割合	—	81.0%	90%

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「小学校や中学校での学力向上に関する施策は充実している」と思う市民の割合	34.4%	38.2%	UP

【施策3】 子どもや若者の健全育成

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

すべての子どもや若者が健やかに育ち、地域社会の一員として、自立した社会生活を営むことができるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化や情報化、雇用形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

ニート<sup>\*</sup>やひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援のあり方が大きな課題となっています。経済的に困難な状況に置かれたことにより、さまざまな機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応も課題となっています。

また、情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがインターネット上でのいじめ・非行・犯罪被害などさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

子どもや若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、学校園・家庭・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、協働活動や体験活動等を通じて人とかかわり方を学ぶことができる、適切な環境づくり等を進めていくことが必要です。

本市では、地域の団体や個人のボランティアの協力のもと、学校園・家庭・地域と連携した事業を実施していますが、地域の人材の高齢化に加え、定年退職後も働く人が増加しており、地域活動の担い手が不足しています。地域社会全体で子どもや若者の育成を支援する環境の整備を進めるためには、今まで地域活動に関わったことがない人へのきっかけづくりや、人材育成に取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7~11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7~14年度)

【施策3】 子どもや若者の健全育成

行政の取組内容

(1) 青少年の健全育成の推進

- 学校園・家庭・地域・各種団体など、関係機関が連携し、いじめや青少年の非行防止にかかわる事業の充実に努めます。
- 青少年の健全育成のため、市内全域、小学校区や中学校区などを単位に活動を展開している団体の支援や、地域学校協働活動<sup>\*</sup>を推進することにより、担い手の育成に努めるとともに、世代間交流を促進します。
- 各小学校での放課後の居場所づくりや、公民館、子育て支援・世代間交流センター（UPっぶ）などでの世代間交流に取り組む団体等への支援を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進に努めます。
- また、豊かな人間性や社会性を養うために、友好都市である和歌山県日高川町の「上初湯川ふれあいの家<sup>\*\*</sup>」なども活用し、豊かな自然環境の中で、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。
- 経済的に困窮し、生活を維持することが困難な家庭に対し、幅広い分野の制度、施策・事業を活用できるよう周知に努めるとともに、相談体制の整備や経済的な支援に取り組みます。



(2) 若者の自立支援

- 義務教育段階における不登校対策として、教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」や分室の活用、民間施設との連携による児童生徒の居場所づくりの充実に努めます。
- また、ひきこもり、ニート<sup>\*\*</sup>等の青少年への支援については、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につながるよう、関係する機関や民間団体、地域が連携し、発見から相談、自立にいたるまで、総合的支援体制のネットワークづくりを推進します。



市民・事業者の取組内容

- |        |  |
|--------|--|
| 市民     | ● 親・教員とともに、地域の大人も青少年健全育成に参画し、子どもたちの成長を支援します。 |
| 市民・事業者 | ● 学校園・家庭・地域と連携し、健全育成のための環境づくりを進めます。          |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
青少年野外活動広場利用者数(乳幼児及び小学生)	26,597人	22,954人	28,000人
子どもの居場所づくり推進事業費補助件数	0件	2件	10件

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	42.8%	52.8%	UP

第2章

健康でいきいきと  
暮らせるまちづくり

【施策4】 地域福祉の推進

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民が相互に支え合い、助け合うとともに、市民や行政、福祉サービス事業者を含む様々な事業者などが連携・協働して、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化や都市化の進行とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などがあまって、家庭や地域におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

また、全国的に、令和7年(2025年)には、4人に1人が75歳以上となり、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の財源不足等が懸念されている「2025年問題<sup>\*</sup>」に直面しています。さらに、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー<sup>\*</sup>など地域で生活する上での課題やニーズは多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>の感染拡大は、生活困窮や社会的孤立の問題を一層深刻化させました。これまでの公的な福祉サービスだけでは解決が難しい課題やニーズが増加傾向にあり、地域における課題解決への期待が高まっています。

今後、これらの課題やニーズに対応していくためには、地域においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を担い、支え合いながら、公的な福祉サービスとも連携し、誰もが安心していきいきと暮らせる地域共生社会<sup>\*</sup>の実現につなげていく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 地域福祉計画(令和7~11年度)



行政の取組内容

(1) 地域で支えあう仕組みづくり

- 福祉の「支え手」と「受け手」が固定されず、誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくりに取り組むとともに、多様な主体が連携・協働できる仕組みづくりを推進します。
- 重層的支援体制<sup>\*</sup>のもと、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。
- また、災害等の非常時においては、地域の避難行動要支援者<sup>\*</sup>が制度の狭間に陥ることのないよう、引き続き、包括的な支援体制の構築を推進します。



重点施策 II-②

(2) 地域福祉の担い手づくり

- 地域の福祉課題などを共有し、それらの解決だけでなく、理想の地域をめざす地域づくりを支援することにより、地域の活動に参加する市民を増やすとともに、地域福祉への関心が高まるよう、啓発や福祉教育<sup>\*</sup>などを通じて、地域福祉の担い手づくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、買い物や通院、趣味活動等の外出をサポートする運転ボランティアの担い手づくりを進めるなど、住民同士の助け合い活動を支援します。



重点施策 II-②

(3) 高齢者や障がい者などにやさしい生活環境の整備

- 高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して快適に生活できるよう、ハード(施設の改善など)・ソフト(人的支援など)の両面においてユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>による福祉のまちづくりを推進します。また、高齢者や障がい者が家庭で自立した生活ができるよう、住宅改修等の助成を行います。



重点施策 II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●地区福祉委員会 <sup>*</sup> やボランティア活動に参加するなど、地域の一員として自分にできることから、地域での支えあい・助けあい活動に取り組みます。
事業者	●地域の一員として、福祉分野における社会貢献・地域貢献活動に取り組みます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
小地域ネットワーク活動のサロン活動延べ参加者数	16,733人	14,100人	18,000人
大阪狭山市社会福祉協議会でのボランティア登録者数	574人	405人	800人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「地域みんなで支えあう地域福祉の充実に満足している」と思う市民の割合	15.2%	26.7%	UP

【施策5】 健康づくりや医療体制の充実

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民が主体となって、いきいきと楽しみながら、健康に暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市での死亡原因をみると、悪性新生物(がん)が死亡数の全体の3割弱を占め、これに心疾患、脳血管疾患、肺炎が続いています。

各種がん検診の受診率向上に向け、さまざまな取り組みを行っていますが、受診率については、現在はほぼ横ばいの状態です。特にがん対策については、早期発見・早期治療が最も重要なことから、がん検診の受診率の向上に向けた取り組みと喫煙防止対策が重要となります。また、心疾患、脳血管疾患の予防のためにも、高血圧、糖尿病等の重症化予防対策が必要となっています。

がんになり患しても、治療による効果は高まりましたが、一方で副作用等による脱毛や手術後の外見変化により低下したQOL(生活の質)の向上が必要とされています。令和5年(2023年)3月に策定された国のがん対策推進基本計画において、アピアランスケア<sup>※</sup>にかかる相談支援・情報提供体制の構築について検討するとされています。

令和5年(2023年)のデータ(大阪府から提供)によると、自立した生活ができる期間を示す本市の健康寿命<sup>※</sup>は、男性79.6歳、女性85.4歳となっていますが、不健康な期間が男性1.6年、女性3.9年あり、今後も市民自らが主体となった健康づくりを、より一層支援していく必要があります。そのため、広報・啓発活動の充実をはじめ、生活習慣病やがんの対策、たばこ対策、運動の推進、食育の推進等を学校園、家庭、地域、行政が連携して推進していく必要があります。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症<sup>※</sup>が世界的に拡大し、国内においても、緊急事態宣言が発令され、外出を自粛するなど、人々の生活が一変し、数年間にわたり感染症による脅威にさらされました。同感染症の対応から、感染症予防を目的とした平時からの備えと、新興感染症等の発生やまん延時に迅速に対応できる体制整備の重要性が改めて認識されました。今後も、市民、事業者、行政が一体となり、感染症対策に取り組むとともに、医療機関等との連携強化に努め、迅速に対応する体制づくりを進める必要があります。

令和7年(2025年)11月、近畿大学病院等が堺市泉ヶ丘地区へ移転しましたが、引き続き地域の医療機関や大阪府、近隣市町村との連携により、将来にわたって安心な医療体制を確保する必要があります。また、引き続き、初期救急医療<sup>※</sup>をはじめとする医療体制の充実を図る必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
5	18	消防・救急体制の強化

分野別計画等

- 健康大阪さやま21(令和7~18年度)
- 食育推進計画(令和7~18年度)
- 自殺対策計画(令和6~11年度)

行政の取組内容

(1)健康づくりの推進

- 市民の主体性を重視した健康づくりを推進するため、市民意識の啓発や健康情報の提供を実施するとともに、食生活の改善や運動、禁煙など、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組みます。
- 疾病の予防や早期発見が大切であることの啓発や受診勧奨などにより、各種健診やがん検診の受診率、予防接種の接種率の向上を図ります。また、アピアランスケアの取組みとして、がん患者などのウィッグや医療用補正具の購入費用を助成し、QOLの向上に努めます。
- こころの健康づくりを推進し、関係機関との連携、情報共有を図りながら、自殺予防対策を進めます。
- 基本的な感染症予防対策について、平時から正しい知識の普及啓発等情報発信に努めるとともに、予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症の予防と感染拡大防止に努めます。また、新興感染症等の発生やまん延時に迅速に対応するための体制の充実を図ります。



重点施策  
II-②

(2)医療体制の充実

- 近畿大学病院等の移転後も、地域の医療機関や大阪府、近隣市町村と連携し、将来にわたって安心な医療体制が確保できるよう努めます。また、初期救急医療体制の円滑な運営に努め、誰もが安心して診療を受けることができる医療体制を構築します。
- 大阪狭山市医師会と連携し、日曜日、祝日および休日、年末年始における初期救急医療体制を確保するため、15歳以上の人を対象とした休日診療を行います。また、15歳未満の子どもについては、南河内南部広域小児急病診療体制のもと、休日診療を行います。



重点施策  
II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●健診(検診)を定期的を受け、生きがいのある生活や正しい食生活などの健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ります。また、感染症予防についての正しい知識を身につけ、主体的に取り組みます。
事業者	●特定健診やがん検診の受診を勧めるとともに、受動喫煙防止のため、敷地内禁煙や屋内禁煙など必要な対策に取り組みます。また、感染症予防や感染拡大を防止するための取組みを市民とともに進めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
がん検診の受診率(大腸がん)(40~69歳)	15.9%	16.7%	50%
国民健康保険特定保健指導終了率	33.4%	13.9%	60%
ゲートキーパー <sup>※</sup> 養成研修延べ受講者数(累計)	97人	263人	500人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「いつまでも元気で暮らせる健康づくりの推進に満足している」と思う市民の割合	25.2%	30.4%	UP

【施策6】 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

いくつになっても住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らし続けられるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

令和7年(2025年)にはすべての「団塊の世代」が後期高齢者である75歳以上となり、保健、医療、福祉、介護サービスへのニーズが一層高まるなど、社会保障費が増大しています。

このような背景の中、社会保障制度改革が進められており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の深化・推進が求められています。本市では、地域包括ケアシステム推進条例に基づき、介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまちづくりが求められています。

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、柔軟かつ迅速なサービス提供体制の構築と、質の高い介護保険サービスを提供できるよう支援する必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
2	5	健康づくりと医療体制の充実
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

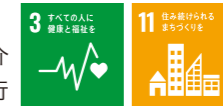
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和6～8年度)



行政の取組内容

(1) 地域での包括的な支援体制の充実

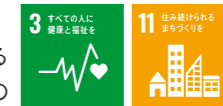
- 地域包括ケアシステム推進条例に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センター<sup>\*</sup>を中心に、さまざまな関係機関が連携・協力しながら進めています。
- 市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護保険サービスの充実に加え、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組みます。



重点施策  
II-②

(2) 高齢者自立支援などの推進

- 市民一人ひとりが生涯健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、いきいき百歳体操<sup>\*</sup>をはじめ、市民の主体的な健康づくりを支援することで、フレイル(加齢とともに心身の活力が低下した状態)の進行を予防するとともに、ボランティア活動など、社会参加の機会の充実を図ることにより、活躍の場を提供します。
- 認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の家族に対する支援体制の充実など、本人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 成年後見人制度をはじめ、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。



重点施策  
II-②

市民・事業者の取組内容

- |     |   |
|-----|---|
| 市民  | ● 地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりをめざして、できる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による見守り活動等、支えあい機能の強化と介護予防への取組みを進めます。                                   |
| 事業者 | ● 高齢者の居場所づくりや、認知症サポーター <sup>*</sup> 養成講座の受講、高齢者SOSネットワーク <sup>*</sup> への協力など地域包括ケアシステム推進施策などに積極的に取り組み、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します。 |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
いきいき百歳体操事業の実施箇所数	27箇所	28箇所	50箇所
認知症サポーター養成者数(累計)	8,728人	10,759人	20,200人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「高齢者に安心な福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	17.9%	27.4%	UP

【施策7】 障がいがある人の自立と社会参加の促進

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されて以降、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正され、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなどの制度改正が行われました。

また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立するなど一連の法整備により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化することとなりました。

誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会の実現に向けて、障がい者の職業生活における自立を促進することにより障がい者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」においても、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の促進や職業能力の開発及び向上等が盛り込まれた改正がなされています。

さらに、近年、少子高齢化や核家族化とともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化・重複化もみられ、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあることから、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、障がい者を総合的に支援する体制の構築や障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実が重要となっています。

重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、重度障がい者医療費助成制度について、引き続き適正な運営に努める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	4	地域福祉の推進
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 障がい者計画(平成30～令和8年度)
- 障がい福祉計画(令和6～8年度)
- 障がい児福祉計画(令和6～8年度)

行政の取組内容

(1)障がい者の社会参加の促進

- 障がい者が地域で活動できるよう、引き続き地域活動支援センター<sup>※</sup>での活動やスポーツ・レクリエーション活動、当事者団体の活動を支援するとともに、基幹相談支援センター<sup>※</sup>等の相談支援事業による支援及び移動支援や手話通訳者の派遣などにより障がい者の社会参加を促進します。
- 障がいがあっても働くことにより社会参加ができるよう、関係機関との連携を図りながら、雇用施策と福祉施策が連携し、就労支援と障がい者雇用促進に向けた体制の整備や啓発活動を推進します。

(2)障がい者福祉サービスの充実

- 住み慣れた地域や家庭で安心して自立した日常生活を送れるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービス等の提供体制の充実を図るとともに、相談支援体制の強化に努め、障がいの状況に応じたきめ細かな情報提供を行います。また、介護に係る家族の負担軽減のため、ショートステイ<sup>※</sup>の充実等に努めます。
- 引き続き、重度障がい者医療費助成制度の適正な運営に努めます。

(3)障がい者理解の促進

- 障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人もない人もともに暮らすことができるよう、障がいや障がい者への理解を促進します。また、障害者差別解消法の施行に伴う市職員対応要領等に基づき、「障がい者雇用推進者」及び「障がい者職業生活相談員」を選任することで相談・サポート体制の充実を図るとともに、研修や啓発に努めます。

市民・事業者の取組内容

市民	●障がい者が地域の中で、安心していきいきと暮らせるよう、地域での支えあいに取り組みます。 ●障がい者が利用しやすい環境整備に努めます。
事業者	●障がい者の雇用の創出を図り、障がい者が働きやすい職場環境の整備に努めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
基幹相談支援センター等の相談支援事業の延べ利用人数	11,180人	11,951人	12,500人
障がい者自立支援給付・障がい児通所給付延べ利用人数	11,960人	18,781人	25,000人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「障がい者の自立や社会参加を支える福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	12.9%	20.4%	UP

【施策8】 社会保障制度の安定的な運営

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

すべての人の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国民健康保険は、少子高齢化が進む中、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行していくため減少しており、安定的な制度運営のため、さらなる医療費の適正化や収納率向上への取組みが求められています。

国民健康保険制度は、平成30年度(2018年度)に事業の安定化のため都道府県単位に広域化され、本市は大阪府と共同保険者となり、大阪府が策定した国民健康保険運営方針に基づき運営を行っています。また、これまで大阪府内で市町村ごとに異なっていた保険料率や保険料の減免基準などについては、府内全体で加入者間の受益と負担の公平化を図るため、本市では平成30年(2018年)4月から令和6年(2024年)3月までの経過措置期間における段階的な移行を経て、令和6年度(2024年度)に大阪府統一基準となりました。

今後、運営していく中で生じる課題等を大阪府や各市町村とともに、整理・改善していく必要があります。国民年金については、年金制度を適正に運用するため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

本市における生活保護世帯数は、近年、概ね横ばいで推移していますが、高齢者世帯が増加傾向にあり、医療扶助費、介護扶助費の上昇が見込まれます。就労可能な稼働年齢層がいる世帯に対しては、ハローワーク\*などと連携して自立に向けた就労支援を進める必要があります。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対しては、自立相談支援を実施し、自立した生活を支援・援助しています。また、ひきこもりの期間が長期化することにより、親子とも高齢化し困窮に陥る、いわゆる「8050問題\*」など、地域に潜在する生活困窮者の実態を把握し、関係機関と連携を図りつつ、支援していく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	3	子どもや若者の健全育成
2	4	地域福祉の推進
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出

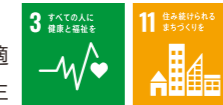
分野別計画等

- 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(令和6～11年度)
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画(令和6～11年度)

行政の取組内容

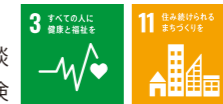
(1)国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化と財源確保に努め、セーフティネットとして市民の生活を支えます。



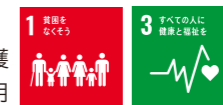
(2)国民年金制度の促進

- 年金制度への理解を深めるため、広報活動や年金相談の充実を図ります。未加入者への加入勧奨を行い、保険料未納による無年金者の防止に努めます。



(3)生活保護受給者、生活困窮者の支援

- 生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じた保護を受けることができるよう、生活保護制度を適正に運用するとともに、自立した生活が営めるようさまざまな阻害要因を個別に調査・分析し、解消するよう適切な支援を行います。
- 生活困窮者に対し、日常生活や社会生活における自立を支援するために、自立相談支援事業と家計改善支援事業、就労準備支援事業や居住支援事業(シェルター事業)を行うとともに、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業など、きめ細やかな支援を行います。



市民・事業者の取組内容

- |     |  |
|-----|--|
| 市民  | ●国民健康保険制度について理解を深め、保険料を納め、必要な保険給付を適切に受けます。 |
| 事業者 | ●行政と連携し、質の高い社会保障サービスの提供に努めます。              |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
国民健康保険料収納率	93.64%	94.51%	94.81%

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「セーフティネットとしての社会保障の充実に満足している」と思う市民の割合	13.1%	19.1%	UP

第3章

自然と調和した  
活力のある  
快適なまちづくり

【施策9】 快適で魅力ある都市空間の形成

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

誰もが安全・安心で快適に住み続けられる魅力あるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これまで、計画的な市街地整備等により良好な住環境が形成されてきましたが、少子高齢化や人口減少、生活の多様化など、都市を取り巻く環境が大きく変化しています。今後のまちづくりにおいては、変化する社会情勢を見据え、市民ニーズ、地域の特性に応じ、「コンパクトシティ+ネットワーク」の視点による持続可能なまちづくりが必要です。

道路、公園、上下水道施設など、公共施設の維持管理、更新、長寿命化を引き続き計画的に進めるとともに、近年多発している地震、台風、豪雨などの自然災害が甚大化している中、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

魅力や生活利便性を高め、活力・にぎわいを創出し、安全・安心で持続可能なまちづくりを進めるため、無秩序な市街化を抑制するとともに、土地利用、区域区分のあり方や都市空間の形成・手法について検討し、都市計画マスタープランや立地適正化計画、大阪のまちづくりグランドデザインなど関連計画に基づき、大阪府や近隣市町村、公共交通事業者などと連携したまちづくりに取り組む必要があります。

既存民間建築物の耐震化、空き家の適切な管理や利活用の推進、農地等みどりのあり方等について検討を進めるとともに、狭山ニュータウン地区をはじめ、地域ごとの特性を活かした取組みを検討する必要があります。

安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めるために、公民連携による民間活力の導入、AI<sup>※</sup>やIoT<sup>※</sup>、ビッグデータ<sup>※</sup>の活用など、最新技術の導入も踏まえた取組みを進める必要があります。

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行による人口構成の変動、節水機器の普及や節水意識の定着など、循環型節水社会<sup>※</sup>への移行などにより、水需要が落ち込み、有収水量が減少し、給水収益も年々減少しています。一方で、昭和40年代に布設した送配水管などの老朽化に伴い、管路の更新と耐震化について、引き続き取り組む必要があることから、財政的な負担は次第に大きくなってきています。こうした状況を踏まえ、令和3年度(2021年度)に大阪広域水道企業団<sup>※</sup>に水道事業を統合しました。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(令和4～13年度)
- 立地適正化計画(令和7～26年度)
- 空家等対策計画(令和元～10年度)
- 建築物耐震改修促進計画(平成30～令和9年度)
- みどりの基本計画(平成30～令和9年度)
- 狭山ニュータウン地区活性化指針(令和元～10年度)
- 狭山ニュータウン地区再生推進計画(令和4～10年度)
- 水循環計画(令和5～14年度)

行政の取組内容

(1) 魅力あるまちづくりの推進

- 社会経済情勢の変化を見据え、都市計画マスタープランや立地適正化計画、大阪のまちづくりグランドデザインなどに基づいたまちづくりを進めます。



重点施策  
II-③

- また、市民ニーズや地域の特性に応じ、大阪府や近隣市町村、公共交通事業者など関連団体等との連携や、公民連携による民間活力の導入、AIやIoTなどの最新技術の導入も踏まえた、魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 地域の特性に応じたまちづくりの推進

- 市街化区域<sup>※</sup>においては、計画的な市街地整備を進めるとともに、都市機能の誘導や広域公共交通ネットワーク



重点施策  
II-③

- の形成による地域特性に応じた良好な居住環境の形成、エリア特性を活かした魅力ある都市拠点の形成、住民の生活圏を踏まえた広域公共交通インフラの維持・向上に取り組みます。また、農地やみどりが残る市街化調整区域<sup>※</sup>においては、市街化を抑制するという基本理念を堅持しつつ、市民ニーズや地域の特性に応じた柔軟なまちづくりを進めます。

- 「狭山ニュータウン地区再生推進計画」に基づき、狭山ニュータウン地区の再生・活性化に向けた取組みを推進します。

(3) 安全・安心な住環境の維持・保全

- 安全・安心な住環境を維持・保全するため、既存民間建築物の耐震化の促進に取り組みます。また、地域の住環境に影響を及ぼす管理不全な空き家の発生抑制、適正な管理や利活用の促進など、空き家対策に取り組みます。



重点施策  
II-③

(4) 安全で安定した水の供給

- 大阪広域水道企業団のもと、アセットマネジメント<sup>※</sup>手法を活用した中長期的財政収支の見通しに基づく水道施設



- の更新、災害リスクに備えた耐震化を計画的かつ効率的に実行し、持続可能な水道事業の実現に向けたさらなる取組みを進めます。また、事業コストや経営効率化の取組み、料金の仕組みなどについて広報誌やホームページにて情報提供することで、事業の透明性を確保します。



【施策9】 快適で魅力ある都市空間の形成

市民・事業者の取組内容


市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地等みどりの維持・保全のため、適切な管理に努めます。</li> <li>●良好な住環境の維持・保全に努めます。</li> <li>●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。</li> <li>●所有している建築物の耐震性を把握し、耐震改修などの「備え」を行うことで地震に強いまちづくりに取り組みます。</li> <li>●管理不全な空き家の発生抑制、適切な管理や空き家の利活用に取り組みます。</li> <li>●水道の節水に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調和を図り、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。</li> <li>●水道施設工事に際して、環境への配慮、地域住民に対する理解と協力を得ながら工事を実施します。</li> <li>●事業所内における貯水槽及び水道設備の適切な管理を行います。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
不良度Dランクの空き家数 <sup>(注)</sup>	10戸	3戸	0戸
民間建築物(住宅)耐震化率	80%	88%	95%
上水道耐震管布設率	30.1%	35.3%	40.0%

(注):「不良度Dランクの空き家数」は、基準値(R1)時点で把握している空き家数に基づくものです。

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「魅力ある住環境と良好な景観の保全と形成に満足している」と思う市民の割合	22.2%	41.0%	UP 

【施策10】 便利で快適な道路交通環境の形成

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

安全で快適な道路環境と利便性の高い交通環境が整ったまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

高度経済成長期に建設された道路、橋梁等のインフラ施設は経年劣化が進んでおり、計画的な維持修繕や点検が必要となっています。

交通事故の件数は年々減少傾向にあるものの、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる事故が全国で多発しており、通学路をはじめとした交通安全対策の推進が求められています。また、高齢ドライバーによる重大な事故が多数発生していることから、道路交通法の改正により、免許制度も大きく変わろうとしています。高齢ドライバーの免許返納を促す一方、車を所有していなくても快適に生活できる公共交通網の再整備や、AI<sup>\*</sup>などの技術革新による新たな交通モビリティ<sup>\*\*</sup>を見据えた道路環境を整備していく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
3	11	水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(令和4~13年度)
- 立地適正化計画(令和7~26年度)
- みどりの基本計画(平成30~令和9年度)
- 水とみどりのネットワーク構想(令和2~11年度)



【施策10】 便利で快適な道路交通環境の形成

行政の取組内容

(1)安全で快適な道づくりの推進

●市民が安全で安心して暮らすことができるよう、良好な道路環境や駅周辺の再整備を含めた都市景観の形成に努めるとともに、計画的な舗装補修や道路構造物の定期点検及び長寿命化対策を推進し、安全性と利便性、快適性の向上を図ります。



重点施策  
II-③

(2)人にやさしい交通環境の実現

●すべての市民が安全で安心して通行することができるよう、長寿命化計画に基づき、歩道の舗装補修を計画的に進めるとともに、歩行者空間の整備や狭隘道路の拡幅を行います。



重点施策  
II-③

(3)暮らしを支える公共交通の整備

●鉄道、バス、タクシーなどの事業者との公民連携や近隣市との広域連携を推進し、広域的な公共交通網の充実に努めるとともに、駅の安全性やバリアフリー化の推進について、事業者へ働きかけます。また、自転車の利用を促進するなど、環境に配慮した交通環境の形成を図ります。

●さやりんバスについては、公共施設に限らず、市民ニーズの高い生活拠点を結ぶルートを検討し、交通結節点周辺において、円滑な乗り換え環境の形成など、利便性の高い交通環境の実現に努めます。また、今後、AI<sup>※</sup>などによる技術革新による新たな交通モビリティ<sup>※</sup>についても検討します。



重点施策  
II-③

(4)交通安全対策の推進

●登下校時の園児・児童の交通安全を確保するため、「大阪狭山市通学路交通安全プログラム」による交通安全対策を推進します。また、高齢者をはじめ、交通安全教育・啓発・講習会などを実施し、交通安全意識の高揚と交通マナーの遵守を促します。

●運転免許証の返納を検討している高齢ドライバーに対し、返納後の生活における交通手段の確保を支援することで、運転免許証の返納を促進し、高齢ドライバーによる事故を未然に防ぎます。



重点施策  
II-③

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしを支える移動手段を維持するため、バス、鉄道などの公共交通機関を積極的に利用します。</li> <li>交通安全に対する高い意識を持ち、正しいマナーを身につけて交通ルールを守ります。</li> <li>親子交通安全教室や安全運転講習会などの安全啓発事業に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス、鉄道など公共交通機関のサービスの向上や利用促進を進めるために協力し、従業員の交通安全意識の高揚を図ります。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
橋梁点検率	100%	100%	100%
要舗装補修延長 <sup>(注)</sup>	1,140m	800m	0m

(注)：「要舗装補修延長」は、令和元年7月改定時の舗装修繕計画に基づくものです。

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「安全な歩行者空間が確保できている」と思う市民の割合	28.8%	34.3%	UP

【施策11】 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

狭山池をはじめとする個性豊かな水とみどりの景観と人々の生活や都市活動との調和を図りながら、うるおいのある快適なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

今後、少子高齢化の進行や厳しい財政状況が続くとみられる中、みどりのまちづくりにおいては、これまでの「量の拡大」から今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつあります。また、市民の環境やみどりに対する意識の向上、価値観、ライフスタイルの多様化等を踏まえ、本市のみどりを適正に維持管理するとともに、公園や緑地をはじめとするみどりの空間をレクリエーションやスポーツ、地域交流や子育て、福祉の場として活用し、さらには市民が憩い、にぎわう場となるよう、みどりをもつ多様な機能を引き出しながら積極的に活用していく必要があります。

また、開設から数十年が経過した公園は、施設等の老朽化が進んでいるため、安全・安心に利用できるよう計画的な整備を進める必要があります。

今後は、市民や民間の活力を最大限に活かすため、都市公園法等の改正を踏まえながら、みどりの整備・保全・活用を図る必要もあります。

これらを踏まえ、本市が持つ豊かなみどりの特性を活かしつつ、市民、事業者、行政との協働により、市の魅力や価値が向上していく取組みが重要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成

分野別計画等

- 都市計画マスタープラン(令和4～13年度)
- 立地適正化計画(令和7～26年度)
- みどりの基本計画(平成30～令和9年度)
- 水とみどりのネットワーク構想(令和2～11年度)
- 水循環計画(令和5～14年度)



【施策11】 水とみどり豊かなるおいのある環境づくり

行政の取組内容

(1) 憩える公園、遊べる公園の整備

- 環境や時代の変化を踏まえ、誰もが利用しやすく、安心して憩える場所、遊べる場所として活用できるよう、地域の実情やニーズにあわせた管理・運営を図るとともに、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な整備を進めます。



重点施策  
I-①

(2) みどりの景観整備

- みどりを身近に感じられるよう、市民・事業者と連携してみどりのまちづくりを推進します。また、狭山池をはじめ、市内に植樹している「市の木」桜の保全に努めるとともに、「市の花」つつじなどの花を活用したまちづくりを推進します。



(3) 水とみどりのネットワークの形成

- 狭山池を中心に、河川や公園、あまの街道等を、水とみどりの連続する空間として結び、狭山池を中心核とした水とみどりのネットワークを形成し、周辺地域と一体となった環境整備と自然環境の保全に努めます。
- 水とみどりのネットワーク構想に基づき、狭山池を中心とする重点アクションエリアでは、狭山池交流拠点「さやりんBase」を拠点としたにぎわいづくりなど、事業者や団体等との連携によるエリアマネジメント<sup>※</sup>を推進するとともに、各アクションエリアでは、遊歩道整備やみどりの拠点における機能、空間価値を高める取組みを進め、市全域の魅力や価値のさらなる向上を図ります。



重点施策  
III-①

(4) 生物多様性の保全

- あまの街道沿いや副池周辺の自然環境の保全をはじめ、西除川のヒメボタルの保全活動など、市民との協働による生物多様性の再興に努め、ネイチャーポジティブ<sup>※</sup>に貢献するとともに、環境教育<sup>※</sup>などを通じて、自然と触れ合う機会を提供することにより、市民の環境に対する関心を高める取組みを進めます。



市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みどりのまちづくりの主体として、自らの生活の中でみどりの維持保全や活用を図るとともに、エリアマネジメントに関する取組みに積極的に参画します。</li> <li>●みどりに関するセミナーやワークショップ等へ積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に協力します。</li> <li>●みどりの維持保全や活用、エリアマネジメントに関する取組主体として、積極的にみどりのまちづくりに参画します。</li> <li>●開発等を行う場合は、市がめざすまちづくりの方向性を理解し、周辺環境や景観等に配慮します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
市民のみどりに対する満足度	46.2%	42.0%	60%
イベントや事業の開催数(市民のみどりとの関わり)	45回	51回	70回

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「水辺や緑のそれぞれの特性を生かした魅力ある空間が確保できている」と思う市民の割合	69.5%	66.6%	UP

【施策12】 地域から始める地球にやさしい環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

環境にやさしいライフスタイルを実践し、持続可能な低炭素社会や循環型社会の実現をめざします。  
公共下水道(汚水・雨水)の整備により、集中豪雨などの自然災害に強く、誰もが快適な生活を送ることができるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

低炭素社会、循環型社会の実現に向けて、市民、市民団体、NPO<sup>※</sup>、事業者等との協働による幅広い取組みが求められています。

「2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を達成するため、令和7年(2025年)に「おおさかさやまゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)に基づき、本市の事務事業だけではなく、区域内での温室効果ガス<sup>※</sup>排出量削減等を行うことにより、国が長期的な最終目標として定めている「2050年カーボンニュートラル」をめざすとともに、令和12年(2030年)には平成25年(2013年)の排出量比「50%削減」を確実に達成するための取組みを推進する必要があります。

気候変動による大型台風等の自然災害の増加や、ヒートアイランド現象に伴う局地的豪雨等が多発していることから、さらなる地球温暖化対策が求められており、省エネルギー対策や気候変動に対する適応策の検討が必要です。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システム構造は大気汚染や水質汚濁など、環境に大きな影響を与えることから、ごみの排出抑制を図るとともに、適正なごみ処理と再資源化の促進が求められています。また、近年では、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が深刻となっており、地域環境から地球環境につながる身近な問題として、一層のプラスチックごみ削減に向けて、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

本市では、公共下水道(汚水)の人口普及率が99.9%に達していますが、適正な維持管理及び改築を計画的に進めていく必要があります。

公共下水道(雨水)については、近年、短時間による集中豪雨等も発生しており、浸水被害から市民の生命及び財産を守るために、効果的で効率的な整備が急務となっています。本市においても、近年の宅地化の進展による雨水流出量の増加に対応するため、浸水被害が懸念される地域から優先的に雨水整備を進めており、今後も計画的に取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)(令和7~12年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(平成26~令和10年度)
- おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言
- おおさかさやまゼロカーボンシティ宣言
- 下水道ビジョン(令和元~20年度)
- 水循環計画(令和5~14年度)

【施策12】 地域から始める地球にやさしい環境づくり

行政の取組内容

(1) 低炭素社会の実現

- 行政活動全般にわたり、生産性の向上を図ることで、エネルギー消費の抑制に努めるとともに、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の利活用を推進するなど、温室効果ガス<sup>\*\*</sup>排出のさらなる低減をめざします。
- また、「おおさかさやまゼロカーボンシティ宣言」や、国内外の動向、SDGs<sup>\*\*</sup>(持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、市民一人ひとりの生活様式において温室効果ガスの排出削減などの取組みが一層進むよう、地球温暖化対策に関する啓発や意識の高揚を図ります。あわせて、市民団体、NPO<sup>\*\*</sup>、事業者などといった地域のさまざまな主体とも連携しながら、国の計画に沿った温室効果ガスの削減と、市域における「2050年カーボンニュートラル」をめざすうえで、令和12年(2030年)の「50%削減」を確実に達成するための取組みを進め、低炭素社会の実現をめざします。



(2) 循環型社会の構築

- 環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るため、市民、事業者、行政が協働して、廃棄物の発生を抑制(Reduce=リデュース)し、廃棄物を再利用(Reuse=リユース)し、また再生利用(Recycle=リサイクル)する「3R」を柱に、市民一人ひとりがもっと身近に取り組むことのできる「R」、発生回避(Refuse=リフューズ)を加えた「4R」の推進を基本方針として、排出抑制・資源化を進めます。



(3) 環境美化・公害対策

- うるおいのある美しいまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で公共空間の美化に努めます。また、生活環境の保全に取り組み、公害のない快適な生活環境の確保をめざします。
- また、「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」に則り、今後もプラスチックごみ削減の取組みを進めていきます。



(4) 公共下水道整備の推進

- 公共下水道(污水)の適正な維持管理及び改築事業を計画的に進めます。また、浸水被害が懸念される地区から優先的かつ効率的に雨水整備を進めます。



市民・事業者の取組内容

- |        |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化問題に関する意識を高め、家庭でできる温室効果ガスの低減に取り組みます。</li> <li>●ごみの分別やリサイクル活動、買い物時のマイバッグ利用など、ごみを減らす生活スタイルを実践します。</li> <li>●地域の環境美化に取り組みます。(「ポイ捨て」やペットの糞尿放置はしません。)</li> </ul> |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共下水道にごみや油を流さないよう努め、水質保全に取り組みます。</li> </ul>   |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量化や資源化に取り組みます。</li> <li>●地域の環境美化に協力します。</li> </ul>  |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
公共施設等の二酸化炭素削減割合(変動係数)	20%	38%	50%
ごみ減量化目標率	14%	13%	39%
資源リサイクル率	14%	13%	36%
雨水整備率	44.8%	44.8%	45%
污水管改築延長(累計) (注):令和6年度からの改築延長	—	243.6m	1,811.0m

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「ともに実践する循環型社会づくりに満足している」と思う市民の割合	29.5%	21.8%	UP

【施策13】 産業の振興によるにぎわいの創出

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

農業や商工業などの産業が活性化し、活気ににぎわいのある魅力的なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまでに、新規就農につなげていくための野菜栽培講習会などの開催をはじめ、食の大切さを学び、農業に慣れ親しむことを目的とした学習田での実習活動や農地中間管理機構<sup>※</sup>制度を利用した遊休農地の一部解消など、農業の活性化や経営の維持安定を図ってきました。しかし、宅地開発に伴い農地面積が減少しつつあり、農業従事者の高齢化とあいまって、後継者など担い手の育成に向けた対策も必要となっています。また、本市における農地は、大都市近郊の利点を活かした新鮮な農産物の供給が可能であるほか、貴重な緑のオープンスペースとしての役割も担っているため、農地の保全や活用を図っていくことが求められています。さらに、ため池については、農業用水の確保をはじめ、降雨時における貯水機能などの役割を持っていることから、関連機関と連携し、ため池の改修など農業基盤の整備とあわせた農空間の環境整備を進める必要があります。

本市では、商工業の振興を図るため、中小企業向け融資への利子補給制度や技能検定受験料補助制度等を実施してきました。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、カタログ販売やインターネットショッピングの増加はもとより、大型ショッピングモールやチェーン店の市域周辺での出店により、地域の小売業者への影響が深刻となっています。そうしたことから、市内商工業者の経営基盤や競争力の強化とともに、事業継続のための担い手の育成や創業への支援など、さらなる取組みが求められています。

新型コロナウイルス感染症<sup>※</sup>の感染拡大は、地域の産業へ深刻な影響を与え、多くの中小企業において資金需要が高まったことから、事業を継続するための支援を行ってきました。その後、経済の緩やかな持ち直しがみられる一方で、依然として資金需要の高い状態は続いており、引き続き中小企業を支援する取組みが求められています。

就労に関して、雇用機会の拡大を図るには、市域だけでなく、近隣市町村と連携した取組みを進めるとともに、地域就労支援センター<sup>※</sup>の相談機能を充実させるため、ハローワーク<sup>※</sup>など関係機関との連携方策を強化していく必要があります。

観光について、華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会<sup>※</sup>、西高野街道観光キャンペーン協議会<sup>※</sup>、北条五代観光推進協議会<sup>※</sup>、「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会<sup>※</sup>の4つの観光協議会に参画し、他の自治体や観光協会などと連携してウォーキングやイベントなどを実施し、市外への大阪狭山市のアピールにつなげています。また、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたこと、さらに、令和7年(2025年)の大阪・関西万博の開催による地元大阪への波及効果などにより、周辺市町村を訪問する国内外の観光客の増加を見据え、近隣市町村とも連携した受入体制の充実が求められています。そのため、観光資源の発掘や情報の発信に加え、観光客の受入環境の整備を進める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

分野別計画等

- 特定創業等支援計画
- 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画

行政の取組内容

(1) 農業の振興

- 農業のさらなる振興を図るため、新規就農につながる各種講習会の開催や、農福連携事業の検討のほか、農業基盤でもあるため池や水路などの整備改修を進めるとともに、防災対策の一環としてため池ハザードマップを作成します。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に基づき、農地の保全と農業の振興を図るとともに、エコ農産物<sup>※</sup>の普及拡大や産業まつりにおける農産物の販売、市民農園の整備促進、学習田での実習活動などの機会を通して、市民が農業に親しみ、関心を高める機会を提供します。
- さらに、農地パトロール調査により、農地の利用状況及び農地所有者の意向把握に努め、遊休農地所有者に対しては、農地の適正利用のための指導を行います。

(2) 商工業の振興

- 地域を活性化し、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や金融セーフティネットへの誘導を図ります。
- また、市内事業者に対する経営安定支援や販路の拡大支援、新規創業者への支援を通じて、商工業の振興を図るとともに、新規事業所の立地を促進します。
- さらに、本市マスコットキャラクターや特産品を使用した大阪狭山ブランド<sup>※</sup>の開発や、産業まつりなどを通じた農業及び商工業の各業種間の交流促進など、地域活性化の取組みを進めるとともに、地域における消費を喚起する仕組みづくりを検討します。

(3) 雇用の創出・就労支援

- 求職者に対して、就労機会の拡大を図るため、市域だけでなく、近隣市町村などとも連携しながら、求人情報や求人ニーズが高い資格情報を提供するとともに、就職困難者を対象に就職相談会や求人求職フェアなどを通じて雇用機会の拡大を図ります。
- さらに、ハローワークなど関係機関と連携して、就労支援体制の充実に努めます。
- また、専門的な知識を有する者による労働相談の実施や、関係機関との連携により、事業所における研修を促進するなど、すべての労働者が、安全・安心に働けるよう労働環境の整備充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワーク<sup>※</sup>(在宅勤務やサテライトオフィス勤務等)などの柔軟な働き方が普及しつつあることを踏まえ、新たな働き方に対応した施策を展開します。

(4) 観光の振興

- 狭山池、西高野街道、あまの街道などの既存の観光資源と新たに発掘した魅力の情報を、イベントなどを通じて発信するとともに、狭山池博物館や北条五代に関する事業との連携により、本市のPRに努めます。
- また、観光マップやさやまのえもんパンフレット、イベントのチラシなどを配布するなど、観光客への情報提供を充実します。
- さらに、近隣市町村が世界遺産や日本遺産の認定を受けたことに加え、令和7年(2025年)開催の大阪・関西万博にて市の魅力を国内外に発信したことなどによる波及効果等も踏まえ、さまざまな国や地域から来訪する観光客にも、安心して快適に観光を楽しんでもらえるよう、通信環境の改善や多言語案内標識の導入など、観光客の受入環境の整備に努めます。

【施策13】 産業の振興によるにぎわいの創出


市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の商店や商店会などで積極的に購買します。</li> <li>●まつりやイベントの企画から開催まで積極的に参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業生産者は、農業の生産性の向上をめざし、農業に対する親しみや関心を高め、地域で採れた農産物を提供します。また、農地所有者は、意欲ある農業者に対し、農地の提供を行います。</li> <li>●イベントの共催など観光振興に積極的に参画します。</li> <li>●安定的な雇用機会の提供に努めます。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
就労及び労働支援のイベントの開催数	3回	3回	5回
大阪狭山ブランド <sup>※</sup> の登録数	1件	1件	3件
産業まつり参加者数	10,000人	9,000人	10,200人
観光誘客イベントの実施回数	4回	8回	6回

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「活気あふれる商工業と雇用機会の拡大に満足している」と思う市民の割合	7.8%	11.4%	UP 



【施策14】生涯学べる環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

誰もが生涯学習活動に積極的に参加し、学習の成果が地域社会で活かされるまちをめざします。

体育協会やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなど地域団体と連携し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを行えるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

人生100年時代の到来や、個人の価値観、ライフスタイルが多様化するなか、すべての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要です。そのためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたる学習が必要です。

生涯学習を通じて、家庭や地域、高齢者と若い世代等、環境や世代を超えて、ふれあい、交流できる機会をつくり、地域課題の解決に向け、市民・市民活動団体・事業者・行政等のさまざまな人と人がつながり、支え合えるまちを共に創ること(共創)が必要となっています。

子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送るため、身近なところで気軽に身体を動かすスポーツへのニーズが高まっています。健康長寿社会の実現をめざす中で、生涯にわたってそれぞれのライフステージ<sup>※</sup>に応じてスポーツに親しむための環境づくりが必要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	15	市民文化・歴史文化の振興

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7～11年度)
- 生涯学習推進計画(令和4～13年度)



行政の取組内容

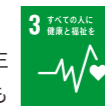
(1)生涯学習の推進

- 教員や専門性のある地域人材と連携・協力しながら、市民の誰もが参加できる学びの場を提供するとともに、大学と連携した官学協働による事業の展開や、民間事業者が展開する生涯学習の取組みとも連携し、学習の機会を拡充します。また、熟年大学を支援し、高齢者がそこで生きがいを感じ、仲間づくりなどにつながる多様な学習機会を協働して提供します。
- 自主的な市民活動を支援する市民活動支援センター<sup>※</sup>において、まちづくり大学をはじめとする各種講座などの学習の場を提供するとともに、その成果を地域活動やボランティア活動で活かせる機会を提供します。
- 生涯学習の拠点である公民館や図書館を中心に、市民のさまざまな学習ニーズに対応できるように、事業内容の充実を図ります。また、さまざまな社会教育事業を通じて、多様な学びのきっかけづくりを含め、市民の学びを支援するとともに、地域社会を支え、活躍できる人材の育成に努めます。
- 「大阪狭山市生涯学習推進計画」に基づき、子どもから大人まで生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に機会を選択して学ぶことができ、それが個人のキャリアやボランティア活動、地域社会の発展などに生かされる生涯学習社会の実現に向け取り組みます。



(2)スポーツの普及・振興

- 誰もが生涯スポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、各施設の利用率の向上に努めるとともに、学校体育施設開放などによる利用者の拡大を図るほか、各種スポーツ教室の開催や、イベントやスポーツ活動団体の情報提供を行います。



市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習活動に積極的に参加するとともに、活動を支える担い手同士の輪を広げます。</li> <li>●スポーツを通して、健康増進や体力向上などを意識します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ぐるみの生涯学習活動を支援します。</li> <li>●市民の学習活動を支援します。</li> <li>●気軽にスポーツができる機会を提供します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
公民館利用者数	66,248人	79,648人	82,000人
スポーツ施設利用者数	268,766人	257,577人	320,000人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「図書館や公民館などにおいて生涯学習のための機会が整っている」と思う市民の割合	48.6%	53.6%	UP

【施策15】 市民文化・歴史文化の振興

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

誰もが文化・芸術活動に積極的に参加し、その成果が地域社会で活かされるまちをめざします。  
郷土への誇りと愛着を持ち、歴史文化遺産を未来へ継承するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

個性豊かで心を大切にす文化芸術の創造をめざし、「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」に基づき、今後も文化芸術活動の支援に取り組む必要があります。

狭山池や、史跡に追加指定された池守田中家旧宅、狭山藩北条氏関連文化財、高野街道をはじめとする歴史街道などの数多くの歴史文化遺産の適切な保存・活用を進めるとともに、歴史文化遺産継承の担い手を確保し、地域においても取り組める体制を整備する必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン
- 歴史文化基本構想
- 史跡狭山池保存活用計画
- 文化財保存活用地域計画(令和6～15年度)



行政の取組内容

(1)文化・芸術の振興

- 個性豊かな市民文化を創造するため、文化会館を拠点に、優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の自主的な文化・芸術活動を支援し、文化団体やグループの育成を図ります。



(2)歴史文化遺産の保存・活用

- 文化財保存活用地域計画に基づき、本市のシンボルである史跡狭山池等、指定・未指定の歴史文化遺産に関する普及や調査を継続するとともに、歴史文化遺産の魅力発信と保存・活用を進め、本市に愛着を持つことのできる学校教育などへの学習の支援、市民などとの協働の強化を図ります。また、史跡に追加指定された池守田中家旧宅の整備と情報発信に地域とともに取り組みます。



市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化・芸術に触れるとともに、自らも活動の担い手として、積極的に活動に参加します。</li> <li>●市の歴史を学び、親しみ、活動の中心となって歴史文化遺産の保存と活用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の文化活動を支援します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
文化会館施設利用率	74.6%	74.0%	77.5%
企画展開催期間中の狭山池博物館利用人数	8,916人	8,489人	10,000人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「大阪狭山市内の歴史や伝統文化について興味がある」と思う市民の割合	51.5%	53.8%	UP

【施策16】 互いに人権を尊重する共生社会づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市では、これまで「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、人権教育・啓発、人権擁護の各施策を展開してきました。近年では、グローバル化の急速な拡大や情報技術の発展に伴い、インターネットを利用した情報発信が容易になり、年齢、性別、出自、障がいの有無などを理由に他者の尊厳を損なう行為が行われています。また、各種ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど人権に関わる許されない行為です。今後も、「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」をはじめとする人権関係法令等を踏まえながら、啓発活動や人権擁護を目的とした相談体制の充実を図る必要があります。

また、「大阪狭山市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための行動計画とDV防止基本計画、女性活躍推進計画、困難女性支援基本計画を策定し、男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」<sup>※</sup>を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っています。さらに、女性の孤独・孤立や性に対する暴力、ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進など、現在問題となっている課題への取り組みを充実する必要があります。

世界共通の願いである核兵器廃絶に向けた取り組みとして、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、国内外の市町村が加盟する「平和首長会議」の一員として、また、戦略兵器による唯一の被爆国として、市民の核兵器廃絶に向けた機運の醸成に努め、核兵器禁止条約について未署名国の早期批准をめざす等の取り組みが求められています。

国内では、海外から日本に来て定住する外国人が10年間で約100万人増加しており、本市においては、令和7年(2025年)3月末で661人(住民基本台帳人口)となっています。労働力の確保に向けた入国管理法の改正等を踏まえ、本市においても、定住している、または定住しようとする外国人が言葉や文化の違いを原因とした諸課題に困窮しないよう、相談体制の充実や環境整備が求められています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	4	地域福祉の推進
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

分野別計画等

- 人権行政基本方針
- 男女共同参画推進プラン(令和6～15年度)
- DV防止基本計画(令和6～15年度)
- 女性活躍推進計画(令和6～15年度)
- 困難女性支援基本計画(令和6～15年度)
- 核兵器廃絶・平和都市宣言

行政の取組内容

(1) 人権尊重社会の確立

● 「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることのない社会の確立をめざし、人権啓発活動や人権擁護を目的とした情報提供・相談体制の整備に取り組むとともに、ハラスメント対策など人権に関する研修を行います。また、インターネットを利用して他者の尊厳を損なうなどの悪質な事象については、定期的にモニタリングを実施し、プラットフォームに対しての削除要請に努めます。



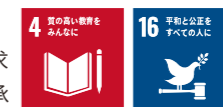
(2) 男女共同参画社会の確立

● 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会実現のための意識啓発や、あらゆる暴力防止のための相談体制の充実に取り組みます。  
● ジェンダー平等の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。



(3) 恒久平和の希求

● 「核兵器廃絶・平和都市宣言」に基づき、恒久平和を希求するため、平和の尊さの発信や戦争体験の継続的な継承に取り組むとともに、世界の各都市と連携し、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進します。



(4) 多文化共生の推進

● 本市に定住または定住しようとする外国人あるいは、外国にルーツを持つ人に対し、言葉や文化の違いを理由とした諸課題を解消するため、市民団体と連携した居場所づくりや情報提供のあり方等の検討、「教育機会確保法」を踏まえた読み書き教室の運営に取り組みます。



【施策16】 互いに人権を尊重する共生社会づくり

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人がかけがえのない存在として尊重される、人権文化をはぐくむまちづくりをめざして、人権教育や啓発活動に参画します。</li> <li>●男女が互いに人権を尊重する、男女共同参画社会への実現に向けた取組みに参画し、活動の輪を広げます。また、身近な男女共同参画社会の環境づくりとして、家庭でできることから始めます。</li> <li>●平和事業に参加することを通じて、戦争の記憶、記録を次世代に伝え、生命の大切さ、平和の尊さ、核兵器廃絶への認識を高め、恒久平和の実現を希求します。</li> <li>●人種、国籍、民族、宗教、文化の違いを理由に排斥や排除を行うことなく、地域社会における多文化共生社会の構築に参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業内研修などにより、人権教育・啓発に取り組みます。また、企業の社会的責任(CSR)の観点からステークホルダーとともに、社会課題の解決を図ります。</li> <li>●性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。</li> <li>●安心して働くことのできるハラスメントのない職場づくりを進めます。</li> <li>●市民団体や行政と連携して平和への貢献に取り組みます。</li> <li>●外国人人材の受け入れについて、制度で明記されている受け入れ機関としての義務履行に加え、地域における共生社会の実現に向けて最大限の取組みを行います。</li> </ul>


進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
人権連続学習講座への参加者数	— <sup>(注1)</sup>	75人	120人
審議会などへの女性の参画率	28%	25.3%	40%以上 60%以下
平和を考える市民のつどいへの参加者数	300人	228人	400人
識字・日本語教室啓発事業等への参加者数	— <sup>(注2)</sup>	30人	50人

(注1)「人権連続学習講座への参加者数」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止したことから基準値(R1)は「—」としています。

(注2)「識字・日本語教室啓発事業等への参加者数」について、「識字・日本語教室啓発事業」は、令和2年度(2020年度)からの事業であることから、基準値(R1)は「—」としています。

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「性別にかかわらず、共に個性や能力を発揮できる社会になっている」と思う市民の割合	40.6%	27.0%	UP 

第5章

安全で安心できる  
まちづくり

【施策17】 防災・防犯対策の強化

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民、事業者、行政が連携し、災害に強いまち、犯罪のない安全なまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

防災については、平成23年(2011年)の東日本大震災、平成28年(2016年)の熊本地震、令和6年(2024年)の能登半島地震をはじめとする地震や、台風、集中豪雨などの風水害による気象災害が近年多く発生しており、市民の防災に対する関心が高まっています。地震・風水害などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して生活を送れるように、ライフライン事業者などの防災関連機関と連携し、「自助」・「共助」・「公助」の体制強化を図る必要があります。また、地域防災リーダー<sup>※</sup>の育成を一層進めるとともに、各種団体、自主防災組織や学校園などと連携し、地域の防災力の強化に取り組む必要があります。

防犯については、大阪府内の刑法犯認知件数は平成13年(2001年)を境に年々減少していましたが、令和4年(2022年)には増加に転じ、女性や子どもを狙った犯罪や、高齢者が財産を騙し取られる詐欺被害は依然として多発しています。また、全国的に、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は上昇傾向にあります。犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、警察署や地域の自主防犯活動団体などと連携して、地域と一体となった防犯活動を促進する必要があります。

地域のつながりの希薄化、防災・防犯活動を行うボランティアの高齢化、並びに担い手不足により、地域の防災・防犯力が低下しています。より多くの市民が、地域の防災・防犯活動に参画する環境づくりに取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
3	9	快適で魅力ある都市空間の形成
5	18	消防・救急体制の強化

分野別計画等

- 地域防災計画

行政の取組内容

(1) 防災対策の強化

- 防災用資機材等の充実による防災力の強化に努めるとともに、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織への訓練支援、地域一時避難場所の運営支援などを実施することで、地域の自主的な防災活動を促進します。また、関係機関や地域の関係団体との連携・協力により、避難行動要支援者<sup>※</sup>の支援を図るとともに、防災士の資格取得支援を実施し、地域防災リーダーの育成をめざします。さらに、迅速かつ確かな災害対策を実施できる体制を構築するため、民間団体・事業者等との災害時応援協定のさらなる充実を図ります。



重点施策  
II-①

(2) 防犯対策の強化

- 防犯に関する広報や出前講座などの防犯啓発活動を通して、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、警察や防犯委員会をはじめ、金剛駅西口地域防犯ステーション<sup>※</sup>や小学校区地域防犯ステーション運営団体などの関係団体と一体となった地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、街頭防犯カメラの設置、青色防犯パトロールなど、防犯環境の向上を図ります。



重点施策  
II-①

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自助・共助の意識を持ち、自ら災害に備えるとともに、地域の防災活動に参画します。</li> <li>● 自主防災組織の充実強化を図り、防災・減災に取り組めます。</li> <li>● 防犯意識を高め、隣家同士の声かけや地域でのパトロール活動への参加など、地域の防犯活動に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開、地域への貢献に努めます。</li> <li>● 関係団体と連携・協力し、防犯活動を行います。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
自主防災組織の組織率	69.7%	70.5%	73%
安全安心推進リーダー <sup>※</sup> 認定者数(累計)	107人	145人	160人
市内刑法犯罪総認知件数	299件	315件	260件
地域防災リーダー育成件数(防災士資格取得補助件数)(累計)	25人	35人	79人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「災害に強いまち」と思う市民の割合	42.5%	55.3%	UP

【施策18】 消防・救急体制の強化

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

堺市への事務委託により、充実・強化された消防・救急体制のもと、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

近年の消防を取り巻く環境は、災害の多様化・複雑化・大規模化などその様相が変化するとともに、少子高齢化の進行や人口減少など社会構造の変化、また医療・救急の高度化に由来する市民ニーズの多様化など、大きく変化しています。

めまぐるしく変化する社会にあって、消防が対応する災害は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害まで多岐に及んでいます。

多様化・複雑化する災害へ対応するための消防業務の高度化・専門化は不可欠であり、市民ニーズに的確に対応し、大規模災害への対応体制を充実させることが求められています。

地震や火災などの災害から、市民の生命と財産を守り、誰もが安心して暮らせるよう消防力を増強するとともに、医療機関と連携して救急救命体制を充実強化する必要があります。また、火災予防等の観点から、市民の協力により、防火対策と初期消火の一層の強化を図っていく必要があります。

消防財政の効率化を図りつつ、災害発生時の対応力などをはじめとする消防・救急体制をより充実・強化させるため、令和3年度(2021年度)から堺市へ消防事務を委託しています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	5	健康づくりと医療体制の充実
5	17	防災・防犯対策の強化



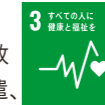
行政の取組内容

(1) 消防体制・火災予防の充実



- 堺市への消防事務委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を行うとともに、本部部門や通信指令業務を一元化・効率化することにより、警防要員の充当や予防・救急業務担当職員の専門化・高度化につなげ、より質の高い消防サービスの提供を実現します。
- また、消防団は団員の加入促進等による体制の充実・強化を図り、常備消防と強固に連携しながら、引き続き地域の安全・安心の確保のための活動を行います。さらに、火災予防のため、市民に住宅用火災警報器設置及び維持管理の必要性を啓発するとともに、防火思想の向上に努めます。

(2) 救急救命体制の充実



- 堺市への消防事務委託により、高度活動機器の整備、救急救命士の知識・技術習得のための各種研修への派遣、訓練の充実を図り、複雑化する救急事業に対応し、より高度な救急体制の構築を図るとともに、地域防災の担い手となる市民への各種救急講習の実施・受講体制の充実を図ります。

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行い、防火意識の向上に努めます。</li> <li>●各種救急講習を受講し、応急手当の知識や技術を身につけます。</li> <li>●適切な救急車の利用を心掛けるとともに、判断に迷う場合は「救急安心センターおおさか<sup>※</sup>」を積極的に利用します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象施設(共同住宅等含む)の防火管理者等としての責務を果たします。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
防火対象物等の検査件数	313件	293件	600件
住宅用火災警報器の設置率	83%	91%	95%
「救急安心センターおおさか」利用件数	1,590件	1,955件	2,050件
消防団員数	100人	100人	115人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「消防・救急体制の整備に満足している」と思う市民の割合	37.7%	37.9%	UP

【施策19】 安心できる消費生活の支援

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

誰もが安心して消費生活が送れるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

消費生活センターに寄せられる相談については、近年のスマートフォンの普及により、手軽にインターネットを利用する機会が増え、全世代で、インターネット通販におけるトラブル、大手通販事業者になりました詐欺サイトによる架空請求など、デジタルコンテンツに関する相談が増加傾向にあります。

今後も、社会情勢の変化により、消費生活センターに寄せられる内容は多様化、複雑化することが想定され、消費者保護を推進するためには、相談体制の強化や啓発活動の充実を図る必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
3	12	地域から始める地球にやさしい環境づくり
5	17	防災・防犯対策の強化



行政の取組内容

(1)消費者保護の推進

- インターネットショッピングや各種通信販売、SNS<sup>※</sup>などによる架空請求をはじめとした消費トラブルへの対応も含め、消費者や学校関係者などに対する講座の実施や、消費に関するパンフレットの配布など情報提供を行うとともに、新たな事案に対応できるよう消費生活相談の専門性を高めることで、消費者の保護と自立支援を図ります。
- 消費行動が環境に与える影響が大きいことから、消費者の立場から地球環境問題を捉えることによって、マイバッグやマイボトルの使用はもとより、環境にやさしい消費行動の実践を促す啓発に努めます。



市民・事業者の取組内容

市民	●消費トラブルに遭わないよう、情報収集や知識習得に努めるとともに、環境に配慮した消費行動を心がけます。
事業者	●安全・安心な商品や役務の提供、公正な取引に努めます。また、消費者にわかりやすい情報提供や苦情処理体制の確立を図ります。 ●環境に配慮した物品等の調達をします。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
消費生活講座の参加者数	26人	0人	35人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「悪質商法の被害に遭わないよう、その手口を知るなどの心がけをしている」と思う市民の割合	70.7%	74.8%	UP ↗

第6章

施策の推進に  
向けて

【施策20】 市民とともに作る参画と協働のまちづくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民が市政に参画する環境が整い、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、協働するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年度(2011年度)に66.7%あった自治会等への加入率は令和6年度(2024年度)には50.7%にまで低下しています。自治会等を解散する地区も出てきており、地域における支え合いや、日常生活における人と人とのつながりの希薄化といった事態を招いています。その背景として、単独世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加など、世帯構成の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化などが原因として挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症<sup>※</sup>の感染拡大時は、人と人が集まる機会が制限されたことにより、コミュニティ活動の継続に多大な影響がありました。コミュニティ活動の基礎となる自治会等や、制度開始から15年が経過したまちづくり円卓会議<sup>※</sup>は、役員の高齢化や固定化、新たな担い手不足といった課題を抱えており、コロナ禍はこれらの課題を深刻化させました。こうした状況に対応するため、地域と行政が連携・協働して、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

また、住民ニーズの多様化、複雑化に伴う行政需要の増大などに対応するため、持続可能なまちづくりを実現する方策の1つとして、事業者の専門的知識やアイデア、資金や技術、ノウハウを積極的に活用するなど、地域の活性化や社会課題の解決に取り組むことが求められています。

より多くの市民がまちづくりに参画できる環境づくりや、積極的に参画する人材の発掘・育成に取り組むとともに、地域に根ざした活動を行っている自治会等やまちづくり円卓会議の活動の意義や魅力を周知し、コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。



行政の取組内容

(1)市民参加(参画)・協働の推進



- まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、多様な立場の人が参画する機会をつくるとともに、市政に参画する人材の発掘や育成、テーマ型のコミュニティ活動をはじめとした市民公益活動の促進に取り組みます。
- 将来のあるべき姿をともに実現できるよう、地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などと協働し、地域課題の解決に向けた取組みを進めます。
- 市民が主体となった国際交流、国内交流を進めるため、市民団体などが取り組む姉妹都市、友好都市との自主的な交流活動を支援します。
- 地域コミュニティ活動団体との協働によるまちづくりの現状を検証し、今後のあり方等を検討します。

(2)コミュニティ活動の促進



重点施策  
II-①

- 地域を支える人材育成の支援や生涯学習活動による地域課題の共有、コミュニティ活動への参加を促進し、活性化を図ります。
- また、市民活動支援センター<sup>※</sup>や社会福祉協議会などの連携を強化し、ボランティア活動に関する情報発信の充実や、団体相互のネットワークづくりを進めます。

(3)公民連携の推進



- 民間企業や大学をはじめ、多様な主体と連携・協力することにより、それぞれが持つ強みを活かしながら、まちづくりの課題解決に向けた取組みを進めます。

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの発言と行動に責任を持って、まちづくりに取り組み、自治力の向上をめざします。</li> <li>●地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などの活動に参加・参画します。</li> <li>●自らできることから、地域課題の解決やめざすべき地域の実現に向けた多様な活動に参加・参画します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協働によるまちづくりの推進に協力します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
市民・市民公益活動団体との協働事業数	151件	153件	155件
自治会等への加入率	56.7%	50.7%	60%
国際交流・国内交流実施事業数	6件	6件	7件
市民団体新規登録件数(「しみんのちから」掲載) (注):令和3年度からの新規登録件数	—	19件	49件

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「市政への市民参画の機会が十分にある」と思う市民の割合	17.4%	30.5%	UP

【施策21】 情報共有と発信の充実

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

本市のまちの魅力やブランド力を高めることにより、シビックプライド<sup>※</sup>の醸成及び認知度の向上をめざします。

また、市民の声を広く聞くとともに、市民に分かりやすく、かつスムーズに市政の情報を入手できる情報共有の仕組みづくりを進めます。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国の人口減少が加速する中、各地方自治体は移住・定住を目的としたシティプロモーション<sup>※</sup>に積極的に取り組んでいます。

本市においては、転入超過率は府内第2位(平成30年(2018年))で、近年の人口は横ばい又は微増傾向にあります。市民がまちの魅力を確認するとともに、新たな魅力の発掘に取り組み、市民と行政によるシティプロモーションを強化することにより、交流人口や関係人口の増加に努めるとともに、定住人口の増加をさらに促進する必要があります。

誰もが情報発信を行うことができる時代となり、インターネット上で流通する情報には違法有害情報や偽・誤情報も含まれ、批判的に情報を受容することや他者に配慮しながら情報発信をするなど、適切にICT<sup>※</sup>を活用するためのリテラシーが必要となっています。近年では、SNS<sup>※</sup>や動画配信サービスなどさまざまなインターネットサービスの利用者が飛躍的に伸びており、それに伴い、行政情報の発信方法も多様化しています。本市においても、発信媒体の取捨選択と媒体の特性を活かした情報発信に努める必要性が高まっています。

情報通信の発達やグローバル化、経済発展に伴い、価値観の多様化が拡大する中、市民のライフスタイルや世帯構成、地域社会のあり方も変化しています。こうした背景による市民ニーズの多様化に伴い、市政運営に対する提案、意見は増加傾向にあります。本市においても、公平性、透明性の高い行政運営を推進するため、意見、要望の的確な収集によるニーズの把握を行い、効率的な市政運営につながるよう広聴活動を充実する必要があります。

高度情報化の進展を踏まえ、市民と行政の情報の共有化をさらに進め、透明性を確保した効率的な行政運営を進める必要があります。

行政の取組内容

(1) 広報の充実

- 市政に関わるさまざまな情報を、広報誌やホームページのほか、SNSなど行政だけの視点に捉われない多角的な情報発信ができる媒体も活用しながら、より分かりやすく迅速かつ効果的に発信することで、市民との情報の共有を図ります。



(2) 都市魅力の発信

- 本市の住みやすさや魅力を市内外に広く発信し、市の認知度を高めることにより交流人口や関係人口の増加を図るとともに、住む人の愛着を深める取組を行うことにより、定住人口の増加を図ります。



(3) 広聴活動の充実

- 行政運営の公平性、透明性を高めるため「ふるさといきいきカード<sup>※</sup>」や「パブリックコメント<sup>※</sup>制度」の活用、庁内各部署における広聴活動、情報公開の充実を図り、市民の提案や意見、要望などの的確な把握に努めます。



(4) 情報の公開

- 開かれた市政を推進するため、個人情報の保護を徹底した上で、情報公開制度の適正な運用に努めます。



市民・事業者の取組内容

市民・事業者

- 市政に対する理解を深め、市政への参画に努めます。
- 行財政運営が適切に行われているか注視します。
- 自らの活動を通して、まちの魅力の創出と発信に努めます。
- 市の広報活動を受け、政策の推進拡充をめざした意見、要望を提出します。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
ホームページへのアクセス件数	800,012件	1,085,362件	1,095,000件
LINEの友だち登録件数	2,002件	7,597件	9,300件
SNSによる情報発信回数	73回	201回	220回

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「開かれた透明性の高い行政の推進に満足している」と思う市民の割合	14.9%	20.1%	UP

【施策22】 持続可能な行財政運営

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

効率的な行財政運営が図られるとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスが提供されるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化、人口減少の進行に伴い、市税収入の減少や、社会保障経費の増大が見込まれる一方で、住民に最も身近な基礎自治体として、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。そのため、適正な定員管理に努めるとともに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、効率的に対応できるよう組織機構を適宜見直す必要があります。また、市民との協働によるまちづくりや女性活躍の推進、働き方改革に対応するとともに、業務が高度化・細分化し、増加する中で、継続して質の高い行政サービスを提供していくには、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持って躍動し、個の成長・活躍を組織力の向上・最大化につなげていく人事施策を展開していく必要があります。

あわせて、行財政運営の透明性を高めるとともに、行政を取り巻くさまざまなリスクの軽減に努め、自律的に対応する必要があります。

昭和40年代に建設された多くの公共施設等は、近い将来、耐用年数を迎える状況にあり、利用者の安全確保や一定水準の行政サービスを継続するため、予防保全的かつ効果的な維持管理・更新が必要となっていることから、公共施設等総合管理計画をはじめ、公共施設再配置方針や公共施設再配置計画など、関連する計画に基づいた取組みを進め、財政健全化判断比率の推移と改善を見据えた計画的かつ効果的な財政運営を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>の感染拡大により、行政サービスのデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。本市では、DX推進方針に基づき、これまで取り組んできた行政のデジタル化の推進を加速するとともに、国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」に則り、デジタルの力を活用した地方創生に向けた取組みをより一層推進する必要があります。

本市では、南河内広域事務室において、まちづくり分野、福祉分野及び公害対策分野における事務の共同処理を行うほか、「南河内広域公平委員会」の共同設置などや、「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会」などのように近隣市町村との連携を推進しています。さらに、水道事業、消防事務の広域化など、広域連携に積極的に取り組んでいます。今後も、各市町村がそれぞれ単独で事務処理を行うよりも共同で処理するほうが、効率的かつ効果的な事務は、広域連携による事務処理体制を構築して進める必要があります。

分野別計画等

- 行財政運営戦略大綱(令和7年度～)
- 行財政運営戦略プラン2025(令和7～11年度)
- 今後の財政収支見通し(令和7～16年度)
- 公共施設等総合管理計画(平成28～令和37年度)
- 公共施設再配置方針
- 公共施設再配置計画(第一期計画(令和7～14年度))
- 人材育成基本方針
- 人事戦略プラン(令和6～9年度)
- 特定事業主行動計画
- 職員研修計画
- DX推進方針(令和6～8年度)

行政の取組内容

(1) 効率的で効果的な行財政運営の推進



- 行財政運営戦略プラン2025に基づき、限られた財源や人的資源等を有効活用するとともに、民間活力やICT<sup>\*</sup>等のさらなる活用を図ることにより、市民の利便性の向上や事務の効率化を推進します。
- また、行財政運営の透明性を高めるとともに、さまざまなリスクに対し、自律的に対応できるよう内部統制システム<sup>\*</sup>を適切に運用し、ガバナンスの強化を図ります。
- 財政健全化法に定める健全化判断比率の動向に留意し、計画的な行財政改革を進め、安定した財政運営を進めます。
- さらに、複雑、多様化する行政課題に対して、横断的かつ機能的、効率的に対応できるよう、組織機構を適宜見直すとともに、業務量を踏まえた、適正な定員管理に努めます。

(2) 適切な公共施設マネジメントの推進



- 施設の長寿命化・統廃合・複合化等、総合的な視点から施設の方向性を検討し、更新時期の分散・施設管理費の削減を図ります。
- また、公有財産の効率的かつ適正な活用を図ります。

(3) 人材の育成と活用



- 人材の育成に重点を置いた人事評価制度のさらなる活用、職員の能力や特性を活かすことができる適材適所への職員配置など、人材の育成と活用に重点を置いた人事制度の確立を図ります。
- 中長期的な視点で職員の能力・資質の向上を図り、実行力のある自律した職員を育成するため、地域に愛着を持ち、市民との協働によるまちづくりを担うことができる職員の育成を含め、人材育成基本方針に掲げる、求められる職員像の実現に向けて、人事戦略プランに基づき、人事評価制度や昇任昇格制度などの人事管理上の各制度と相互に連動させながら、人材育成に取り組めます。
- また、女性職員の登用など女性職員の活躍できる環境づくりを進めます。

(4) 情報化の推進と個人情報の保護



- DX推進方針に基づき、ガバメントクラウド<sup>\*</sup>を活用した標準システムの運用など、行政のデジタル化を推進し、業務の効率化や市民サービスの向上とともに、行政コストの低減を図ります。また、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)について、適切に管理し情報の保護に努めます。
- マイナンバーカードの利便性や安全性を実感できるよう、普及啓発に努めます。あわせて、マイナンバーカードを利用したオンライン手続きについて、国と連携して拡充に努めます。
- デジタル化が進化する行政サービスの入り口として広く活用されているスマートフォンの活用講座を実施するなど、デジタルデバイド<sup>\*</sup>対策に取り組めます。

(5) 広域連携の推進



- 大阪府からの権限移譲に係る事務の共同処理をはじめ、水道事業や消防事務など、広域化のスケールメリットを活かした事務の効率化や市民サービスの向上、経費の削減が期待できる事務について、広域連携を推進します。

【施策22】 持続可能な行財政運営

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>行財政運営が適切に行われているか注視し、適切な行政サービスのあり方や必要な受益者負担への理解を深め、協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>行財政運営が適切に行われているか注視します。</li> </ul>

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
まちづくり寄附金額	254万円	2,400万円	2,400万円
財政健全化判断比率(実質赤字比率)	黒字	黒字	黒字
女性管理職の登用(課長級以上の管理職の割合)	19.0%	22.1%	30%

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「計画的な行政運営に満足している」と思う市民の割合	14.5%	15.6%	UP 



## 中間見直し等方針

## 第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針

## 1 第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等の趣旨

令和12年度(2030年度)を目標年度とした第五次大阪狭山市総合計画について、令和8年度(2026年度)に中間年度を迎えること、また、第2期大阪狭山市総合戦略の計画期間の最終年度が令和7年度(2025年度)であることから、これまでの施策の進捗状況や本市を取り巻く情勢等の変化等を踏まえて、第五次総合計画の中間見直し(後期基本計画の策定等)を行うとともに、次期総合戦略を策定する。

## 2 基本的な考え方

## (1) 総合計画(基本構想、基本計画)の見直し

基本構想は、現状分析やこれまでの取り組みの実施状況の分析等を実施した上で、必要に応じて改定を行う。また、基本計画は、市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」について、各施策の課題、取組内容、指標等の見直しを行い、後期基本計画を策定する。

## (2) 総合戦略等との統合

次期総合戦略については、第五次総合計画の見直しとあわせて一体的に検討し、総合計画と総合戦略を一体のものとして策定する。また、検討するにあたっては、国や大阪府の総合戦略の内容を勘案するとともに、人口ビジョンについても必要に応じて時点修正を行う。

## 3 考慮する社会経済情勢の変化と市が抱える課題への対応

デジタル化の進展やアフターコロナの新たなライフスタイルへの対応など、大きく変化する社会経済情勢に加え、学校園を含む公共施設の再配置、まちの拠点整備など、市が今後取り組むべき諸課題に対し、的確かつ柔軟に対応した計画とする。

## 4 推進体制

## (1) 総合計画・総合戦略審議会

総合計画・総合戦略審議会は、大阪狭山市附属機関設置条例に基づき設置された市長の附属機関で、識見を有する者、関係団体代表者、公募市民等により組織し、第五次総合計画の中間見直し等に関する調査及び審議を行う。

## (2) 総合計画・総合戦略策定委員会

総合計画・総合戦略策定委員会は、副市長、教育長、部長級職員により組織し、第五次総合計画の中間見直し案等について最終的な調整を行うなど、庁内案として意思決定する。なお、中間見直し案の作成は、すべての市職員が主体的に検討に参加し、全庁的な体制で取り組むこととする。

## 市民参画による計画づくり

## 1 市民意識調査

第五次総合計画の見直しに係る基礎資料とするため、市内在住の16歳以上の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

◆実施時期:令和6年6月25日(火曜日)～7月30日(火曜日)

◆有効回収率:41.0%

※ 調査結果の概要は、P116～P117

## 2 議員全員協議会

第五次総合計画の見直しにおける検討状況等の説明(情報提供)を行い、市議会から意見等をいただきました。

◆実施時期:令和6年11月21日(木曜日)、令和7年9月25日(木曜日)

## 3 パブリックコメントの実施

第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画(第3期大阪狭山市総合戦略)) (素案)をホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

◆実施時期:令和7年9月30日(火曜日)～令和7年10月20日(月曜日)

◆意見等件数:5名(13件)

審議会への諮問

大 狭 企 第 8 4 号  
令和7年(2025年)2月25日

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会会長様

大阪狭山市長 古川 照人

第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び  
第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(諮問)

第五次大阪狭山市総合計画を中間見直しするとともに、第3期大阪狭山市総合戦略を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

審議経過

	年	月 日	審議等の内容
第1回審議会	令和7年	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画及び第2期大阪狭山市総合戦略について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画中間見直しスケジュール(案)について</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想)(素案)について</li> </ul>
第2回審議会	令和7年	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の振り返りについて</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(後期基本計画)(素案)について(序章及び第1章から第3章まで)</li> </ul>
第3回審議会	令和7年	5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の振り返りについて</li> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(後期基本計画)(素案)について(第4章から第6章まで)</li> </ul>
第4回審議会	令和7年	7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(答申案)について</li> </ul>
答 申	令和7年	8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(答申)</li> </ul>

資料編

審議会からの答申

令和7年(2025年)8月28日

大阪狭山市 古川 照人 様

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会  
会 長 上甫木 昭春

第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び  
第3期大阪狭山市総合戦略の策定について(答申)

令和7年(2025年)2月25日付け大狭企第84号で諮問された第五次大阪狭山市総合計画の中間見直し及び第3期大阪狭山市総合戦略の策定につきまして、大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会において慎重に審議いたしました結果、別添のとおり答申いたします。

なお、この答申を十分に尊重して計画を策定されますとともに、計画策定後は、その計画の実現に向けてご努力されますよう要望いたします。

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員

区 分	氏 名	摘 要
学識経験のある者 (6名)	○小野 達也	桃山学院大学 社会学部 教授
	◎上甫木 昭春	大阪府立大学 名誉教授
	地下 まゆみ	大阪大谷大学 教育学部 教授
	富田 充俊	大阪府 政策企画部 企画室 推進課
	久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 環境・まちづくり系専攻 教授
	溝手 真理	帝塚山学院大学 リベラルアーツ学部 教授
関係団体代表者 (10名)	上田 幸男	大阪狭山市農業委員会代表
	大西 圭介	狭山中学校区まちづくり円卓会議代表
	菊屋 英一	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議代表
	酢谷 貢	大阪狭山市社会福祉協議会代表
	寺坂 出	勤労者代表
	中嶋 芳彦	大阪狭山市商工会代表
	南城 克彦	金融機関代表
	西井 忠好	第三中学校区まちづくり円卓会議代表
	野村 佑	大阪狭山市青少年指導員会代表
	山村 歳幸	大阪狭山市自治会地区会連合会代表
一般市民 (2名)	金谷 雅夫	公募市民
	小松 茂美	公募市民

委員18名(敬称略/区分ごとに五十音順)  
◎は会長 ○は副会長

大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会規則

令和6年3月31日  
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例(平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員は、大阪狭山市総合計画及び大阪狭山市総合戦略等の策定についての調査、研究及び審議が終了したときは、退任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(大阪狭山市総合戦略策定委員会設置規則の廃止)
- 2 大阪狭山市総合戦略策定委員会設置規則(平成27年大阪狭山市規則第22号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行後及び委員の任期の満了後、最初に行われる審議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会経過

	年	月 日	議事の内容
第1回 策定委員会	令和6年	5月14日	●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針及びスケジュールについて ●基本計画の総括及び市民意識調査について(今後の予定)
第2回 策定委員会	令和6年	9月17日	●第五次大阪狭山市総合計画中間見直し等方針について ●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想)見直しの方向性について ●「第五次大阪狭山市総合計画中間見直し」に関する市民意識調査結果(速報)について ●第五次大阪狭山市総合計画(基本計画)の進捗状況等について
第3回 策定委員会	令和6年	11月12日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(庁内案(原案))について ●大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会委員について
第4回 策定委員会	令和7年	2月5日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(庁内案(素案))について ●大阪狭山市総合計画・総合戦略審議会の委員及びスケジュールについて
第5回 策定委員会	令和7年	7月7日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(答申案)について
第6回 策定委員会	令和7年	9月17日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(素案)に対するパブリックコメントの実施について
第7回 策定委員会	令和7年	11月4日	●第五次大阪狭山市総合計画(基本構想・後期基本計画)(案)について

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会委員

構成	氏名
副市長(委員長)	田中 斉
副市長(副委員長)	楠 弘和
教育長	竹谷 好弘
危機管理室長	谷 義浩
政策推進部長	古頃 孝司
総務部長	田中 孝
健康福祉部長	山本 高久
まちづくり推進部長	古川 真一
市民生活部長	鶴田 善道
水政策部長	三井 雅裕
出納室長	森 浩子
議会事務局長	山崎 正弘
総合行政委員会事務局長	堀 慶祐
教育部長	山田 裕洋
こども政策部長	浜口 亮

令和7年4月1日現在

## 大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会規程

## (設置)

第1条 大阪狭山市総合計画基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)並びに大阪狭山市総合戦略及び大阪狭山市人口ビジョン(以下「総合戦略等」という。)を円滑に策定するため、大阪狭山市総合計画・総合戦略策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略等の基本的な策定方針案の決定に関すること。
  - (2) 総合計画案及び総合戦略等案の最終的な総合調整及び作成に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画案及び総合戦略等案の策定に係る重要事項に関すること。
- 2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項について市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は担当副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (部会)

第6条 策定委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する部会委員で組織し、策定委員会の所掌事務を分掌する。

3 部会に部会長を置き、委員長が部会委員のうちから指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

## (部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

## (資料提出等の要求)

第8条 策定委員会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (プロジェクトチーム)

第9条 策定委員会の所掌する事務を円滑に推進するとともに、政策の意思決定過程への職員の参加を促進するために、策定委員会に大阪狭山市総合計画・総合戦略プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 プロジェクトチームの運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則(平成11年規程第1号)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規程第7号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規程第12号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、それぞれ改正後の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規程第5号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

33 改正前の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、それぞれ改正後の大阪狭山市文書取扱規程、大阪狭山市当直規程及び大阪狭山市公用車管理規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日規程第1号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月27日規程第11号)

この規程は、平成30年4月28日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規程第3号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(大阪狭山市総合戦略推進本部設置規程の廃止)

2 大阪狭山市総合戦略推進本部設置規程(平成27年大阪狭山市規程第6号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

副市長

教育長

危機管理室長

政策推進部長

総務部長

健康福祉部長

まちづくり推進部長

市民生活部長

水政策部長

出納室長

議会事務局長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

農業委員会事務局長

固定資産評価審査委員会事務局長

教育部長

こども政策部長

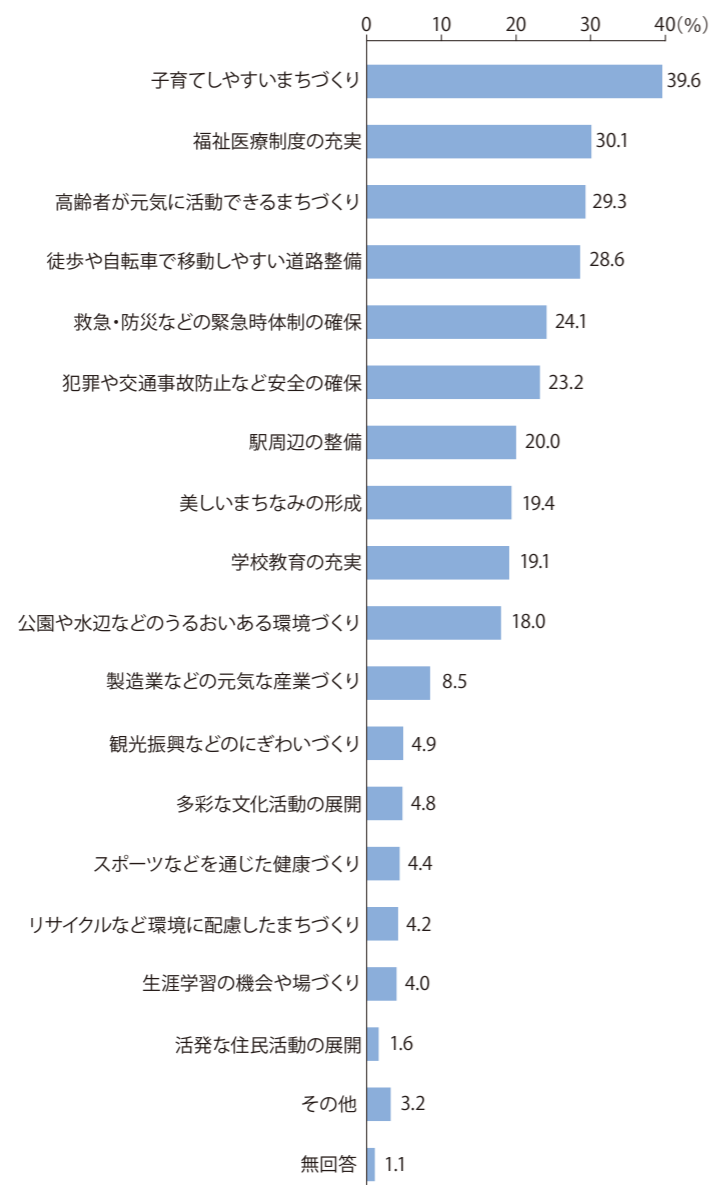
その他委員長が必要と認める者

市民意識調査結果の概要

市民意識調査結果のうち、「住みよさの評価」及び「定住意向」については基本構想第2章第3節に掲載していますが、そのほかの特徴的な点は次のようなものです。

◆大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野としては、「子育てしやすいまちづくり」が39.6%と最も高く、次いで「福祉医療制度の充実」が30.1%、「高齢者が元気に活動できるまちづくり」が29.3%、「徒歩や自転車で移動しやすい道路整備」が28.6%となっている。

◆大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野

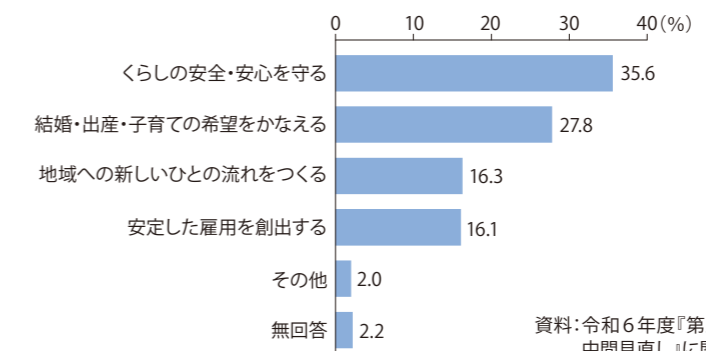


n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

◆全国的に人口減少が進むなか、活力ある社会をめざして大阪狭山市が力を入れるべきこととしては、「くらしの安全・安心を守る」が35.6%と最も高く、次いで「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」が27.8%、「地域への新しいひとの流れをつくる」が16.3%となっている。

◆活力ある社会をめざして大阪狭山市が力を入れるべきこと

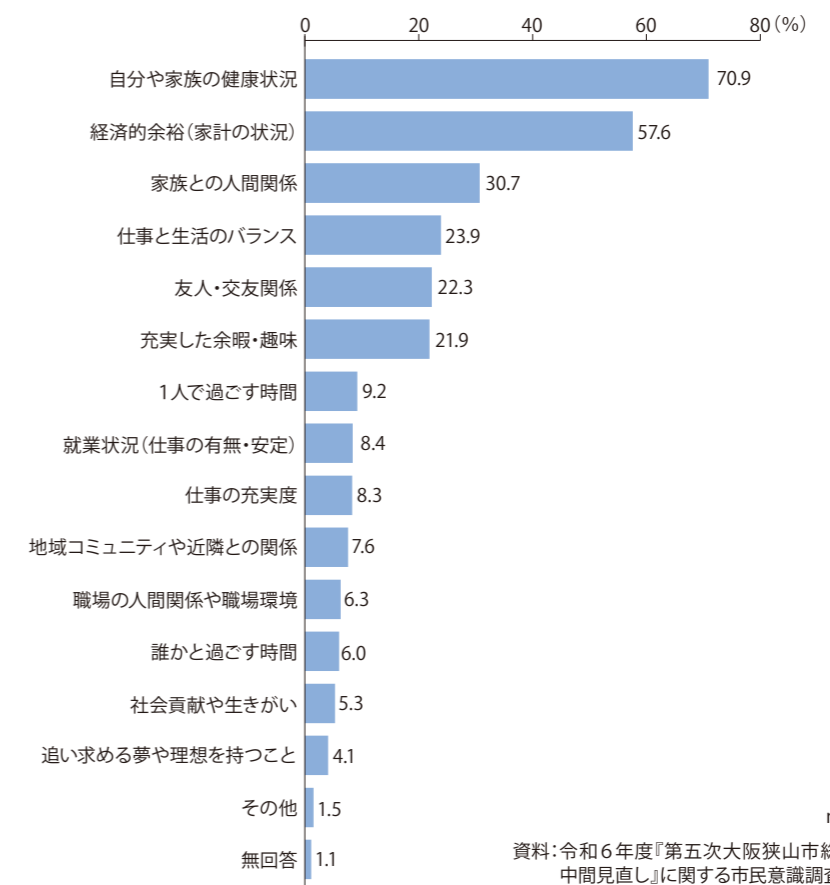


n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

◆幸せであるために重要だと思うことは、「自分や家族の健康状況」が70.9%と最も高く、次いで「経済的余裕(家計の状況)」が57.6%、「家族との人間関係」が30.7%となっている。

◆幸せであるために重要だと思うこと



n=1,230

資料:令和6年度『第五次大阪狭山市総合計画 中間見直し』に関する市民意識調査報告書

## SDGsの17のゴール

目標	SDGsの17のゴール
	<b>1. 貧困をなくそう</b> 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	<b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標	SDGsの17のゴール
	<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	<b>12. つくる責任つかう責任</b> 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていて、まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	<b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	<b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	<b>17. パートナリシップで、目標を達成しよう</b> 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

総合計画の施策とSDGsの17のゴール

施策の大綱	施策	SDGsの17のゴール																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 子どもや若者の未来が輝くまちづくり	① 安心して子育てができる環境づくり			●	●							●					●	
	② 生きる力を伸ばす教育環境づくり		●		●	●					●	●					●	
	③ 子どもや若者の健全育成				●				●		●						●	
2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	④ 地域福祉の推進			●								●		●				
	⑤ 健康づくりや医療体制の充実		●	●								●						
	⑥ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり			●								●						
	⑦ 障がいがある人の自立と社会参加の促進			●	●				●		●	●						
3 自然と調和した活力のある快適なまちづくり	⑧ 社会保障制度の安定的な運営	●		●								●						
	⑨ 快適で魅力ある都市空間の形成						●			●	●						●	
	⑩ 便利で快適な道路交通環境の形成							●		●	●							
	⑪ 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり				●						●						●	
	⑫ 地域から始める地球にやさしい環境づくり						●	●		●	●	●	●	●				
4 豊かな心と文化を育むまちづくり	⑬ 産業の振興によるにぎわいの創出	●							●	●	●	●					●	
	⑭ 生涯学べる環境づくり			●	●							●						
	⑮ 市民文化・歴史文化の振興				●													
5 安全で安心できるまちづくり	⑯ 互いに人権を尊重する共生社会づくり			●	●						●						●	
	⑰ 防災・防犯対策の強化											●		●				
	⑱ 消防・救急体制の強化			●								●						
6 施策の推進に向けて	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑲ 安心できる消費生活の支援											●	●					
	⑳ 市民とともに作る参画と協働のまちづくり																●	
	㉑ 情報共有と発信の充実											●					●	
	㉒ 持続可能な行財政運営				●						●					●		

用語解説

用語	掲載ページ	解説
あ行		
●アピアランスケア	58,59	がん治療(抗がん剤、放射線など)によって起こる脱毛、肌や爪の変化、手術による傷跡など、外見の変化に伴う患者さんの身体的・精神的・社会的な苦痛を和らげるためのケア。
●IoT	12,68,69	Internet of Thingsの略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う。
●ICT	12,51,100,103	Information and Communication Technologyの略称。情報・通信に関する技術の総称。
●アセットマネジメント	69	広義には、投資用資産の管理を実際の所有者・投資家に代行して行う業務。公共施設においては、施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う。
●安全安心推進リーダー	91	「安全安心スクール」で、すべてのプログラムを受講し、「安全安心推進リーダー認定証」の交付を受けた人。
●いきいき百歳体操	61	地域に住む高齢者の誰もが参加できる介護予防体操。主に自治会や老人クラブなどで実施されている。
●ウェルビーイング(Well-Being)	12	「良い(Well)」と「状態(Being)」を組み合わせた言葉で、心身ともに満たされ、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
●ウォークابل	32	人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」。本市も、国土交通省の「まちなかウォークابل推進プログラム」に賛同し、歩きたくなる空間形成をめざす。
●AI	12,68,69,71,72	Artificial Intelligenceの略称。人工知能。
●エコ農産物	79	農業や化学肥料の使用量を基準(慣行栽培の5割)以下に削減して栽培された農産物で、生産計画とともに届出を行い、行政に認証されたものをいう。大阪府では、指導員が農家への技術指導や農産物の認証事務を行っている。
●SNS	95,100,101	Social Networking Serviceの略称。インターネット上において、利用者が相互交流や情報発信を行うためのサービス。
●SDGs	11,27,41,76	Sustainable Development Goalsの略称。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」のこと。
●NPO	75,76	Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
●エリアマネジメント	74	一定のエリアを対象に、民間が幅広く主体的にまちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行い、地域における良好な環境や地域の価値を継続的に維持・向上させるための手法。

用語	掲載ページ	解説
●LGBT	26	レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者、トランスジェンダーは自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人。
●大阪広域水道企業団	68,69	水道用水供給事業、水道事業、工業用水道事業を行う、大阪府内の42市町村が共同で設立した特別地方公共団体。
●大阪狭山ブランド	79,80	大阪狭山の魅力発信、都市イメージの発信・向上に大きく寄与できるものとして、本市商工会に設置された「大阪狭山ブランド認定委員会」が認定した地域資源を活用した商品・サービスなどをいう。
●温室効果ガス	75,76,77	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスの総称。石炭、石油などの使用量の増大に伴い、温室効果ガスの大気中の濃度は増加している。
か行		
●ガバメントクラウド	103	国や地方公共団体などが共同で利用する政府共通のクラウド基盤。
●上初湯川ふれあいの家	54	和歌山県日高郡日高川町にある野外活動施設。小学校跡を改築・整備した施設で、平成14年(2002年)に友好都市である本市と当時の和歌山県日高郡美山村が住民相互の交流を一層深めるため、大阪狭山市の市民及び各種団体が優先利用できることを目的として、本施設の利用に関する協議書を締結している。
●環境教育	74	人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育。
●基幹相談支援センター	63	障がいがある人やその家族の最初の相談窓口となるほか、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行う、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。
●救急安心センターおおさか	93	救急車を呼んでもいいか迷ったとき、24時間365日、看護師や相談員が医師の支援体制のもと、病気やけがの緊急性を判断し、救急車の要請、応急手当の指示、適切な救急病院の案内を行う機関のこと。
●ゲートキーパー	59	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられている。
●健康寿命	58	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
●交通モビリティ	71,72	地域や個人における移動手段。
●高齢者SNSネットワーク	61	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、関係機関、協力機関等で作るネットワーク。
●コミュニティ・スクール	51	学校運営協議会制度による、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を活かしながら、協働して子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

用語	掲載ページ	解説
さ行		
●再生可能エネルギー	27,76	自然環境の中で、繰り返し取り出すことができるエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光のほかに、太陽熱、地熱、水力や風力などがある。
●市街化区域	23,69	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
●市街化調整区域	23,69	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする。
●シティプロモーション	100	地方公共団体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。地域のイメージ向上やブランドの確立をめざし、移住促進や地域経済の活性化などを目的とした取り組み。
●シビックプライド	100	都市に対する市民の誇りをさす呼称。
●市民活動支援センター	14,83,99	市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図る拠点。市民活動に関する情報提供、調査研究やボランティア及び市民活動団体の支援につながる各種事業などを展開している。
●重層的支援体制	36,57	介護・障がい・子ども・困窮の各法に基づく相談支援を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、複合・複雑化した支援ニーズに対応する体制。
●循環型節水社会	68	限りある水資源を有効に利用するとともに、持続可能な形で循環させながら利用していくことで環境への負荷を低減することを目的として、節水・雨水利用など、水利用が合理化された社会のこと。
●ショートステイ	63	自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴・排泄・食事等の必要な介護を受けてもらうこと。
●初期救急医療	58,59	住民に身近な地域の救急告示病院やその他の病院等の医療機関が、症状が比較的軽症で、入院治療の必要がない患者の受け入れを行うこと。南河内南部広域小児急病診療体制による夜間急病診療(輪番による指定病院、365日毎夜)や休日急病診療(大阪狭山市休日診療所や富田林病院)がその例として挙げられる。
●新型コロナウイルス感染症	11,12,58,78,79,98,102	世界規模で拡大している感染症で、ウイルス性の風邪の一種。正式名称は、世界保健機関(WHO)により「COVID-19(coronavirus disease 2019)」という。
●Society5.0	44	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる、人間中心の社会(Society)。
た行		
●男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」	86	男女共同参画社会を実現するための拠点。男女共同参画に関する情報提供や学習の場として、図書や雑誌、パンフレットなどの資料を設置し、また、さまざまなテーマの講座・学習会などを開催している。
●地域学校協働活動	51,52,54	地域と学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支える活動のこと。読み聞かせ、登下校の見守り、職場体験の受け入れ、放課後の学習支援など、地域全体で子どもたちを育てる取り組み。

用語	掲載ページ	解説
●地域活動支援センター	63	障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
●地域共生社会	36,56	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
●地域就労支援センター	78	就職困難者等に対する雇用、就労問題に関する相談や求人・求職情報を提供する窓口。
●地域ビジョン	9	「大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」第8条に規定する「校区の将来像及びそれを達成するための事業計画」。
●地域包括ケアシステム	60,61	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
●地域包括支援センター	61	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険や福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの支援を行う機関。
●地域防災リーダー	90,91	地域の防災分野で活躍する人材を育成する目的で創設した「防災士資格取得補助制度」を利用して、防災士資格を取得した人のこと。
●地域防犯ステーション	91	金剛駅西口地域防犯ステーションは、金剛駅前周辺の防犯拠点として市が設置した施設であり、市民ボランティア団体に土日祝日や年末年始を含めて年365日の常駐業務などの運営を委託している。 また、すべての小学校区に設置されている地域防犯ステーションは、小学校の余裕教室等を活用した防犯拠点のことで、各校区の住民（自治会、青少年指導員、PTAなど）で構成された運営委員会により、学校と地域の安全の両方を守る取り組みが行われている。
●地区福祉委員会	57	地域内の「福祉のまちづくり」の推進を目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されている委員会。
●デジタルデバインド	12,103	情報通信技術（ICT）へのアクセスや利用の格差。
●テレワーク	12,79	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語である。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがあげられる。
な行 ●内部統制システム	103	事務手続きを可視化し、モニタリングする一連の流れ。
●「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会	78	「楠公さん」ゆかりの地などが自治体連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと連動した地域の活性化を図るため、大河ドラマの誘致を行うことを目的としている。

用語	掲載ページ	解説
●ニート	53,54	Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略称。国では若年無業者のことをいい、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」と定義している。
●西高野街道観光キャンペーン協議会	78	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機に、西高野街道を中心とする地域の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的としている。
●2025年問題	56	団塊の世代が全て75歳以上となることで起こると予測されるさまざまな問題。高齢者人口の急激な増加や、疾病構造の変化に伴う支え手となる現役世代への負担の増加、要介護・要支援認定者や認知症患者などの支援を必要とする方の増加など、多くの問題が指摘されている。
●認知症サポーター	61	認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で見守り活動をする応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することで認知症サポーターに認定される。
●認定子育てサポーター	49,50	地域の子育て家庭を支援するため、市の独自施策として、子育てや保育経験のある市民を対象に、養成講座を開催し、修了者をサポーターとして認定するもの。
●ネイチャーポジティブ	74	生物多様性の損失を食い止め、令和12年（2030年）までにその損失を反転させ、自然を回復軌道に乗せるという国際目標。
●農地中間管理機構	78	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に1つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消の推進などの役割を担う。
は行 ●8050問題	64	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子を80代前後の親が養っている状態をさす。
●華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会	78	NHK大河ドラマ「太平記」の放映を契機に、南河内を中心とする大阪の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的として、平成2年12月に設立された。現在は、南河内観光PRキャラバン事業やみなみかわち歴史ウォーク事業などを通じ、南河内の観光魅力を広くPRしている。
●パブリックコメント	101	計画や条例などの策定や変更をするときに、その内容を案の段階で市民に公表し、その案に対して寄せられた意見や提案、要望などを考慮しながら、最終的な意思決定を行う制度。
●ハローワーク	64,78,79	求職者や求人事業主の方に対して、全国の豊富な求人情報をもとにした職業紹介のほか、雇用保険、雇用対策などのさまざまなサービスを提供する国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。
●ビッグデータ	68	大量、高速、多様性があるデータ。ツールで分析することにより、人力では出すことが困難な分析結果を得ることができる。

## 市民憲章／市歌

用語	掲載ページ	解説
●避難行動要支援者	57,91	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人。
●5G	12	5th Generation（第5世代移動通信システム）の略称。次世代無線通信規格。
●福祉教育	57	「ふだんのくらしのしあわせ」を誰もが実現できるよう、地域の人々や課題と関わり、多様性を理解し、支え合う「ともに生きる力」を育む学び。
●ふるさといきいきカード	101	市民が市政への提案・要望・意見を市へ送る問い合わせフォームのこと。
●北条五代観光推進協議会	78	北条氏にゆかりのある行政及び観光協会が連携し、北条氏のさまざまな偉業や魅力を活用した観光事業を展開することにより、北条氏ゆかりの地として歴史や文化を広く全国に紹介し、地域の活性化を図ることを目的としている。
<b>ま 行</b>		
●まちづくり円卓会議	9,14,98,99	地域内の自治会（地区会）や住宅会、NPO、市民活動団体、事業者などが中学校区を単位として、一堂に会してまちづくりについて話し合い、「地域のことは地域で考える」ことを実践するまちづくり制度。
<b>や 行</b>		
●ヤングケアラー	56	子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」。
●ユニバーサルデザイン	57	障がい者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいようにまちづくり、ものづくり、環境づくり等を行う考え方。
<b>ら 行</b>		
●ライフステージ	82	乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期など、人生の年代ごとの段階のこと。
<b>わ 行</b>		
●ワーク・ライフ・バランス	12,86,87	「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる考え方。

## 【市民憲章】

わたくしたちの狭山は、金剛、葛城をあおぎ、  
水豊かな狭山池の美しい自然と  
古い歴史に恵まれたのびゆくまちです。  
わたくしたちは、このまちに住むことに誇りをもって、  
よりよいまちを築くために、  
みんなの願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたちは

- 一. 思いやりの芽を育て、明るく楽しいまちをつくりましょう。
- 一. 自然を愛し、美しく住みよいまちをつくりましょう。
- 一. 健康で働くよろこびをもち、心豊かなまちをつくりましょう。
- 一. 教養を高め、知性に満ちた文化のまちをつくりましょう。
- 一. 幸せを願い、夢と希望のあるまちをつくりましょう。

## 【市歌】

- |  |   |  |
|--|---|--|
| 一. 金剛山の山なみを<br>水面にうつす狭山池<br>古よりも栄えきて<br>水鳥泳ぐ永遠の<br>希望にもえる平和都市<br>大阪狭山市栄えあれ | 二. 松のみどりの美しく<br>学園都市の誇りあれ<br>すべての人よ学べとて<br>手をたずさえて伸びてゆく<br>未来を担う文化都市<br>大阪狭山市誇りあれ | 三. 春は桜の花影や<br>田の面につばめゆきかいて<br>心をつなぐ人の和に<br>わがふるさとのあたたかき<br>光にみちた愛の街<br>大阪狭山市望みあれ |
|--|---|--|

作詞：中井明子、補作・作曲：早野柳三郎

水・ひと・まちが輝き  
みんなの笑顔を未来へつなぐまち

## 第五次大阪狭山市総合計画

改訂版

発行日:令和8年3月

発行:大阪狭山市

編集:大阪狭山市 政策推進部  
企画・情報政策グループ

〒589-8501大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384-1

TEL072-366-0011(代)

<https://www.city.osakasayama.osaka.jp>